

官報  
號外

昭和四十八年六月二十九日

午後二時五分開議

右

国会に提出する

内閣總理大臣 田中 角榮

第七十一回

昭和四十八年六月二十九日(金曜日)  
○第七十一回  
国會衆議院

衆議院會議錄

第四十八号

同林一堂

議事日程 第四十四号

## 第一　自然公園法及び自然環境保全法の一部を

## 第一 稲作物共済及び園芸施設共済に関する附録

案(内閣提出)

(内閣提出)

法律案(内閣提出)

の一部を改正する法律案(内閣提出)

案〔内閣提出〕

○本田の会議に付した案件

漁港審議会委員任命につき同意を求めるの件  
運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

## 労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件



園芸の用に供する施設（以下「施設園芸用施設」という。）のうち温室その他のその内部で農作物

を栽培するための施設（これに附屬する設備を含み、農林省令で定める簡易なものを除く。）をいう。

## 第二章 農業共済組合及び市町村の共済事業

（共済事業の実施）

### 第三条 畑作物共済事業及び園芸施設共済事業

は、農業共済組合及び農業災害補償法第八十五条の三第一項の認可を受けた市町村のうちその申請により都道府県知事が指定するもの（以下「指定組合等」という。）が行ない。

2 農業共済組合又は市町村は、前項の指定を申請し、もととするときは、農林省令で定めるところにより、その行なうとする畑作物共済事業又は園芸施設共済事業に係る次に掲げる事項に関する共済事業計画を記載した申請書に、当該事業の収支の見積り及び実施の細目に關する書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

一 共済目的とする指定畑作物の種類（畑作物共済事業に限る。）

二 事業実施地域

### 三 農業共済組合又は市町村は、第一項の指定を申請し、よるとときは、あらかじめ、前項の共済事業計画につき、農業共済組合にあつては議会総会又は総代会の議決、市町村にあつては市町村がその組合員となつてある農業共済組合連合会の同意を得なければならない。

4 都道府県知事は、第一項の指定をする場合においては、当該都道府県の区域を通ずる指定畑作物に係る生産事情又は特定園芸施設の設置状況及びこれらに係る灾害の発生状況に照らし畑作物共済事業又は園芸施設共済事業が第一條に規定する制度の確立に資することとなるよう

効率的に行なわれることを旨としてこれをしなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の申請に係る農業共済組合又は市町村がその組合員となつてある農業共済組合連合会が第十六条第一項の規定により、当該申請に係る畑作物共済事業又は園芸施設共済事業による共済責任について保険事業を行なうこととなる場合でなければ、第一項の指定をしてはならない。

6 都道府県知事は、第一項の指定をしたときは、農林省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林大臣に報告しなければならない。

### （共済約款）

第四条 指定組合等は、その行なう畑作物共済事業又は園芸施設共済事業に係る共済約款を定め、都道府県知事の認可を受けなければならぬ。

2 共済約款には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 被共済者の資格に関する事項

二 共済契約の締結の要件に関する事項

三 共済目的に関する事項

四 共済責任期間に関する事項

五 共済掛金率及び純共済掛金率に関する事項

六 共済掛金の支払に関する事項

七 共済金額の制限及び削減に関する事項

八 共済金の支払及びその免責に関する事項

九 損害額の認定及び算定方法に関する事項

十 その他農林省令で定める事項

十一 共済約款の認可に関する基準は、農林省令で定める。

4 前条第三項及び第六項の規定は、第一項の認可及びその申請について適用する。

（共済事業計画等の遵守）

第五条 指定組合等は、その共済目的に共済金額に従つて畑作物共済事業又は園芸施設共済事業を行なわなければならない。

### （共済事業計画等の変更）

第六条 指定組合等は、その共済事業計画又は共済約款を変更しようとするときは、農林省令で定めるところにより、その変更につき、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 第三条第三項、第四項（共済事業計画を変更する場合に限る。）及び第六項の規定は、前項の認可及びその申請について準用する。

### （指定の取消し）

第七条 都道府県知事は、指定組合等が畑作物共済事業又は園芸施設共済事業に係る業務又は会計につき法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したときは、第三条第一項の指定を取り消すことができる。

2 前項の規定により第三条第一項の指定を取り消した場合における当該共済事業、これに係る共済契約、その共済責任に係る保険契約及びその保険責任に係る再保険契約に關し必要な経過措置は、政令で定める。

### （共済目的）

第八条 畑作物共済は、被共済者が栽培する指定畑作物をその共済目的とする。

2 園芸施設共済は、被共済者が所有し、又は管理する特定園芸施設をその共済目的とし、共済約款において定めたときは、これにあわせて次に掲げる物についても、これらをその共済目的とする。

一 被共済者が所有し、又は管理する農林省令で定める施設園芸用施設（特定園芸施設を除く。）であつて、共済目的とされた特定園芸施設とともに次号に掲げる農作物の栽培の用に供されるもの

二 共済目的とされた特定園芸施設の内部で被共済者が栽培する農作物（農業災害補償法対象畑作物その他農林省令で定める農作物を除く。）

害その他の気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による灾害、火災、病虫害、鳥獸害又はこれらに準ずる事故で農林省令で定めるものによって生じた損害（前条第二項第二号に掲げる共済目的に係るものにあつては、共済目的とされた特定園芸施設につき生じた事故に伴つて生じたものに限る。）について、被共済者に共済金を支払うものとする。

### （共済金額）

第十一条 畑作物共済の共済金額は、指定畑作物に係る収穫物の単位当たり価格に基準収穫量を乗じて得た金額（以下「基準収穫金額」という。）に政令で定める率を乗じて得た金額をこえない範囲内において、共済契約で定める金額とする。

2 前項の単位当たり価格は都道府県知事が、同項の基準収穫量は過去一定年間ににおける当該被共済者の当該収穫物の収穫量等を基礎として指定組合等が、それぞれ農林大臣が定める準則に従つて定めるものとする。

3 園芸施設共済の共済金額は、共済価額に政令で定める率を乗じて得た金額をこえない範囲内において、共済契約で定める金額とする。

4 前項の共済価額は、農林省令で定めるところにより、共済目的とされた特定園芸施設及び第八条第二項第一号に掲げる施設園芸用施設の価額を基礎とし、共済目的とされた同項第二号に掲げる農作物の生産費を勘案して、指定組合等が定める金額とする。

5 園芸施設共済の共済金が支払われた場合においては、当該共済金に係る損害の発生した時以後の当該園芸施設共済の共済金額は、その支払われた共済金に相当する金額だけ減額された金額となるものとする。

第十二条 畑作物共済掛金率は、各指定組合等につき指定畑作物の種類ごと又は農林省令で定める施設園芸用施設の区分ごとに農林大臣が定める基準共済掛金率を下らない範囲内の率としなけれ



種類の区分ごとに、その区分に属する保険契約が最初に成立した時に、当該指定連合会と政府との間に、当該保険責任を再保険する一の再保険契約が成立する。  
2 園芸施設共済に係る保険契約が成立したときは、当該指定連合会と政府との間に、当該保険契約により当該指定連合会が負う保険責任を再保険する再保険契約が成立する。  
(再保険金額)

第二十三条 畑作物共済に係る再保険金額は、当該再保険契約に係る保険契約による保険金額の合計額のうちその合計額に当該保険契約による保険責任に係る危険の態様を勘案して農林大臣の定める率を乗じて得た金額をこえる部分の金額を算出し、これに政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額とする。

2 園芸施設共済に係る再保険金額は、当該再保険契約による保険金額のうちその合計額に当該保険契約による保険金額の合計額のうちその合計額に当該保険契約による保険責任に係る危険の態様を勘案して農林大臣の定める率を乗じて得た金額をこえる部分の金額を算出し、これに政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額とする。

2 園芸施設共済に係る再保険金額は、当該再保険契約による保険金額のうちその合計額に当該保険契約による保険金額の合計額のうちその合計額に当該保険契約による保険責任に係る危険の態様を勘案して農林大臣の定める率を乗じて得た金額をこえる部分の金額を算出し、これに政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額とする。

2 園芸施設共済に係る保険契約が成立したときは、当該指定連合会と政府との間に、当該保険契約により当該指定連合会が負う保険責任を再保険する再保険契約が成立する。  
2 園芸施設共済に係る保険契約が成立したときは、当該指定連合会と政府との間に、当該保険契約により当該指定連合会が負う保険責任を再保険する再保険契約が成立する。

ノ受入金ハ同条第二項及第二十四条第一項ノ規定ニ依ルモノノ外予算ノ定ムル所ニ依リ畑作物共済及園芸施設共済ニ関スル異常災害ノ発生ニ伴フ臨時畑作物勘定ニ於ケル再保険金ノ支払財源ノ不足ニ充ツル為ノ財源トシテ之ヲ繰入ルモノトス

第二条ノ二第三項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル臨時畑作物勘定ヘノ繰入金ニ付之ヲ準用ス

第二十八条 臨時畑作物勘定ニ於テハ畑作物共済及園芸施設共済ニ関スル再保険事業経営上ノ再保険料、一般会計及再保険金支払基金勘定ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、借入金並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業經營上ノ再保険金、畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法第二十七条第二項ノ交付金、再保険料還付金、借入金償還金及利子、一時借入金ノ利子其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第二十九条 業務勘定ニ於テハ第五条及第二十三条ノ規定ニ依ルモノノ外畑作物共済及園芸施設共済ニ関スル再保険事業ノ業務取扱ニ關スル諸費ニ充ツル為ノ一般会計ヨリノ受入金及同事業ノ業務取扱ニ関シ生ズル収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業ノ業務取扱ニ関スル諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第三十条 第六条第二項及第四項、第六条ノ二第一項、第八条乃至第十条並ニ第十二条ノ規定ハ臨時畑作物勘定ニ付之ヲ準用ス

### 理由

最近における農業事情の推移等にかんがみ、農業者が畑作物の栽培及び施設園芸に關し灾害によつて受けることのある損失を適切に填補する制度の確立に資するため、農業共済組合及び市町村による畑作物共済及び園芸施設共済の事業、その共済責任についての農業共済組合連合会による保険の事業並びにその保険責任についての政府による再保険の事業の試験的な実施について必要な措置

を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員長佐々木義武君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔佐々木義武君登壇〕

○佐々木義武君 ただいま議題となりました畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法案につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、畑作物農業及び施設園芸の推移等にかんがみ、農業者が畑作物の栽培及び施設園芸に関してん補する制度の確立に資するため、畑作物共済事業及び園芸施設共済事業を試験的に実施することとし、これに関する所要の措置を定めようとするものであります。

本委員会におきましては、六月二十日政府から

提案理由の説明を聴取した後、参考人から意見を

聴取する等慎重に審査を行ない、六月二十八日質

疑を終了、直ちに採決いたしましたところ、本案

は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

に改め、同表名古屋大学の項中

空電研究所

びその応用の研究

を

水園科学研究所

日程第三 国立学校設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

右 国立学校設置法等の一部を改正する法律案を提出する。

昭和四十八年二月十七日 内閣總理大臣 田中 角栄

○議長(前尾繁三郎君) 日程第三、国立学校設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

国立学校設置法等の一部を改正する法律

(国立学校設置法の一部改正)

第一条 国立学校設置法(昭和二十四年法律第二百五十号)の一部を次のよう改正する。

目次中「第三章の二 高エネルギー物理学研究所及び国文学研究資料館(第九条・第九条の二)」

を「第三章の二 国立養護学校(第九条)」に改める。

第二条中「第三章の二に定める」を「第九条の二第一項の表に掲げる」に改める。

第三条第一項の表中「帯広畜産大学

畜産学部

を

旭川医科大学

医学部

と

を

帯広畜産大学

畜産学部

と

空電に関する学理及びその応用の研究

大気水圈環境の構造と動態に関する総合研究

に改める。

第九条 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)第十四条に掲げる国立特殊教育総合研究所との相互協力の下に教育を行なう養護学校として、神奈川県に、国立久里浜養護学校を置く。

第三章の二を次のように改める。  
第三章の二 国立養護学校

(国立久里浜養護学校)

第九条 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)第十四条に掲げる国立特殊教育総合研究所との相互協力の下に教育を行なう養護学校として、神奈川県に、国立久里浜養護学校を置く。

第三章の二 国立大学共同利用機関

(国立大学共同利用機関)

第九条の二 国立大学における学術研究の発展に資するための国立大学の共同利用の機関として、それぞれその目的たる研究等を行ない、かつ、国立大学の教員その他の者で当該機関の目的たる研究と同一の研究に従事するものに利用させるため、次の表に掲げるとおり、研究所等を置く。

国立大学共同利用機関の名称	位 置	目 的
高エネルギー物理学研究所	茨城県	高エネルギー陽子加速器による素粒子に関する実験的研究及びこれに関する研究
国文学研究資料館	東京都	国文学に関する文献その他の資料の調査研究
国立極地研究所	東京都	極地に関する科学の総合研究及び極地観測

2 前項の表に掲げる機関は、国立大学その他の大学の要請に応じ、当該大学の大学院における教育に協力することができる。

(学校教育法の一部改正)  
第二条 学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五十三条を次のように改める。

第五十三条 大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

第五十五条第一項中「四年の専門の課程」とこれに進学するための「一年以上の課程」を「当該課程を専門の課程及びこれに進学するための課程とに分ける場合においては、これらの課程は、それぞれ四年の課程及び二年以上の課程」に改める。

第五十八条第二項中「前項のほか」の下に「副学長」を加え、同条第三項の次に次の二項を加える。

副学長は、学長の職務を助ける。

第六十八条の二中「学長」の下に「副学長」を加える。

第八十七条の次に次の二項を加える。  
第一条の二 この法律(第五十三条を除く)及び他の法令(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)及び国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号))並びに当該法令に特別の定めのあるものを除く)における大学の学部には、第五十三条ただし書に規定する組織を含むものとする。

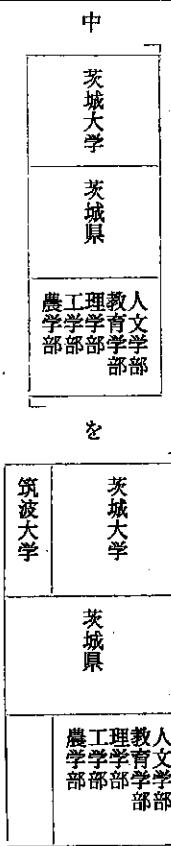
(国立学校設置法の一部改正)

第三条 国立学校設置法の一部を次のように改正する。

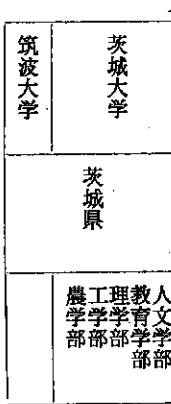
目次中「第二章の二 国立高等専門学校(第七条の二)」を「第一章の二 筑波大学の組織(第七条の二)第七条の五)」に改める。

第三条第一項中「位置及び学部」の下に「(筑波大学にあつては、名称及び位置)」を加え、同項の表の二「第七条の五)」に改める。

第三条第一項中「(筑波大学にあつては、名称及び位置)」を加え、同項の表の二「第七条の五)」に改める。



に改め、



第三条の二「第一項中「茨城大学」を「筑波大学」に改める。  
第三条の二中第七条の二を第七条の六とし、同章を第二章の三とし、第二章の次に次の二項を加える。

2 第二章の二 筑波大学の組織  
(学群、学系及び学類)

第七条の二 筑波大学に、学校教育法第五十三条ただし書に定める組織として学群及び学系を置く。

3 第一学群、第二学群及び第三学群に、文部省令が定めるところにより、それぞれ数個の

野に囲する教育を行なう学群、医学専門学

群、体育専門学群及び芸術専門学群とする。

2 前項の学群は、教育上の目的に応じて組織

するものとし、第一学群(人文、社会及び自然の各基礎的分野に関する教育を行なう学群)、第二学群(比較文化、人間、生物及び農林の各分野に関する教育を行なう学群)、第

4 第一項の学群は、研究上の目的に応じ、かつ、教育上の必要性を考慮して組織するものとし、その種類その他必要な事項は、文部省令で定める。

(参考会)

- 第七条の三 筑波大学に参与会を置く。
- 2 参与会は、参与若干人で組織し、参与は、筑波大学の職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、学長の申出を受けて文部大臣が任命する。
- 3 参与会は、大学の運営に関する重要な事項について、学長の諮問に応じて審議し、及び学長に対し助言又は勧告を行なう。
- (評議会)
- 第七条の四 筑波大学に評議会を置く。
- 2 評議会は、次に掲げる評議員で組織する。
- 一 学長
- 二 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条に定める部局長
- 三 各学系ごとに当該学系から選出される教授各一人
- 四 各学類ごとに当該学類から選出される教授各一人
- 3 前項各号に掲げる者はほか、評議会の議に基づいて学長が指名する教員若干人を評議員に加えることができる。
- 4 第二項第三号及び第四号並びに前項の評議員は、学長の申出に基づいて文部大臣が任命する。
- 5 評議会は、大学の運営に関する重要な事項について審議し、並びにこの法律及び教育公務員特例法の規定によりその権限に属させられた事項を行なう。
- (人事委員会)
- 第七条の五 筑波大学に人事委員会を置く。
- 2 人事委員会は、副学長及び評議会が定めるところにより選出される教員で組織する。
- 3 人事委員会は、教員人事の方針に関する事項について審議し、及び教育公務員特例法の規定によりその権限に属させられた事項を行なう。
- 4 第十一条について、「学長」は、第一項第一号に掲げる規定による改正後の国立学校設置法第三条第一項の規定にかかるはず、昭和五十三年三月三十一日(その日前に昭和四十八年九月三十日に当該学部に在学する者は、人事委員会の議に基づき学長、学部長以外の部局長にあつては「学長」)を削る。
- 第五条 国立学校設置法の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中東京教育大学の項を削る。

第三条の二第一項中「東京教育大学」を削る。

第四条第一項の表中東京教育大学の項を削る。

(教育公務員特例法の一部改正)

第五条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「大学の」の下に「副学長」を加える。

第二十二条第一項中「第三章の二に規定する」を第二十五条第一項各号を次のように改める。

二 第二項第一項については、学長にあつては評議会(一個の学部を置く大学にあつては、教授会)、部局長にあつては「学長」、教員にあつては「教授会(国立学校設置法第二章の二及び第三項(第二学群に係る部分に限る))に係る部分」昭和五十年四月一日

三 第三条の規定中国立学校設置法第二章の次に一章を加える改正規定のうち第七条の二第二項及び第三項(第三学群に係る部分に限る)に係る部分 昭和五十年四月一日

四 第三条の規定中国立学校設置法第二章の次に二項及び第三項(第三学群に係る部分に限る)に係る部分 昭和五十二年四月一日

五 第四条の規定及び附則第四項の規定 昭和五十三年四月一日

(在学年数の計算に関する経過措置)

六 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第四号中「国立高等学校」の下に「及び国立養護学校」を加え、「行う」を「行なう」に改める。

八 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

九 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十一 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十二 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十三 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十四 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十五 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十六 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十七 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十八 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十九 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

二十 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

二十一 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

二十二 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

二十三 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

二十四 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

二十五 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

二十六 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

号に掲げる日から施行する。

第一 第二条の規定、第三条の規定(次号及び第三号に掲げる規定を除く)、第五条の規定

(教育公務員特例法第二十二条の改正規定を除く)並びに附則第三項及び第五項の規定

昭和四十八年十月一日

二 第三条の規定中国立学校設置法第三条の二第一項の改正規定並びに第二章の次に一章を加える改正規定のうち第七条の二第二項(第二学群及び芸術専門学群に係る部分に限る)及び第三項(第二学群に係る部分に限る)に係る部分 昭和五十年四月一日

三 第三条の規定中国立学校設置法第二章の次に一章を加える改正規定のうち第七条の二第二項及び第三項(第三学群に係る部分に限る)に係る部分 昭和五十年四月一日

四 第三条の規定及び附則第四項の規定 昭和五十三年四月一日

(在学年数の計算に関する経過措置)

五 第三条の規定中「国立高等学校」を「学校」に改める。

六 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

七 国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第五号)の一部を次のように改正する。

八 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

九 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十一 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十二 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十三 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十四 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十五 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十六 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十七 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十八 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十九 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

二十 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

二十一 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

二十二 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

二十三 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

二十四 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

二十五 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

二十六 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

二十七 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

二十八 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

は、同大学の定めるところによる。

(筑波大学の最初の学長等の任命)

第一項第一号に掲げる規定の施行後最初に任命すべき筑波大学の学長及び副学長は、文部大臣が東京教育大学の学長の意見を聞いて任命する。

(文部省設置法の一部改正)

八 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

九 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十一 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十二 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十三 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十四 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十五 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十六 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十七 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十八 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十九 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

二十 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

二十一 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

二十二 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

二十三 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

二十四 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

二十五 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

二十六 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

二十七 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

二十八 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

二十九 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

三十 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

三十一 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

三十二 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

三十三 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

三十四 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

三十五 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

は、同大学の定めるところによる。

(筑波大学の最初の学長等の任命)

第一項第一号に掲げる規定の施行後最初に任命すべき筑波大学の学長及び副学長は、文部大臣が東京教育大学の学長の意見を聞いて任命する。

(文部省設置法の一部改正)

三号に掲げる規定を除く)、第五条の規定

(教育公務員特例法第二十二条の改正規定を除く)並びに附則第三項及び第五項の規定

昭和四十八年十月一日

二 第三条の規定中国立学校設置法第三条の二第一項の改正規定並びに第二章の次に一章を加える改正規定のうち第七条の二第二項(第二学群及び芸術専門学群に係る部分に限る)及び第三項(第二学群に係る部分に限る)に係る部分 昭和五十年四月一日

三 第三条の規定中国立学校設置法第二章の次に一章を加える改正規定のうち第七条の二第二項及び第三項(第三学群に係る部分に限る)に係る部分 昭和五十年四月一日

四 第三条の規定及び附則第四項の規定 昭和五十三年四月一日

(在学年数の計算に関する経過措置)

五 第三条の規定中「国立高等学校」を「学校」に改める。

六 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

七 国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第五号)の一部を次のように改正する。

八 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

九 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十一 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十二 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十三 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十四 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十五 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十六 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十七 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十八 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

十九 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

二十 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

二十一 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

二十二 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

二十三 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

二十四 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

二十五 第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。





(拍手)

「歴史上、国が栄えたとき、そこには世界の先端を行くすぐれた大学があつた」。これはかつてカリフオルニア大学の名総長とうたわれた、クラーク・カ一氏の名言であります。大学こそは、国の未来の象徴であり、文化の反映にほかならぬものであります。（拍手）海外の諸国において、激動する時代の要請にこたえ、激しい大学紛争の試練を生かして大学改革のための真剣な努力が重ねられて、新構想の大学が次々と生まれ出されている状況を見るととき、この名言を想起せざるを得ないのです。（拍手）

しましょか。大学競争の反省から燃え上がるかに見えた大学改革の情熱も、あんばかりの薄皮まんじゅうと皮肉られるありさまでありまして、国民が大学教育を不安の念をもつて見守り、安んじて子女を託すにためらいを覚える現状はまことに遺憾であります。（拍手）

このよくなときには、東京教育大学を中心とする関係者の多年の努力が新構想に基づく筑波大学として実を結び、その創設が本国会に提案されたことは、暗夜に一筋の光明を見出した思いであります。その実現を強く推進することこそ、国民の期待にこたえるものと確信するものであります。（拍手）筑波大学の構想は、これまでの本院における長期にわたる審議を通じて、国民の目の前に明らかにされたのであります。それは先進諸国の大學生の経験に学びつつも、単なる模倣に終わることなく、わが国における各方面の大学改革の論議の成績を踏まえ、東京教育大学の伝統と特色を生かして構想されたまことに独創的な新大学であり、国際的にもかねてから識者の注目を集めているところであります。（拍手）

を傾けて開かれた大学にするための参与会の設置等は、いずれも色あせた学部中心の閉鎖的な大学から脱皮し、新しい時代の要請にこたえて、最高水準の教育と研究をになうにふさわしい構想であり、その成果は刮目して待つべきものと考えます。(拍手)

この激動する現代において、かつての中世のギルド的な大学の幻影にいたずらに固執し、古色蒼然たる大学自治の神話を単に伝承するにすぎないことは許されないのであります。(拍手)このようになりますにも保守的な態度こそ、人類の限りなき未来を直視し、創造的英知を結集して大学革新に取り組もうとする大学人、その他国民全般に失意感と幻滅を与えるものといわなければならぬのであります。

このすぐれた筑波大学の構想に対し、ひたすらその運営の最悪の場合のみを故意に想定し、おそぞがある、心配があると、石橋をたたいて渡らぬよう硬直した、しかも憶病な見地からの批判だが、日ごろ革新を口にする人々からなされていることはまことに残念じごくであります。(拍手)

さらに、学群、学系に限らず、多様な自主改革の構想を可能にするための大学制度の彈力化や、諸外国の大学ではつとに常識である副学長を、大学の自主的な判断で設置できる職として法律に規定することまで反対されるに至っては、被害妄想論とでも考えなければ全く理解できないところであります。(拍手)

また、通常の大学の移転の際にありがちな、大學生内の利害の対立や感情のもつれが根底をなしてゐる東京教育大学のささいな内部問題をことさらに過大に扱い、すべて新構想をめぐる対立であるかのように曲解し、これを筑波大学反対の大好きな論拠としようとするとは、これこそ東京教育大学を尊重する良識ある態度というべきではないでしょうかあります。(拍手)学内問題の円満な解決を期待し、あたなかく見守ることこそ、大学自治を尊

か。  
(拍手)

以上、筑波大学に対する批判は、いずれも誤解または曲解に基づく批判であり、筑波大学の構造の正しい理解の上に立ってその一日も早い実現をここに強く期待するものであります。

して、国立学校設置法等の一部を改正する法律案に對し、反対討論をいたします。(拍手) まず最初に、私は、国民の切実な要求である医學部、医大等の設置を定める本法案の第一条部分には賛成であり、大學制度の根本的改悪につながる第二条以下の部分は、国民的合意のないものであるという理由から反対いたします。(拍手) そのために、野党四党は共同して、第一条部分を切り離すことを提案しましたが、この道理ある分離提案を、自民党は、反対討論すら行なわないまま理不尽にも否決しました。このために、本法

案には全体として反対せざるを得ないことはまるでなく、残念なことです。

その上、本法案の持つ問題点が一そく浮き彫りにされつあった段階で、六月二十二日、当日の審議日程についての与野党の一一致した合意をも踏みにじり、突如として自民党的手によって強行採決が行なわれ、正常な審議が妨げられたのです。

このように国民の付託にこたえる審議ができないなくなつたことに対しても、私は心からの怒りを抑えることができません。(拍手)

反対理由の第一は、本法案が、大学の自治を破壊し、国民の求める大学の民主的改革への道を開くものであることです。

いま国民が大学改革に求めていることは何で

しょうかそれは、大學が日本の學術の中心として、廣い教育と高い學識を身につけた日本の未來をになう青年を生み出すことです。そしてまた、大學での學問的成果を生かし、國民全体の幸福と社会進歩に貢献し得るものとなることであります。(拍手)こうした大學を築き上げるためには、何よりも學園から暴力を一掃し、教職員、學生などの大學のすべての構成員の権利を認め、同世代の四人に一人以上の青年が大學に進学する現状に見合って、大學における教育面を重視し、これを改善、充実することがまず何よりも必要です。そのためには、予算と定員を大幅にふやし、教

○議長(前尾繁三郎君)  
〔栗田翠君登壇〕

〔栗田翠君登壇〕

なくすことが強く求められています。（拍手）全国の大学は、このような方向を目指し、懸命に努力を始めています。これを励まし、援助することこそ政府の責務であります。

ところが、筑波大学法案は、全く正反対に、大學自治の基本組織である学部を解体し、教員の権利を奪い、教員は教育、研究の専門家でありながら、教育、研究の専門的事項についてみずからきめる権限を持たなくなっています。筑波大学では、今まで教育、研究、大学管理の主体であった教員が、管理されるものに転落し、教育、研究に責任を持つないものになってしまいます。筑波大学では、大問題であります。その上、学長と、必ずしも教員でない副学長を含む中枢管理機関を強化し、さらに文部大臣が任命する学外者からなる参与会をこれと結びつけて、大学の管理運営の権限を集中し、政府、財界の大学への介入の道を開こうとしています。

ここに端的に示されているように、筑波大学法案のねらいが、戦前からの幾多の犠牲と努力によってかちとられてきた学問の自由、大学の自治を制度的に破壊していくものであり、憲法、教育基本法の精神を踏みにじるものであることは明らかであります。（拍手）これは戦後、自民党政府が筑波方式によって国民の目を欺く行為にはかなり多く（拍手）私は、このような策謀に断固として反対いたします。（拍手）

反対の第一の理由は、東京教育大学の移転を契機に、同大学の練り上げられた改革案を法案化したと政府、文部省は練り返し言っているにもかかわらず、これが事実と異なる讒弁であり、かえつて東京教育大学の意見が踏みにじられているという点であります。

このことは、文教委員会における東京教育大学の参考人のうち、筑波移転の積極的な推進者が中教審路線にある文部省直轄大学のそしり

者さえもが、われわれの主体的に積み上げた案がどういう手段、方法によって実現できるかについて、はなはだ不安を感じざるを得ないと、その不利益党に満ちたものであり、大学のみならず、わが国の学問研究と教育全般にとってきわめて危険なものであります。

東京教育大学のごとく一部の者によって強引にまとめられた筑波新大学基本計画案さえ、文部省の一機関である創設準備会によって大きく変更され、ますます東京教育大学の終意とは似ても似つかぬものとなつておらず、政府の宣伝は虚構にすぎないことが明らかになっております。（拍手）このよくな政府、文部省の態度こそ、今日、東京教育大学に一そらの混乱と対立を持ち込み、学長不信任を契機とする評議会の不正常な状態を引き起こしておる最大の原因なのであります。これを筑波大学法がもたらす、政府の大刀への介入の具体的な姿として見過ごすことができないところです。

反対の第三は、筑波大学が聞かれた大学などといふ政府の宣伝とは全くうはらに、国民には全く閉ざされた大学であるということであります。筑波方式が全大学に波及拡大する点からいっても、関係者の中に、贅否はともかく、さまざまの意見があります。日本学術会議、国立大学協会、各大学関係者などにおいて、反対声明、批判的声明、控え目な不安、疑問があるのは当然なことであります。

ところが、奥野文部大臣をはじめ文部当局は、これらの意見に対し、他大学にけちをつけるならよく強制してからにせよとか、堂々たる大学は反対などしない、反対しているのは劣等感のある大

学生などと、文教の府にあるまじき暴言をほしいままにし、国民の意見に対し敵意をもぎ出しにしています。このことは、本法案の本質をはつきりと示すものであります。（拍手）筑波大学が、開かれた大学どころか、まさに国民には固く閉ざされた大学であることをあざやかに物語つており、これが中教審路線にある文部省直轄大学のそしり

者さえもが、われわれの主体的に積み上げた案がどういう手段、方法によって実現できるかについて、はなはだ不安を感じざるを得ないと、その不利益党に満ちたものであり、大学のみならず、わが国の学問研究と教育全般にとってきわめて危険なものであります。

東京教育大学は百年の大計であります。政府による学問の自由の抑圧、大学自治への介入が、教育をひいては国民全体をどこへ導いたかは、戦前の国民苦難の歴史と戦争の惨禍がはつきりと教えています。（拍手）

私は、日本の教育と大学の民主的発展を中心とした筑波大学法がもたらす、政府の大刀への介入の具体的な姿として見過ごすことができないところです。（拍手）

○議長（前尾繁三郎君） 有島重武君。

〔有島重武君登壇〕

○有島重武君 平和、民主、人権尊重の日本国憲法が、あえて第二十三条に学問の自由の保障規定を明文化したゆえんは、旧帝國憲法のもとで、國家権力が大学における真理探求に干渉を加え、数多くの有能な学者を学園から追放し、やがて国民党の目に眞実をおおい隠して、無謀なる戦争に突入した過去の苦い経験への深い反省の上に成り立つたがゆえであります。

しかるに、この学問の自由に関する政府・与党の認識は、かかる憲法の条文は、単に戦勝国から押しつけられ、英語の原稿を日本語に直訳したものにすぎないという憲法軽視の根本的態度を露骨にし、学問の自由をささえある大学の自治を不正当かつ巧妙に形骸化して、権力のものに学問の自由を屈服せしめ、再び危険な道に国民を誘導せんとする策謀を立法化いたしました。すなわち、筑波大学法案の提出がこれであります。

ここに私は、公明党を代表して、国立学校設置法等の一部を改正する法律案、通称筑波大学法案に對し、特にその第二条以下に關しまして反対討論を行ない、政府・与党に反省を促し、警告を与えるべく文教施策の一つであります。ただし、本法案の審議に見られましたこと、今回、東京教育大学の移転、廃学をめぐって、政府は、その本務たる環境整備をはるかに逸脱して、既存の大学制度の変更を急いでいるのであります。

大学の改革は、世界史的な課題であり、最も英知を集め、人類の未来と人類文化における学問の位置づけをあらためて考え、わが国の諸国に果たすべき使命、役割を見定めつつ、慎重に行なるべき大事業であります。

わが党は、昭和四十三年、大学高校問題特別委員会を設置して、この問題に取り組み、学園の自治に關する提言をはじめとし、学生の修学方法について、各大学間の協力による単位の互換性と受講形態を多元化することにより、学生みずからが多様な修学課程を自主的に決定できる方式等を含む提言を發表し、その一部はすでに国公私立の大学によって実現の方向に踏み出されつつあり、なお広く深く、中道革新、人間生命尊重の立場から、調査立案の作業を続けております。

これに反し、政府は、大学紛争を期として、一部学生の暴力的行為と、大学学部の團體性のみを誇大に宣伝し、大学の管理を強化し、開かれた大学と称して、大学自治の中に行政介入の道を開いたための画策を積み重ねてまいりました。すなわち、財界の代弁者の性格をあらわにした自由民主党のあっせんによつて、明治以来の富国強兵の道を指向する中央教育審議会を駆使して、時代錯誤の大改革を美辭麗句に包んで体系化し、心ある大学関係者、教育者のひんしゅくと警戒の念とを強めてきたのであります。

奥野文部大臣は、去る二十一日、国立大学長會議で大学教授批判を行ない、さらに、本法案に対する批判を根柢的に拒絶する姿勢を示し、筑波大

ピールを出しているので読ませてもらつたが、他の大学のことにおけるよりも、自分たちの大學生のことをもう少し勉強しては、云々と発言しました。これは重大発言であり、暴言と言ふほかないません。(拍手)

各大学あるいは学部で決議文やアピールを學外に出することは、筑波大学問題が、大學人共通の大學生自治擁護の連帶意識に根ざしているからであります。單に筑波大学新設のために、一つの実験的試みのためにだと政府は説明を繰り返しますけれども、しかばねに何ゆえに例外措置として発足しながら、何ゆえに複雑多岐にわたる現行法改正といふ大げさな措置をしいるのであるか。法律の改正は、明らかに個々の大学、日本の大学制度全般に大小の影響が波及することは当然であります。

もし大学関係者がこれに無関心であったならばどうなるでありますか。それこそ、大臣の言う大学人總責時代となるのであります。

政府は、大學人の政府批判はけちをつけるなどという表現で一蹴し、その一方、みずからは開かれた大学を宣伝しながら、大學人が他の社会、すなわち他の大学のやることに口を出すなど、こうした独善的な態度こそ、既存の大学のかかえていた問題にも増して、第一に政府みずからが改革しなければならない問題であります。(拍手)

支柱は人事と財政であります。現在の大学の問題は、からじて人事の自決権を保有してはおりませんけれども、財政的には政府の巧みな統制下に縛りつけられ、新鮮な学問の発展、学生と教授との連帯、大学間・学部間相互の協力などが阻害され、優秀な学究者がその力を發揮し得ないところに最大の隘路があることは、ひとしくすべての大学人が嘆くところであります。

当面、政府のなすべき最大の課題は、大學制度に改革の手を伸ばすことではなく、むしろ財政面の量的な増大につとめること、そして、財政的な大学の自治を本来の姿に戻して確保することであ

ります。

わが党が本法案に反対する理由は、以上述べ来に出ることは、筑波大学問題が、大學人共通の大學生自治擁護の連帶意識に根ざしているからであります。單に筑波大学新設のために、一つの実験的試みのためにだと政府は説明を繰り返しますけれども、しかばねに何ゆえに例外措置として発足しながら、何ゆえに複雑多岐にわたる現行法改正といふ大げさな措置をしいるのであるか。法律の改正は、明らかに個々の大学、日本の大学制度全般に大小の影響が波及することは当然であります。

たつたごとく、まず第一に、人事権の操作を通じて、学問の自由を根底から崩壊させる危険性を含んで、いるがゆえであります。

学長、副学長に大学の管理運営のすべてを集中し、集中された学長、副学長の大きな権限が、そのまま行政権力によって左右され得るような仕組みになつておる。筑波大学の学長は、参与会、評議会及び人事委員会の構成メンバーをチェックあることは、統率する権限を持つております。さらに、副学長は、学外からの、文部大臣が認める管理能力者を自由自在に任命できる仕組みになつております。

これらによつて、学内教授、教官たちの全く認知しない人物が、教育的感覚の全くない行政官

であることは明らかであります。この仕組みは、やがて政治権力による大学介入につながり、さらに、実質的には学問の統制に通ずるものであると断ざざるを得ないであります。

第二には、教育基本法第十条に定められた教育

行政の役割は、教育の外的事項として必要な諸

条件の整備、確立にあります。政府・自民党で

は、この筑波大学構想は一部の大学人の自主的な

計画に発したものであるといつておますが、筑

波大学設立への推進を見まするに、東京教育大学

の改組、移転が正当な大学自治の意思とは無関係

に、強引な行政主導によつて進められた形跡が顕

著であり、本法成立後は、大学自治への行政介入

が必至であるとともに、基本法に反した教育内容

の抑制にまで及ぼうとしていることは、行政の越

権行為であり、重大な問題であります。

第三に、大学改革の主体者は大学人でなければ

なりません。しかるに、政府は、大學人の改革意

欲を独創的に否定しております。

大学紛争以来、政府・自民党は、大学改革は學

生にはできないと宣伝し、各大学の自主的な改革

案が提出されたにもかわらず、政府は、予算や教職員の増員をはからうともしない。改革案に積極的に取り組もうとしたのであります。このことは、政府が独創的に大学人の改革意欲を否定してきたことにはなりません。

第四に、筑波大学法案は、廃案となつた大学管理制度案の実質的な再現であり、政治権力による学園改憲の第一歩であるということであります。

第五に、筑波研究学園都市建設法を悪用した法

案であります。

〔安里積千代君登壇〕

○安里積千代君 議題となつております国立学校

設置法等の一部を改正する法律案に対しまして、

民社党を代表いたしまして、反対の討論を行な

ります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 有島君、申し合わせの時

間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○有島重武君(続) その賛成の意思を悪用した裏

切り行為について、われわれは絶対に許すことは

できません。

最後に、なぜこの筑波大学の設置を急ぐのかと

いうことがあります。

去る六月二十二日、政府・自民党は、多くの質

問者を残して、抜き打ち的に强行採決に踏み切り

ました。新構想大学といふならば、新しい時代に

立ち向かう感受性と生き方を思考する若い世代へ

の十分な理解と支持を主としたものでなければな

らないはずであります。

しかしに、政府・自民党は、このような人間主

体の新しい大学像を初めから破壊した、いな、全

国に國公立大学等高等教育機関が、昭和四十四年

以降模索し、改革の糸口を見つけて努力し、そ

の実現に大きく一步を踏み出した貴重な歴史的価

値を、根底から踏みにじつたものといわざるを得

ません。

民主主義は、固定的な一つの理想状態ではあり

ません。民主主義は、実践的には、力の原理にの

みたよろうとする偏狭な権力集中に対する絶え間

の抵抗と、いかなる次元にせよ、自治的な社

会運営に割り込む不当な権力介入を是正する日々の努力の中にこそあると考えられます。

非民主的傾向のあらわな本法案を、是非によ

る批評の前に、その非道を認めざるを得ないと

きを迎えるであります。(拍手)

以上をもつて私の討論を終わります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 安里積千代君。

〔安里積千代君登壇〕

○安里積千代君 議題となつております国立学校

設置法等の一部を改正する法律案に対しまして、

民社党を代表いたしまして、反対の討論を行な

ります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 有島君、申し合わせの時

間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○有島重武君(続) その賛成の意思を悪用した裏

切り行為について、われわれは絶対に許すことは

できません。

最後に、なぜこの筑波大学の設置を急ぐのかと

いうことがあります。

去る六月二十二日、政府・自民党は、多くの質

問者を残して、抜き打ち的に强行採決に踏み切り

ました。新構想大学といふならば、新しい時代に

立ち向かう感受性と生き方を思考する若い世代へ

の十分な理解と支持を主としたものでなければな

らないはずであります。

しかしに、政府・自民党は、このような人間主

体の新しい大学像を初めから破壊した、いな、全

国に國公立大学等高等教育機関が、昭和四十四年

以降模索し、改革の糸口を見つけて努力し、そ

の実現に大きく一步を踏み出した貴重な歴史的価

値を、根底から踏みにじつたものといわざるを得

ません。

民主主義は、固定的な一つの理想状態ではあり

ません。民主主義は、実践的には、力の原理にの

みたよろうとする偏狭な権力集中に対する絶え間

の抵抗と、いかなる次元にせよ、自治的な社

会運営に割り込む不当な権力介入を是正する日々の努力の中にこそあると考えられます。

非民主的傾向のあらわな本法案を、是非によ

る批評の前に、その非道を認めざるを得ないと

きを迎えるであります。(拍手)

以上をもつて私の討論を終わります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 安里積千代君。

〔安里積千代君登壇〕

○安里積千代君 議題となつております国立学校

設置法等の一部を改正する法律案に対しまして、

民社党を代表いたしまして、反対の討論を行な

ります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 有島君、申し合わせの時

間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○有島重武君(続) その賛成の意思を悪用した裏

切り行為について、われわれは絶対に許すことは

できません。

最後に、なぜこの筑波大学の設置を急ぐのかと

いうことがあります。

去る六月二十二日、政府・自民党は、多くの質

問者を残して、抜き打ち的に强行採決に踏み切り

ました。新構想大学といふならば、新しい時代に

立ち向かう感受性と生き方を思考する若い世代へ

の十分な理解と支持を主としたものでなければな

らないはずであります。

しかしに、政府・自民党は、このような人間主

体の新しい大学像を初めから破壊した、いな、全

国に國公立大学等高等教育機関が、昭和四十四年

以降模索し、改革の糸口を見つけて努力し、そ

の実現に大きく一步を踏み出した貴重な歴史的価

値を、根底から踏みにじつたものといわざるを得

ません。

民主主義は、固定的な一つの理想状態ではあり

ません。民主主義は、実践的には、力の原理にの

みたよろうとする偏狭な権力集中に対する絶え間

の抵抗と、いかなる次元にせよ、自治的な社

会運営に割り込む不当な権力介入を是正する日々の努力の中にこそあると考えられます。

非民主的傾向のあらわな本法案を、是非によ

る批評の前に、その非道を認めざるを得ないと

きを迎えるであります。(拍手)

以上をもつて私の討論を終わります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 安里積千代君。

〔安里積千代君登壇〕

○安里積千代君 議題となつております国立学校

設置法等の一部を改正する法律案に対しまして、

民社党を代表いたしまして、反対の討論を行な

ります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 有島君、申し合わせの時

間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○有島重武君(続) その賛成の意思を悪用した裏

切り行為について、われわれは絶対に許すことは

できません。

最後に、なぜこの筑波大学の設置を急ぐのかと

いうことがあります。

去る六月二十二日、政府・自民党は、多くの質

問者を残して、抜き打ち的に强行採決に踏み切り

ました。新構想大学といふならば、新しい時代に

立ち向かう感受性と生き方を思考する若い世代へ

の十分な理解と支持を主としたものでなければな

らないはずであります。

しかしに、政府・自民党は、このような人間主

体の新しい大学像を初めから破壊した、いな、全

国に國公立大学等高等教育機関が、昭和四十四年

以降模索し、改革の糸口を見つけて努力し、そ

の実現に大きく一步を踏み出した貴重な歴史的価

値を、根底から踏みにじつたものといわざるを得

ません。

民主主義は、固定的な一つの理想状態ではあり

ません。民主主義は、実践的には、力の原理にの

みたよろうとする偏狭な権力集中に対する絶え間

の抵抗と、いかなる次元にせよ、自治的な社

会運営に割り込む不当な権力介入を是正する日々の努力の中にこそあると考えられます。

非民主的傾向のあらわな本法案を、是非によ

る批評の前に、その非道を認めざるを得ないと

きを迎えるであります。(拍手)

以上をもつて私の討論を終わります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 安里積千代君。

〔安里積千代君登壇〕

○安里積千代君 議題となつております国立学校

設置法等の一部を改正する法律案に対しまして、

民社党を代表いたしまして、反対の討論を行な

ります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 有島君、申し合わせの時

間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○有島重武君(続) その賛成の意思を悪用した裏

切り行為について、われわれは絶対に許すことは

できません。

最後に、なぜこの筑波大学の設置を急ぐのかと

いうことがあります。

去る六月二十二日、政府・自民党は、多くの質

問者を残して、抜き打ち的に强行採決に踏み切り

ました。新構想大学といふならば、新しい時代に

立ち向かう感受性と生き方を思考する若い世代へ

の十分な理解と支持を主としたものでなければな

らないはずであります。

しかしに、政府・自民党は、このような人間主

体の新しい大学像を初めから破壊した、いな、全

国に國公立大学等高等教育機関が、昭和四十四年

以降模索し、改革の糸口を見つけて努力し、そ

の実現に大きく一步を踏み出した貴重な歴史的価

値を、根底から踏みにじつたものといわざるを得

ません。

民主主義は、固定的な一つの理想状態ではあり

ません。民主主義は、実践的には、力の原理にの

みたよろうとする偏狭な権力集中に対する絶え間

の抵抗と、いかなる次元にせよ、自治的な社

会運営に割り込む不当な権力介入を是正する日々の努力の中にこそあると考えられます。

非民主的傾向のあらわな本法案を、是非によ

る批評の前に、その非道を認めざるを得ないと

きを迎えるであります。(拍手)

以上をもつて私の討論を終わります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 安里積千代君。

〔安里積千代君登壇〕

以下、その二、三の点について述べたいと思います。

第一に、法案の内容に入る前に、立法の形式に異議があり、異論があります。

本来、国立学校の設置法は学校教育法から生まれるものであります。大学教育の基本構想が確立され、それに基づいて学校の設置があり、設置法は、単に学校の名称、位置、学部等の種類を規定するにすぎません。したがって、設置法の第二章、国立大学の章は、わずか八カ条、項数いたしまして十四項であります。今回の改正案により、筑波大学の第一章を加えることによりまして、同章だけが四カ条十五項。国立大学設置に関する限り、まさに国立学校設置法ではない、組織、運営を含めた一つの大学の組織法ともいふべく、設置法になじまないところの異質の改正案を含んでおるのであります。(拍手)このことは、立法手続上許されるものであるといつても、法体系を私は乱るものであると考えます。

本改正法案中には、国民が要望し、与野党が一致し、かつ、時期的にも遅延を許さない旭川医大、医学部の設置など、その開学を待つ学校当局はもちらんのこと、これに備えて待機する多数の前途あるところの受験生、その父兄、そして、おくれるところによって医療行政全般にも影響を及ぼす条項が含まれております。これと引き合わせで、いな、それと意図的に一本化して成立をはかるうとする政治的な手段、配慮の存在が疑われ、この改正案

が全く便宜主義、御都合主義的に立案されている不當性を指摘せざるを得ません。(拍手)

野党四党がこの点を明らかにし、筑波大学関係に關しては、合法手続のもとに審理が尽くされたことを要求したことは、立法機關として当然の責任であり、正当であったと思います。しかし、与党自由民主党が多數の力によつてこれを一蹴し、わが党の提出いたしました修正案に対します質疑や審理もないままに强行採決しましたことは、今後に累を及ぼすものであつて、とうてい賛同することはできません。(拍手)

第二点は、大学の生命とともに「学問・研究の自由と教育の自主性が、大学管理体制の行き過ぎた強化によってそこなわれるおそれがきわめて顕著である」ということであります。

わが党は、大学の一般的な管理運営の強化の必要を認めることであります。学長を補佐して、実務面で管理に当たる副学長制度を設けることにも反対するものではありません。しかしながら、法案において予定されている副学長は、法で定数を定めることを避けて、五名も設けるといふこと

と、しかも、この実務的、官僚的性格を持ち、学生からも任命され得る副学長が研究部面、教育部面をそれぞれ担当することとなつており、当然の結果といたしまして、研究内容、教育実務への介入が行なわれる道が開かれておるということであります。

新構想大学といえども、研究の自由、教育の自

主性を侵してはならないという鉄則から、わが党は、研究、教育の分野に介入することを許さない趣旨を含めて、三名以内に限定する修正を求めたのであります。これが受け入れられない本案に反対せざるを得ません。

第三の問題は、大学における重要な構成要員であります。大学における学生の地位が無視されておるということがあります。第三の問題は、大学における重要な構成要員であります。大学における重要な構成要員であります。大學社会における学生の人格的存在が無視されておるということです。それには、端を発した、その反抗と見るべきものであります。これに対する大学の制度と大学人の対処が適切

過去数年間、そうして、いまなお激しく展開されておりまする大学紛争と学生問題の根底にあるものは、大学社会における学生の人格的存在が無視されておるということです。それには、端を発した、その反抗と見るべきものであります。これに対する大学の制度と大学人の対処が適切

映せしめるとともに、学長の選出にあたつても、学生協議会で正當に選ばれた学生代表が選挙権を持つという修正を提出したゆえんにあります。ですが、政府や与党が、この民主主義原則の大学への適用を強く拒んでおられますことは、きわめて遺憾であります。

このようなとき、政治も、また行政も、冷靜な判断のもとに、民主主義の根本原理である、相手を尊重するがゆえにわれも尊重されるという、そのような原理に立つて、学生を青年紳士として評価し、信頼し、学生の地位を、教授側と同じく法的に確立することが最も必要であると信じます。

(拍手)  
かつてフランスにおいて、組織的に、しかも過激的な学生運動があつたとき、法によつて学生の地位を明確化し、学生参加の道を開くことによります。

まして、大学本来の姿であります。人類の利益と社会の発展に貢献する研究と教育の平穏な学園再建に進みつつあることや、西ドイツにおいてもこれに類する方式が適用され、いまや、学生の大

学生における地位の確立と向上は、国際的な趨勢であると見ておられます。(拍手)  
わが党が、このような見地から、全学生が大学の管理運営、カリキュラムの編成その他福祉施設の運営など、大学の重要な事項に学生の総意を反映せしめるとともに、学長の選出にあたつても、学生協議会で正當に選ばれた学生代表が選挙権を持つという修正を提出したゆえんにあります。ですが、政府や与党が、この民主主義原則の大学への適用を強く拒んでおられますことは、きわめて遺憾であります。

以上、反対の理由の数点を述べたにすぎませんが、本法案中、医学部の設置等すみやかに可決を要するものもありますけれども、この法案が、言われておりまするよう、大学教育の基本にも関する問題であり、その影響するところも大きいものとして、各面から強い反対声明や陳情、請願がなされていることは、政府も与党も十分知つておられるところであると信じます。

これらの反対論や理由のすべてにわれわれは賛同するものではありません。特に、権力介入の危険性がある、あるいは他大学に波及のおそれがある、そのような論旨の中には、思い過ごしや、それが自体、学内の自由や大学の自治に対する信念の

あり方にもよりまするが、しかし、これまで、いわゆる政府行政権力によって、学問の自由や大学自治が直接、間接にいろいろと侵されたといふ事例が不信感となって底を流れることは、いなむことはできません。その不信感を政府みずから除去することにつとめなければ、いかなる改革も前進も期し得ないものと思います。(拍手)

特に、法律の上では介入はなくとも、財政権を握りまする当局の巧みな操作が、結局は不當な支配に転化されることがあつてはなりませんし、われわれはこれを強く戒めるものであります。

最後に、大学制度が問題化して以来相当の年数を経過し、その間、問題の本質も明らかになつており、大学制度改革の一環として提出された本法案に対し、われわれは単に反対するだけでは無責任のそしりを免れませんし、ここにおいて、わが民社党は、議会制民主主義のルールに即して、本新構想の重要な事項に関する修正案を提出し、尽くせるだけの努力を院内外において払つたのでありまするが、政府・与党と決定的な点で相対立することになり、いれることができず、本法案につき反対の態度を表明するに至つたことは、まことに遺憾であります。しかしながら、少數の意見がいつまでも少数で終わるものではありませんし、特に党利党略に基づく闘争の場となつて單なる論議をするだけでなく、論議を尽くして少數の意見も謙虚に聞き、これを受け入れるだけの態度があつて、初めて議会制民主主義の進展があることをあらためて強く強調いたしまして、多數党の皆さまの方の反省を求めて、私の反対討論を終わります。

(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

(健康保険法等の一部を改正する法律)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「及子」を、「子、孫及弟妹」に改める。

第二条第二項中「価格」を「価額」に改める。

第三条第一項の表を次のように改める。

標準	津	報酬	標準	津	報酬	
等級	月額	日額	等級	月額	日額	
第一級	一一〇、〇〇〇円	六七〇円	一一一、〇〇〇円未満			
第二級	一一一、〇〇〇円	七三〇円	一一一、〇〇〇円以上	一一一、〇〇〇円未満		
第三級	二四、〇〇〇円	八〇〇円	一一一、〇〇〇円以上	一一五、〇〇〇円未満		
第四級	二六、〇〇〇円	八七〇円	一一五、〇〇〇円以上	一一七、〇〇〇円未満		
第五級	二八、〇〇〇円	九三〇円	一一七、〇〇〇円以上	二九、〇〇〇円未満		
第六級	三一〇、〇〇〇円	一、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上	三一、五〇〇円未満		
第七級	三三〇、〇〇〇円	一、一〇〇円	三一、五〇〇円以上	三四、五〇〇円未満		
第八級	三六、〇〇〇円	一、一〇〇円	三四、五〇〇円以上	三七、五〇〇円未満		
第九級	三九、〇〇〇円	一、三〇〇円	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円未満		
第一〇級	四二、〇〇〇円	一、四〇〇円	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円未満		
第一一級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円	四三、五〇〇円以上	四六、五〇〇円未満		
第一二級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四六、五〇〇円以上	五〇、〇〇〇円未満		
第一三級	五一、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上	五四、〇〇〇円未満		

○議長(前尾繁三郎君) 日程第四、健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第四、健康保険法等の一部を改正する法律案、日程第五、日雇労働者の一部を改正する法律案、日程第六、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案、日程第七、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。

右 健康保険法等の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和四十八年二月十七日

内閣総理大臣 田中 角栄

昭和四十八年六月二十九日 衆議院会議録第四十八号 健康保険法等の一部を改正する法律案外三案

第一四級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満
第一五級	六〇、〇〇〇円	一、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	六二、〇〇〇円未満
第一六級	六四、〇〇〇円	一、一三〇円	六一、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満
第一七級	六八、〇〇〇円	一、二七〇円	六六、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満
第一八級	七二、〇〇〇円	一、四〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
第一九級	七六、〇〇〇円	一、五三〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
第二〇級	八〇、〇〇〇円	一、六七〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第二一級	八六、〇〇〇円	一、八七〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第二二級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第二三級	九八、〇〇〇円	三、一七〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第二四級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第二五級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第二六級	一一八、〇〇〇円	三、九三〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二一、〇〇〇円未満
第二七級	一二六、〇〇〇円	四、一〇〇円	一一一、〇〇〇円以上	一二〇、〇〇〇円未満
第二八級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一一〇、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満
第二九級	一四二、〇〇〇円	四、七三〇円	一一八、〇〇〇円以上	一四五、〇〇〇円未満
第三〇級	一五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一四五、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第三一級	一六〇、〇〇〇円	五、三三〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満

第三条の次に次の二条を加える。

**第三条ノ二** 前条第一項ノ規定ニ依ル標準報酬ノ區別ハ被保険者ノ受クル報酬ノ水準ニ著シ

キ駆動アリタル場合ニ於テノ駆動後ノ水準ニ即シ速ニ改定ノ措置ガ講ゼラルベキモノトス

第八条中「報酬等」を「報酬(第七十九条ノ三第一項ニ規定スル賞与等ヲ含ム)以下第七条第一

項、第八十七条第一号及第八十八条第三第一項

〔於元之三回シ〕等に改める。

の下に「(第七十九条ノ六ニ於テ準用スル場合ヲ  
省ム)」と記載する。

第五十条第一項中「二万円」を「四万円」に改め

第五十九条ノ二第二項中「百分ノ五十一」を「百

分ノ六十」に改める。

第三回 三日月の夜に萬葉を尋ねる。

第五十九条ノ四第一項中「一万円」を「四万円」に改める。

第六十七条中「被保險者又ハ被保險者タリシ

事故が被保険者ノ被扶養者ニ付生ジタル場合ニ  
者」<sup>15</sup> 保険料ヲ受クル権利ヲ有アル者(同前)

於テハ当該被扶養者ヲ含ム次項ニ於テ之ニ同  
ジノ三枚又、同条二項の一項シ田バる。

前項ノ場合ニ於テ保険給付ヲ受クル権利ヲ有

スル者ガ第三者ヨリ同一ノ事由ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ保険者ハ其ノ価額ノ限度ニ

於テ保険給付ヲ行フ責ヲ免ル

於テ保険給付ヲ行フ責ヲ免ル

第七十一条ノ四第一項中「千分ノ七十」を「千分ノ七十三」に改め、同条第二項中「千分ノ八十」を「千分ノ九十」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

額ヲ控除スルモノトスノ百分ノ十ヲ補助ス  
國庫ハ前項ノ規定ニ依ルモノノ外第七十二条  
ノ四第三項ノ規定ニ依リ保険料率ガ変更セラ  
レタル場合ニ於テ其ノ変更後ノ保険料率ガ千  
分ノ七十三ヲ超ユルトキハ其ノ超ユル保険料  
率千分ノ一二付其ノ変更セラタル日ヨリ変  
更後ノ保険料率ガ更ニ変更セラル迄ノ間ニ  
行ハルル療養ノ給付、其ノ期間ニ行ハルル療  
養ニ係ル家族療養費ノ支給並ニ其ノ期間ニ係  
ル傷病手当金及出産手当金ノ支給ニ要スル費  
用（療養ノ給付ニ付テハ一部負担金ニ相当ス  
ル額ヲ控除スルモノトス）ノ千分ノ四ヲ補助

**第七十条ノ三** 国庫ハ第七十条ニ規定スル費用  
ノ外政府ノ管掌スル健康保険事業ノ執行ニ要  
スル費用ノ中療養ノ給付並ニ家族療養費、  
傷病手当金及出産手当金ノ支給ニ要スル費用

六五、○〇〇円以上	一七五、○〇〇円未満
七五、○〇〇円以上	一八五、○〇〇円未満
八五、○〇〇円以上	一九五、○〇〇円未満
九五、○〇〇円以上	
第六十九条ノ二中「第六十五条並ニ第六十 七条」を「並ニ第六十五条」に改める。	
第七十条ノ三を次のよう改める。	

付申出ヲ為スコトヲ得

厚生大臣ハ前項ノ申出ヲ受ケタル場合ニ於テ  
必要アリト認ムルトキハ社会保険審議会ノ意  
見ヲ聴キ千分ノ六十六乃至千分ノ八十分ノ範囲  
内ニ於テ第一項ノ保険料率ヲ変更スルコトヲ  
得

第七十五条ノ二中「千分ノ三十五」を「千分ノ  
四十」に改める。

第五章中第七十九条ノ二の次に次の四条を加  
える。

第七十九条ノ三 政府ハ当分ノ間其ノ管掌スル  
健庫保険事業ニ要スル費用ニ充ツル為第七十  
一条乃至第七十二条及第七十七条乃至前条ノ  
規定ニ依リ徵収スル保険料ノ外本条、次条及  
第七十九条ノ六ノ規定ニ依リ保険料（以下第  
七十九条ノ六迄ニ於テ特別保険料ト称ス）ヲ  
徵収ス

特別保険料ノ額ハ被保險者（標準報酬ノ等級  
第一級乃至第十二級ナル被保險者、第二十条  
ノ規定ニ依ル被保險者及第七十一条ノ三ノ規  
定ニ依リ其ノ月ニ係ル保険料ヲ徵収セラレザ  
ル被保險者ヲ除ク）ガ賞与等（第二条第一項ニ  
規定スル賃金、給料、俸給、手当又ハ賞与及  
之ニ準ズベキモノニシテ三月ヲ超ユル期間每  
ニ受クルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ）ヲ受ケタ  
ル月ニ付其ノ額（其ノ額五十五万円ヲ超ユルト  
キハ五十万円）ニ千分ノ十ヲ乗ジテ得タル額  
トス

第七十九条ノ三 政府ハ当分ノ間其ノ管掌スル  
健庫保険事業ニ要スル費用ニ充ツル為第七十  
一条乃至第七十二条及第七十七条乃至前条ノ  
規定ニ依リ徵収スル保険料ノ外本条、次条及  
第七十九条ノ六ノ規定ニ依リ保険料（以下第  
七十九条ノ六迄ニ於テ特別保険料ト称ス）ヲ  
徵収ス

第七十九条ノ四 第七十七条、第七十九条及第  
七十九条ノ二ノ規定ハ第七十九条ノ三第一項  
又ハ前条第一項ノ規定ニ依ル特別保険料ニ付  
之ヲ準用ス

第八十七条第四号中「第七十七条本文」の下に  
「（第七十九条ノ六ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」  
を加える。

第一条 健康保険法の一部を次のように改正す  
る。

第四条ノ二の次に次の二条を加える。

第四条ノ三 第四条第一項ノ規定ニ依ル標準報  
酬ノ区分ハ被保險者ノ受クル報酬ノ水準ニ著  
シキ変動アリタル場合ニ於テハ変動後ノ水準  
ニ即シ速ニ改定ノ措置ガ講ゼラルベキモノト  
ス

第五条第一項中「又ハ家族葬祭料」を「家族  
葬祭料又ハ第二十七条ノ四ノ規定ニ依ル給付」  
に改める。

第二十五条中「保険給付ヲ受クベキ者」を「保  
険給付ヲ受クル権利ヲ有スル者（當該事故ガ被  
保險者ノ被扶養者ニ付生ジタル場合ニ於テハ當  
該被扶養者ヲ含ム次項ニ於テ之ニ同ジ）」に改  
め、同条に次の二項を加える。

前項ノ場合ニ於テ保険給付ヲ受クル権利ヲ有  
スル者ガ第三者ヨリ同一ノ事由ニ付損害賠償  
ヲ受ケタルトキハ政府ハ其ノ額ノ限度ニ於  
テ保険給付ヲ行フ責ヲ免ル

第五十六条ノ二中「第二十五条」を削る。

第五十八条第一項中「及家族葬祭料」を「家  
族葬祭料及第二十七条ノ四ノ規定ニ依ル給付」  
に改める。

第五十九条第六項中「前項」を「第五項」に改  
め、同条第五項の次に次の二項を加える。

社会保険庁長官ハ療養ノ給付、療養費、家族  
療養費、傷病手当金、分娩費、出産手当金、  
「高額療養費」を加え、同条第二項中「家族療養  
費」の下に「及高額療養費」を加える。

準用ス

第七十九条ノ五 健康保険組合ハ当分ノ間第七  
十二条乃至第七十二条、第七十五条、第七十五  
条ノ二及第七十七条乃至第七十九条ノ二ノ規  
定ニ依リ徵収スル保険料ノ外其ノ規定ヲ以テ  
定ノ例ニ依リ特別保険料ヲ徵収スルコトヲ得

第七十九条ノ三第一項及第二項並ニ前条ノ規  
定ノ例ニ依リ特別保険料ヲ徵収スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ同項ノ規定ニ依リ其ノ例ニ  
アルハ千分ノ十ノ範囲内ニ於テ規約ヲ以テ定  
ムル率トス

第一項ノ場合ニ於テ賞与等ノ全部又ハ一部方  
金以外ノモノナル場合ニ於ケル其ノ額ノ  
算定ニ付テハ第二条第二項及第三項ノ規定ヲ  
準用ス

第七十二条本文及第七十五条ノ規定ハ第一項  
ノ規定ニ依ル特別保険料ニ付之ヲ準用ス

第七十九条ノ六 第七十七条、第七十九条及第  
七十九条ノ二ノ規定ハ第七十九条ノ三第一項  
又ハ前条第一項ノ規定ニ依ル特別保険料ニ付  
之ヲ準用ス

第八十七条第四号中「第七十七条本文」の下に  
「（第七十九条ノ六ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」  
を加える。

第一条 健康保険法の一部を次のように改正す  
る。

に改める。

第一条第二項第一号中「及子」を「子、孫及  
弟妹」に改める。

に改める。

第一号中「及子」を「子、孫及  
弟妹」に改める。

「高額療養費」を加え、同条第二項中「家族療養  
費」の下に「及高額療養費」を加える。

第七十九条ノ四 事業主ハ被保險者ニ対シ金錢  
ヲ以テ賞与等ヲ支払フ場合ニ於テハ被保險者  
ノ負担スペキ特別保険料ヲ賞与等ヨリ控除ス  
ルコトヲ得

第七十八条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ  
「高額療養費」を加え、同条第二項中「家族療養  
費」の下に「及高額療養費」を加える。

第七十九条ノ四 政府ハ政令ノ定ムル所ニ依  
リ准用ス

第七十九条ノ四 事業主ハ被保險者ニ対シ金錢  
ヲ以テ賞与等ヲ支払フ場合ニ於テハ被保險者  
ノ負担スペキ特別保険料ヲ賞与等ヨリ控除ス  
ルコトヲ得

第七十八条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ  
「高額療養費」を加え、同条第二項中「家族療養  
費」の下に「及高額療養費」を加える。

育児手当金、配偶者分娩費、葬祭料、家族葬祭料及第二十七条ノ四ノ規定ニ依ル給付ニ要スル費用ノ額ガ保険料ノ額ノ中命令ヲ以テ定ムル額及国庫補助ノ額ノ合算額ヲ超エ若ハ之ニ満タザルトキ又ハ其ノ合算額ヲ超エ若ハ之ニ満タザルコト明トナリタルトキハ厚生大臣ニ対シ前項第一号又ハ第二号ノ保険料率ノ変更ニ付申出ヲ為スコトヲ得厚生大臣ハ前項ノ申出ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ社会保険審議会ノ意見ヲ聽キ第五項第一号又ハ第二号ニ掲タル率ニ千分ノ七ヲ増減シタル率ノ範囲内ニ於テ同項第一号又ハ第二号ノ保険料率ヲ変更スルコトヲ得

第六十条第一項第一号中「千分ノ七十四・五」の下に「第五十九条第七項ノ規定ニ依リ保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依り増減シタル率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ増減シタル率」を加え、同項第二号中「千分ノ六十九」の下に「(第五十九条第七項ノ規定ニ依リ保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依り増減シタル率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ増減シタル率)」を加える。

第四条 船員保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条ノ二」を「第三十一条ノ三」に改める。

第五条第一項中「家族療養費」の下に「、高額療養費」を加える。

第三章第二節中第三十一条ノ二の次に次の二条を加える。

第三十一条ノ三 療養ニ要シタル費用著シク高額ナリシトキハ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付家族療養費ノ支給ヲ受ケタル者ニ対シ高額療養費ヲ支給ス

高額療養費ノ支給要件、支給額其ノ他高額療養費ノ支給ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九条第一項及び第五十九条第六項中「家族療養費」の下に「、高額療養費」を加える。  
(国民健康保険法の一部改正)

第五条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。

第四章第一節中第五十七条の次に次の二条を加える。

(高額療養費)

第五十七条の二 保険者は、被保険者の療養に要した費用が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額療養費を支給する。ただし、当該療養について療養の給付若しくは療養費の支給又は第五十六条第二項の規定による差額の支給を受けなかつたときは、この限りでない。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に關して必要な事項は、政令で定める。

(厚生保険特別会計法の一部改正)

第六条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第十八条ノ八 健康勘定ノ負担ニ於テ為ス借入金ニ付テハ昭和四十九年度以降ニ於テハ当分ノ間第十条ノ規定ニ拘ラズ次項及第三項ノ定ムル所ニ依ル

政府ハ健康勘定ノ昭和四十八年度末ニ於ケル借入金ニ係ル債務ヲ弁済スルタメ必要アルトキハ同勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得

前項ニ定ムルモノノ外政府ハ健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十二条ノ四第三項ノ規定ニ依ル保険料率ノ引上ニ拘ラズ引上

ゲラレタル年度ニ於ケル健康勘定ノ歳計ニ不足ラ生ズル處アル場合ニ於テ一年内ニ保険料ヲ以テ其ノ償還ヲ為シ得ルコト明ナルトキハ

当該不足スル金額ヲ限リ同勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得

第十八条ノ九 政府ハ昭和四十八年度以前ニ健康勘定ニ於テ生ジタル損失ノ額トシテ政令ヲ以テ定ムルモノニ対応スル借入金ノ償還及当該借入金ニ係ル経費トシテ政令ヲ以テ定ムルモノノ支払ノ財源ニ充ツルタメ当分ノ間一般会計ヨリ予算ニ定ムル金額ヲ限リ同勘定ニ繰入ルコトヲ得

目次中「第五十七条」を「第五十七条の二」に改める。

第四章第一節中第五十七条の次に次の二条を加える。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定並びに附則第三条中国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第五十一条の改正規定及び第六十条の次に一条を加える改正規定並びに附則第五条中地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第五十三条の改正規定、第六十二条の次に一条を加える改正規定及び第六十三条の次に一条を加える改正規定並びに附則第五百三十六条第一項の改正規定、附則第四条中公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)第三十二条の改正規定及び第六十四条の次に一条を加える改正規定並びに附則第五百三十六条第一項の改正規定は同年十月一日から、第五条の規定は昭和五十年十月一日から施行する。

(健康保険法及び船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和四十八年四月一日前に健康保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続かれる保険料及び国庫補助をもつて当該年度に係る療養に係る家族療養費の給付、同日前に行なわれた疗養に係る家族療養費及び出産手当金の支給に要する費用については、適用しない。

3 この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三第一項の規定は、昭和四十八年四月一日前に行なわれた疗養の給付、同日前に行なわれた疗養に係る家族療養費の支給並びに同日前の期間に係る傷病手当金及び出産手当金の支給に要する費用については、適用しない。

4 この法律による改正後の健康保険法第七十一条ノ四第二項の規定による保険料率の変更についての申出は、昭和四十九年度以降の年度に係る保険料及び国庫補助をもつて当該年度に係る保険給付費、保健施設費その他の政令で定める経費に於ての不足若しくは剩余を生じ又は生ずることが明らかとなつたときに限り、行なうことができる。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

二二の二 高額療養費

この法律による改正後の健康保険法第三条の規定を適用する。この場合において、その者の同年三月の標準報酬月額が一万八千円以下であるとき又はその者が厚生年金保険の被保険者であつてその者の同年四月における厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による標準報酬月額が十万四千円以上十二万六千円以下であるときは、健康保険法第三条第三項の規定にかかるわらず、それぞれその者の同年三月の標準報酬の基礎となつた報酬月額又はその者の同年四月における厚生年金保険法による標準報酬の基礎となつた報酬月額を、この法律による改正後の健康保険法による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす。

2 この法律による改正後の健康保険法第六十七条又はこの法律による改正後の船員保険法第二十五条の規定は、第三者の行為により昭和四十八年四月一日以後に保険事故が生じた場合について適用し、同日前に保険事故が生じた場合については、なお従前の例による。

3 この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三第一項の規定は、昭和四十八年四月一日前に行なわれた疗養の給付、同日前に行なわれた疗養に係る家族療養費の支給並びに同日前の期間に係る傷病手当金及び出産手当金の支給に要する費用については、適用しない。

4 この法律による改正後の健康保険法第七十一条ノ四第二項の規定による保険料率の変更についての申出は、昭和四十九年度以降の年度に係る保険料及び国庫補助をもつて当該年度に係る保険給付費、保健施設費その他の政令で定める経費に於ての不足若しくは剩余を生じ又は生ずることが明らかとなつたときに限り、行なうことができる。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第五十二条の二号の次に次の二号を加える。



ける当該各級の保険料の納付日数を、第四級の保険料の納付日数にあつては二千六百四十円に、第三級の保険料の納付日数にあつては一千八百円に、第二級の保険料の納付日数にあつては一千二百円に、第一級の保険料の納付日数にあつては八百円に、それぞれ乗じて得た額の合算額の七十八分の一に相当する金額第十六条の二第四項を同条第五項とし、同条第三項中「二十二日」を「三十日」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。  
3 被保険者で被扶養者のない者が病院又は診療所に収容されている場合に支給すべき傷病手当金の額は、一日につき、前項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額の三分の二に相当する金額とする。

第十六条の三第一項中「四千円」を「一万円」に改める。

第十六条の四第一項中「四千円」を「二万円」に改め、同項に次のただし書きを加える。  
ただし、分べんに関し病院又は診療所に収容されている被保険者に対して支給すべき分べん費の額は、一万円とする。

第十六条の五第一項中「分べんの日以後二十一日以内」を分べんの日前九日以内及び分べんの日以後二十一日以内に改め、同条第二項を次のように改める。

2 出産手当金の額は、一日につき、当該被保険者について納付されている当該分べんの日の属する月の前四箇月間の保険料の納付日数を第四級、第三級、第二級及び第一級の順に加算して合計が二十八に達した場合における当該各級の保険料の納付日数にあつては一千二百円に、第一級の保険料の納付日数にあつては八百円に、それぞれ乗じて得た額の合算額の二十八分の一に

昭和四十八年六月二十九日 衆議院会議録第四十八号

## 健康保険法等の一部を改正する法律案外三案

相当する金額とする。  
第十六条の五第三項を同条第四項とし、同項の  
前に次の二項を加える。  
3 被保険者で被扶養者のない者が病院又は診療  
所に収容されている場合に支給すべき出産手当費  
金の額は、一日につき、前項の規定にかかるわら  
ず、同項の規定により定められた額の三分の一  
に相当する金額とする。  
第十七条の三第一項中「一千円」を「一万円」に改  
める。

四 3  
十七条第五項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第十四条第一項中「三年六箇月」とあるのは、「二年」とする。  
この法律の施行前に改正前の第十六条の二第二項に規定する支給期間が満了した傷病手当金及びこの法律の施行前に分べんした被保険者は被保険者であつた者に係る出産手当金の支給期間については、なお従前の例による。  
この法律の施行の日から昭和五十年三月三十日までの期間に係る傷病手当金、出産手当金

二十八日分以上の保険料又は同項第二号に規定する七十八日分以上の保険料のうち、改正前の第三十条第一項の規定による第一級(以下「旧第一級」という)又は同項の規定による第二級(以下「旧第二級」という)の保険料が含まれていては、改正後の第十六条の二第二項に規定する傷病手当金の額は、同項の規定にかかるらず、次の各号の区別に従い、一日につき、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、次の各号のうちの二に該当するときは、いずれか高

3 被保険者で被扶養者のない者が病院又は診療所に収容されている場合に支給すべき傷病手当金の額は、一日につき、前項の規定にかかわらず

第十七条の五第二項を削る。  
第三十条を次のように改める。  
  
(保険料額)

す。同項の規定により定められた額の三分の一に相当する金額とする。

百円未満の場合は第一級、千五百円以上二千五百円未満の場合は第二級、二千五百円以上三千五百円未満の場合は第三級、三千五百円以上の場合は第四級とし、その額は、一日につき、第一級にあつては五十円、第二級にあつては九十五円、第三級にあつては百三十円、第四級にあつては

ただし、分べんに閑し病院又は診療所に収容されている被保険者に対する支給すべき分べん費の額は、一万円とする。

2 ては二百円とする。  
被保険者及び事業主の負担すべき保険料額は、一日につき、それぞれ、第一級にあつては二十五円、第二級にあつては四十五円、第三級にあつては六十五円、第四級にあつては百円とする。

出産手当金の額は、一日につき、当該被保険  
に改め 同条第二項を次のよ  
うに改める。

第四十五条中「療養の給付期間」を「第十四条第一項本文に規定する期間」に改める。

者について納付されている当該分べんの日の属する月の前四箇月間の保険料の納付日数を第四級、第三級、第二級及び第一級の順に加算して合計が二十八に達した場合における当該各級の保険料の納付日数を、第四級の保険料の納付日数にあつては一千六百四十円に、第三級の保険料の納付日数にあつては千八百円に、第二級の保険料の納付日数にあつては千二百円に、第一級の保険料の納付日数にあつては八百円に、それぞれ乗じて得た額の合算額の二十八分の一に

附 則

1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に関する療養の給付、被扶養費の支給又は家族療養費の支給開始後一年を経過した被保険者、被保険者は被扶養者の当該疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に関する療養の給付又は家族療養費の支給についての改正後の第十四条第一項(第

6 改正後の第十六条の二第二項第一号に規定する  
の二第二項及び第十六条の五第二項中「及び第一級」とあるのは、「第一級及び特例第一級」と、「八百円」とあるのは「八百円に、特例第一級の保険料の納付日数にあつては二百四十円」と、同法第三十条第一項中「一千五百円未満」とあるのは「四百八十円未満の場合は特例第一級、四百八十円以上一千五百円未満」と、「第一級にあつては」とあるのは「特例第一級にあつては二十円、第一級にあつては」と、同条第二項中「第一級」とあるのは「特例第一級にあつては十円、第一級」とする。

て、改正後の第十六条の二第二項第一号に規定する二箇月間に通算して二十八日分以上の保険料が納付されている場合、当該期間の保険料の納付日数を第三級、第二級、第一級、旧第一級、特例第一級及び旧第二級の順に加算して合計が二十八に達した場合における当該各級の保険料の納付日数を、第三級の保険料の納付日数にあつては千八百円に、第二級の保険料の納付日数にあつては千二百円に、第一級の保険料の納付日数にあつては八百円に、旧第一級の保険料の納付日数にあつては三百三十円に、特例第一級及び旧第二級の保

險料の納付日数にあつては二百四十円に、それ乗じて得た額の合算額の二十八分の一に相当する金額。

四 第二号に該当する場合以外の場合であつて、改正後の第十六条の二第二項第一号に規定する六箇月間に通算して七十八日分以上の保険料が納付されている場合 当該期間の保険料の納付日数にあつては千八百円に、第二級の保険料の納付日数を第三級、第二級、第一級、旧第一級、特例第一級及び旧第二級の順に加算して合計が七十八に達した場合における当該各級の保険料の納付日数を、第三級の保険料の納付日数にあつては千八百円に、第二級の保険料の納付日数にあつては千二百円に、第一級の保険料の納付日数にあつては三百三十円に、特例第一級及び旧第二級の保険料の納付日数にあつては三百六十円に、特例第一級及び旧第二級の保険料の納付日数にあつては三百三十円に、それぞれ乗じて得た額の合算額の二十八分の一に相当する金額。

改正後の第十六条の五第二項に規定する四箇月間に納付されている保険料のうち旧第一級又は旧第二級の保険料が含まれているときは、同項に規定する出産手当金の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号の区別に従い、一日につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 改正後の第十六条の五第二項に規定する四箇月間に通算して二十八日分以上旧第一級又は旧第二級の保険料が納付されている場合

(当該期間に第三級、第二級、第一級又は特例第一級の保険料が納付されている場合を除く) 改正前の第十六条の五第二項本文の規定の例により算定した額

二 前号に該当する場合以外の場合であつて、改正後の第十六条の五第二項に規定する四箇月間に通算して二十八日分以上の保険料が納付されている場合 当該期間の保険料の納付日数を第三級、第二級、第一級、旧第一級、特

二十八に達した場合における当該各級の保険料の納付日数を、第三級の保険料の納付日数にあつては千八百円に、第二級の保険料の納付日数にあつては千八百円に、第一級の保険料の納付日数にあつては千二百円に、三百六十円に、特例第一級及び旧第二級の保険料の納付日数にあつては三百六十円に、それぞれ乗じて得た額の合算額の二十八分の一に相当する金額。

### 理由

日雇労働者健康保険の給付内容の改善を図るため、療養の給付期間の延長、傷病手当金、埋葬料、分べん費及び出産手当金の額の引上げ等を行なうとともに、被保険者の賃金の実態にかんがみ、保険料額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

右  
国会に提出する。

昭和四十八年二月十七日

内閣総理大臣 田中 角栄

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案

(児童扶養手当法の一部改正)

第一条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号中「公的年金給付」を「国

民年金法に基づく障害福祉年金及び老齢福祉年

金以外の公的年金給付」に改める。

第五条中「四千三百円」を「六千五百円」に改め

る。

第二条 児童扶養手当法の一部を次のように改正

する。

3 この法律の施行の際現にこの法律による改正

の支給要件に該当していない者であつて、この

法律による改正後の同法の規定による児童扶養

手当の支給要件に該当するものが、昭和四十八

年十月三十一日までに同法第六条第一項の認定

の請求をしたときは、その者に対する児童扶養

手当の支給は、同法第七条第一項の規定にかか

わらず、同月から始める。

(特別児童扶養手当法の一部改正に伴り経過措

置)

第三条 昭和四十八年九月以前の月分の特別児童

扶養手当の額については、なお従前の例によ

る。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正

前特別児童扶養手当法の規定による特別児童

扶養手当の支給要件に該当していない者であつ

て、この法律による改正後の同法の規定による

特別児童扶養手当の支給要件に該当するもの

が、昭和四十八年十月三十一日までに同法第六

条第一項の認定の請求をしたときは、その者に

対する特別児童扶養手当の支給は、同法第十六

条において準用する児童扶養手当法第七条第一

項の規定にかかわらず、同月から始める。

3 この法律の施行の際現に特別児童扶養手当の

支給を受けている者であつて、この法律による

改正前の特別児童扶養手当法第四条第三項第三

号から第六号までのいずれかに該当する児童

(この法律による改正後の同法第四条第三項各

号に該当する児童を除く)を監護し、又は養育

しているものが、昭和四十八年十月三十一日ま

でに、同法第十六条において準用する児童扶養

手当法第八条第一項の認定の請求をしたとき

は、その者に対する特別児童扶養手当の額の改

定は、同項の規定にかかわらず、同月から行な

う。

(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律

の一部改正)

第四条 労働者災害補償保険法の一部を改正する

法律(昭和四十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

附則第四十二条第六項中、「児童扶養手当法」を「並びに児童扶養手当法」に改め、「並びに特別児童扶養手当法(昭和三十九年法律第百三十四号)第四条第三項第三号ただし書及び第四項

四号)第四条第三項第三号ただし書及び第四項第三号ただし書」を削る。

(国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第四項中、「児童扶養手当法」を「並びに児童扶養手当法」に改め、「並びに特別児童扶養手当法(昭和三十九年法律第百三十四号)第四条第三項第三号ただし書及び第四項第三号ただし書」を削る。

### 官報号

第三十二条 刪除  
(執行官法の一部改正)  
第六条 執行官法(昭和四十一年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。  
附則第二十七条中、「児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法」を「及び児童扶養手当法」に改める。

(地方公務員災害補償法の一部改正)  
第七条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)の一部を次のように改正す

る。

附則第六条第四項中、「児童扶養手当法」を

「並びに児童扶養手当法」に改め、「並びに特別児童扶養手当法(昭和三十九年法律第百三十四号)第四条第三項第三号ただし書及び第四項第三号ただし書」を削る。

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第六項を削る。

### 理由

児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給者の福祉の向上を図るために、これらの手当の額を引き上げるとともに、これらの手当と公的年金給付との併給制限を緩和する必要がある。これが、この法案を提出する理由である。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案  
右  
国会に提出する。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律

(厚生年金保険法の一部改正)

第一条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。  
第二十条の表を次のように改める。

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	一一〇、〇〇〇円	一一、〇〇〇円未満
第二級	一一一、〇〇〇円	一一、〇〇〇円以上 一二一、〇〇〇円未満
第三級	一二四、〇〇〇円	一二三、〇〇〇円以上 二五、〇〇〇円未満
第四級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上 二七、〇〇〇円未満
第五級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上 二九、〇〇〇円未満
第六級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上 三一、五〇〇円未満
第七級	三三一、〇〇〇円	三二、五〇〇円以上 三四、五〇〇円未満
第八級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上 三七、五〇〇円未満
第九級	三九、〇〇〇円	三七、五〇〇円以上 四〇、五〇〇円未満
第一〇級	四二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上 四三、五〇〇円未満
一一級	四五、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上 四六、五〇〇円未満
一二級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上 五〇、〇〇〇円未満
一三級	五一、〇〇〇円	五四、〇〇〇円以上 五八、〇〇〇円未満
一四級	五六、〇〇〇円	五四、〇〇〇円以上 五八、〇〇〇円未満

第一五級	六〇、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	六一、〇〇〇円未満
第一六級	六四、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満
第一七級	六八、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満
第一八級	七二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満
第一九級	七六、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
第二〇級	八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第二一級	八六、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第二二級	九二、〇〇〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第二三級	九八、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第二四級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第二五級	一一〇、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円以上	一一一、〇〇〇円未満
第二六級	一一八、〇〇〇円	一一七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第二七級	一二六、〇〇〇円	一一一、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満
第二八級	一三四、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満
第二九級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満
第三〇級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第三二級	一七〇、〇〇〇円	一五六、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満

「第三十四条第一項第一号中「四百六十円」を「九百「十円」に改め、同条第五項中「一万二千円」を「二万八千八百円」に「一人については七千二百円」を「二人までについては、それぞれ九千六百円」に改める。

第四十二条第三項中「第五級」を「第十一級」に改める。

第四十三条に次の二項を加える。

5 前条第四項の規定によつて支給する老齢年金については、被保険者である受給権者が六十五歳に達した後においては、第三項の規定にかかわらず、その者の請求により、六十五歳に達した月前における被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、その請求をした日の属する月の翌月から、当該老齢年金の額を改定する。

第四十六条第一項中「第三級、第四級又は第五級」を「第五級から第七級までの等級である期間、第八級から第十級までの等級である期間又は第十一級若しくは第十二級の等級」に改め、同条第三項中「第五級」を「第十二級」に改め、第四十六条の三第二項中「第五級」を「第十二級」に改める。

第四十六条の七第一項中「第三級、第四級又は第五級」を「第五級から第七級までの等級である期間、第八級から第十級までの等級である期間又は第十一級若しくは第十二級の等級」に改め、同条第二項中「第五級」を「第十二級」に改め、

ら第五項まで」に改める。

第四十六条の七第一項中「第三級、第四級又は第五級」を「第五級から第七級までの等級である期間、第八級から第十級までの等級である期間又は第十一級若しくは第十二級の等級」に改め、同条第二項中「第五級」を「第十二級」に改め、

る。

第三三級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第三四級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第三五級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上	

る。

第五十条第一項第三号中「十万五千六百円」を「二十二万八百円」に改める。

第五十三条中「該當しなくなつた」を「該當しなくなつた日から起算して同表に定める程度の廃疾の状態に該當することなく三年を経過した」に改める。

第五十四条に次の二項を加える。

2 障害年金は、受給権者が別表第一に定める程度の廃疾の状態に該當しなくなつたときは、その廃疾の状態に該當しない間、その支給を停止する。

第六十条第二項中「十万五千六百円」を「二十二万八百円」に改める。

第八十一条第五項第一号中「千分の六十四」を「千分の七十九」に、「千分の三十八」を「千分の五十三」に改め、同項第二号中「千分の四十八」を「千分の六十三」に、「千分の二十六」を「千分の四十一」に改め、同項第三号中「千分の七十六」を「千分の九十一」に、「千分の三十八」を「千分の五十三」に改め、同項第四号中「千分の六十四」を「千分の七十九」に改める。

第一百三十条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 基金は、加入員及び加入員であつた者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

第一百五十九条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一百三十条第四項」を「第一百三十条第

五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 連合会は、基金の加入員及び加入員であつた者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

第一百七十六条「第二百三十条第三項」を「第二百五十九条第三項」、「第二百五十九条第三項」を「第二百五十九条第四項」に改める。

附則第十二条第三項中「第五級」を「第十二級」に改める。

附則第十六条第二項中「十三万二千円」を「二十六万八千八百円」に改める。

附則第二十八条の三第二項中「第五級」を「第十二級」に改める。

第二条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

標 準	報 酬	標 準	報 酬
等 級	月 額	日 額	月 額
第一級	二四、〇〇〇円	八〇〇円	二五、〇〇〇円未満
第二級	二六、〇〇〇円	八七〇円	二五、〇〇〇円以上
第三級	二八、〇〇〇円	九三〇円	二七、〇〇〇円未満
第四級	三〇、〇〇〇円	一、〇〇〇円	二九、〇〇〇円未満
第五級	三三、〇〇〇円	一、一〇〇円	三一、五〇〇円以上
第六級	三六、〇〇〇円	一、二〇〇円	三四、五〇〇円以上
第七級	三九、〇〇〇円	一、三〇〇円	三七、五〇〇円以上
第八級	四二、〇〇〇円	一、四〇〇円	四〇、五〇〇円以上
第九級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円	四三、五〇〇円未満
第一〇級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四六、五〇〇円未満
第一級	五一、〇〇〇円	一、七〇〇円	五四、〇〇〇円未満

第一二級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満
第一三級	六〇、〇〇〇円	一、一〇〇円	五八、〇〇〇円以上	六二、〇〇〇円未満
第一四級	六四、〇〇〇円	一、一三〇円	六二、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満
第一五級	六八、〇〇〇円	一、一七〇円	六六、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満
第一六級	七二、〇〇〇円	一、二〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満
第一七級	七六、〇〇〇円	一、二三〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
第一八級	八〇、〇〇〇円	一、二七〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第一九級	八六、〇〇〇円	一、三〇〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第二〇級	九一、〇〇〇円	一、三七〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第二一級	九八、〇〇〇円	一、四七〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第二二級	一〇四、〇〇〇円	一、五七〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第二三級	一一〇、〇〇〇円	一、六七〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第二四級	一二〇、〇〇〇円	一、七七〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二一、〇〇〇円未満
第二五級	一二六、〇〇〇円	一、九三〇円	一一一、〇〇〇円以上	一二三、〇〇〇円未満
第二六級	一三四、〇〇〇円	一、一〇〇円	一一〇、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満
第二七級	一四一、〇〇〇円	一、一七〇円	一一八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満
第二八級	一五〇、〇〇〇円	一、二四〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第二九級	一六〇、〇〇〇円	一、三一〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満

第三級	一七〇、〇〇〇円五、六七〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第三級	一八〇、〇〇〇円六、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第三級	一九〇、〇〇〇円六、三三〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第三級	二〇〇、〇〇〇円六、六七〇円	一九五、〇〇〇円以上	
第三級	二一〇、〇〇〇円六、六七〇円		
第二十三条ノ七第三項中「第四十二条第一項乃至第四項」を「第四十二条第三項乃至第五項」に改める。			
第三十四条第四項中「第四級」を「第十級」に改める。			
第三十五条第一号中「十一万四百円」を「二十二万八百円」に、「七千三百六十円」を「一万四千七百二十円」に、「五万五千二百円」を「十一万四百円」に改める。			
第三十六条第一項中「一万三千円」を「二万八千八百円」に、「七千二百円」子一人以上アルトキハ七千二百円ニ其ノ子ノ中一人を「九千六百円、子一人アルトキハ一万九千二百円、子三人以上アルトキハ一万九千二百円ニ其ノ子ノ中二人」に改める。			
第三十八条第一項中「第二級、第三級又ハ第四級」を「第三級乃至第五級ノ等級タル期間、第六級乃至第八級ノ等級タル期間又ハ第九級若ハ第十級ノ等級」に改め、同条第三項中「第四級」を「第十級」に改める。			
第三十九条第一項第一号ロ中「五万五千二三円」を「十一万四百円」に改め、同項第二号「(其ノ額ガ十万五千六百円ニ満タザルトキハ一万五千六百円)」を削り、同項の次に次の一項加える。			
第四十条第一項第一号ロ中「一万二千円」を「二万八百円」トス			
第四十一条ノ二第一項中「一万二千円」を「二万八千八百円」に、「七千二百円」子一人以上アルトキハ七千二百円ニ其ノ子ノ中一人を「九千六百円、子一人アルトキハ一万九千二百円、子二人以上アルトキハ一万九千二百円ニ其ノ子ノ中二人」に改める。			
第四十二条第一項及び第四十四条中「至りル」を「至リタル日ヨリ起算シ障害年金ヲ受ク程度ノ廢疾ノ状態ニ該当セズシテ三年ヲ超過タル」に改める。			

第四十四条ノ二第三項中「第四十一条第三項」を「第四十一条第四項」に改める。

第一号)の一部を次のよう改正する。

第四十四条ノ三第二項中「第四十一条第三項」  
（第廿二、之第廿頁三文）、同上（第廿二頁二

改める

障害年金ハ其ノ支給ヲ受クル権利ヲ有スル者

**第三十五条中第二号を削り** 第二号を第二号とする。

当セザル間其ノ支給ヲ停止ス  
第五一六、二第一項第二号、四「一万三千

第三十九条第一項中「子一人につき四千八百円」に改める。

口中「一萬七千六百円」を「五万五千二百円」に改

一人については「九千六百円」に改めること。

第五十条ノ三第一項中「七千二百円ヲ、二

**第四十四条第一項中「子一人は四千八百円」を「子につきそれぞれ四千八百円（そのうち**

百円ヲ、三人以上アルトキハ一万九千二百円ニ

第五十二条の「たゞ書中受給権者」は「支給を受けた」に改める。

子ノ中二人」を「九千六百円ヲ、三人アルトキハ  
二千七百円ヲ、四人以上ハ一千五百円ヲ

第五十二条の四第一項の表中

第五十条ノ四第五号中「又ハ孫」を「、孫又父

五年未滿

第五十条ノ六第三号中「第四十一条第三項」を

未満  
一七、〇〇〇円  
に改める。

を「千分ノ百七十七」に改め、同項第二号中「壬

田に改める。

める。

「一人については、九千六百円」に改める。

「六十九」を「千分ノ七八八・五」に改める。

「円」を「六万円」に改める。

三条 国民年金法（昭和二十四年法律第百四十一号）

昭和四十八年六月二十九日

衆議院会議録第四十八号 健康保険法等の一部を改正する法律案外三案

百円」に改め、同項第二号中「三分の一」を「二分の一」に改め、同条第二項中「百八十円」を「二百円」に改める。

第七十九条第二項及び第七十九条の二第四項中「三万九千六百円」を「六万円」に改める。

第八十五条第一項第三号中「百分の二十五」を「四分の一」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「次号」を「第七十七条第一項又は第二項の規定によつてその額が計算される老齢年金の給付に要する費用(次号ハに掲げる額に相当する部分の給付に要する費用を除く)並びに第四号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三 当該年度において第七十七条第一項又は第二項の規定によつてその額が計算される老齢年金の給付に要する費用(次に掲げる額に相当する部分の給付に要する費用を除く)並びに第四号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四 第二十七条第一項第一号に掲げる額

ロ 第七十七条第一項第一号に掲げる額に相当する額に相当する部分の給付に要する費用を除く)の総額

五 第二十七条第一項第一号に掲げる額に相当する額に相当する部分の給付に要する費用を除く)の総額

六 第二十七条第一項第一号に掲げる額に相当する額に相当する部分の給付に要する費用を除く)の総額

七 第二十七条第一項第一号に掲げる額に相当する額に相当する部分の給付に要する費用を除く)の総額

八 第二十七条第一項第一号に掲げる額に相当する額に相当する部分の給付に要する費用を除く)の総額

九 第二十七条第一項第一号に掲げる額に相当する額に相当する部分の給付に要する費用を除く)の総額

十 第二十七条第一項第一号に掲げる額に相当する額に相当する部分の給付に要する費用を除く)の総額

十一 第二十七条第一項第一号に掲げる額に相当する額に相当する部分の給付に要する費用を除く)の総額

十二 第二十七条第一項第一号に掲げる額に相当する額に相当する部分の給付に要する費用を除く)の総額

十三 第二十七条第一項第一号に掲げる額に相当する額に相当する部分の給付に要する費用を除く)の総額

十四 第二十七条第一項第一号に掲げる額に相当する額に相当する部分の給付に要する費用を除く)の総額

十五 第二十七条第一項第一号に掲げる額に相当する額に相当する部分の給付に要する費用を除く)の総額

十六 第二十七条第一項第一号に掲げる額に相当する額に相当する部分の給付に要する費用を除く)の総額

十七 第二十七条第一項第一号に掲げる額に相当する額に相当する部分の給付に要する費用を除く)の総額

十八 第二十七条第一項第一号に掲げる額に相当する額に相当する部分の給付に要する費用を除く)の総額

十九 第二十七条第一項第一号に掲げる額に相当する額に相当する部分の給付に要する費用を除く)の総額

二十 第二十七条第一項第一号に掲げる額に相当する額に相当する部分の給付に要する費用を除く)の総額

二十一 第二十七条第一項第一号に掲げる額に相当する額に相当する部分の給付に要する費用を除く)の総額

(年金福祉事業団法の一部改正)  
第四条 年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第百八号)の一部を次のよう改正する。

第十七条第一号中「老人福祉施設、療養施設」を「保養のための総合施設」に改め、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

三 次に掲げる者に対する対し、それぞれ次に掲げる資金の貸付けを行なうこと。

イ 前号イからニまでに掲げる者で自ら居住するため住宅を必要とする厚生年金保険又は船員保険の被保険者に対して住宅の建設又は購入に必要な資金(住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。以下「住宅資金」という。)の貸付けを行なうもの。当該貸付けに要する資金

ロ 自ら居住するため住宅を必要とする国民年金の被保険者 住宅資金

ハ 自ら居住するため住宅を必要とする厚生年金保険又は船員保険の被保険者で前号イからニまでに掲げる者から住宅資金の貸付けを受けることが著しく困難なもの

イ 第二十七条第一項第一号に掲げる額に相当する額に相当する部分の給付に要する費用を除く)の総額

ロ 第二十七条第一項第一号に掲げる額に相当する額に相当する部分の給付に要する費用を除く)の総額

ハ 第二十七条第一項第一号に掲げる額に相当する額に相当する部分の給付に要する費用を除く)の総額

第二項及び第七十九条の二第四項の改正規定並びに附則第十二条第一項の規定 昭和四十八年十月一日

第一条 昭和四十八年十一月一日前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者(第四種被保険者の資格を有する者及び同月から標準報酬を改定されるべき者を除く。)のうち、同年十月の標準報酬月額が一万八千円以下である者又は十三万四千円である者(標準報酬額が十三万八千円未満である者を除く。)の標準報酬は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額をこの法律による改正後の厚生年金保険法第二十条の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、標準報酬月額が二万四千円未満である厚生年金保険の第四種被保険者の昭和四十八年十一月から昭和四十九年九月までの各月の標準報酬とする。

第二項の規定によつて改定された標準報酬は、昭和四十八年十一月から昭和四十九年九月までの各月の標準報酬とする。

三 厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険料給付の額(従前の加給金に相当する給付の額を除く。)は、同法別表第一に定める一般の廃疾の状態にある者については三十三万六千円とする。

四 前項の期間を有する者について、厚生年金保険法による老齢年金及び通算老齢年金につき同法第三十四条の規定により基本年金額を計算する場合において、同項に規定する額による保険料の納付が行なわれなかつた月があるときは、この法律による改正後の同条第一項第一号に掲げる額は、同号の規定にかかわらず、同号に規定する額から四百六十円に当該保険料の納付が

夫年金又は遺児年金の例による保険給付の額(従前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く。)は二十二万八百円とする。

第五条及び附則第十二条第一項の規定 昭和四十八年十一月一日

第一条及び第二条並びに次条から附則第二十五条までの規定 昭和四十八年十一月一日

三 第一条及び第二条並びに次条から附則第二十五条までの規定 昭和四十八年十一月一日

四 前三号に掲げる規定以外の規定 昭和四十九年一月一日

(厚生年金保険に関する経過措置等)

第一条 昭和四十八年十一月一日前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き

続き被保険者の資格を有する者(第四種被保険者の資格を有する者及び同月から標準報酬を改定されるべき者を除く。)のうち、同年十月の標準報酬月額が一万八千円以下である者又は十三万四千円である者(標準報酬額が十三万八千円未満である者を除く。)の標準報酬は、当該標準報酬月額が二万四千円未満である厚生年金保険の第四種被保険者の昭和四十八年十一月から昭和四十九年九月までの各月の標準報酬とする。

第二項の規定によつて改定された標準報酬は、昭和四十八年十一月から昭和四十九年九月までの各月の標準報酬とする。

三 厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険料給付の額(従前の加給金に相当する給付の額を除く。)は、同法別表第一に定める一般の廃疾の状態にある者については三十三万六千円とする。

四 前項の期間を有する者について、厚生年金保険法による老齢年金及び通算老齢年金につき同法第三十四条の規定により基本年金額を計算する場合において、同項に規定する額による保険料の納付が行なわれなかつた月があるときは、この法律による改正後の同条第一項第一号に掲げる額は、同号の規定にかかわらず、同号に規定する額から四百六十円に当該保険料の納付が

行なわれなかつた月に係る厚生年金保険の被保險者期間の月数を乗じて得た額を控除した額とする。

第五条 次の表の上欄に掲げる期間に係る厚生年金保険の被保險者期間を有する者の平均標準報酬月額（厚生年金保険法第七十条第一項及び第一百三十二条第二項に規定する平均標準報酬月額を除く。）を計算する場合においては、同法第三

十四条第一項第二号中「各月の標準報酬月額」とあるのは、「各月の標準報酬月額（その月が厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十年法律第二号）附則第五条第一項の表の上欄に掲げる期間に属するときは、その月の標準報酬月額にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。）」とする。

昭和三十三年三月以前		三・八七
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで		三・七九
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで		三・七四
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで		三・〇九
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで		二・八六
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで		二・五八
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで		二・三七
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで		一・九〇
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで		一・一八
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで		一・七五
昭和四十三年四月から昭和四四年十月まで		一・七〇
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで		一・一五
昭和四十八年六月二十九日 衆議院会議録第四十八号 健康保険法等の一部を改正する法律案外三案	被保險者であつた者の平均標準報酬月額が二万	

円に満たないときは、これを二万円とする。ただし、厚生年金保険法第七十条第一項、第八十条第一項第三号及び第一百三十二条第二項の規定を適用する場合は、この限りでない。

3 厚生年金保険法第四十四条の二の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「については、厚生年金基金の加入員であつた期間は」とあるのは「については」と、「のうち第三十四条第一項第一号、第二項及び第三項の規定により計算した額」と同条第一項第二号に掲げる額については、その計算（同条第四項の規定を適用して計算する場合を含む。）の基礎としない」とあるのはは、第三十四条第一項第一号、第二項及び第三項の規定により計算した額と同条第一項第二号又は第四項本文の規定により計算した額との合算額から当該厚生年金基金の加入員であつた期間に係る第百三十二条第二項第一号又は第二号に規定する額を控除した額とする」と、同条第三項及び第四項中「をその額の計算の基礎とする」とあるのは「に係る第百三十二条第二項第一号又は第二号に規定する額を当該老齢年金の額に算入する」とする。

4 厚生年金保険法第四十六条の五の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「については、厚生年金基金の加入員であつた期間は」とあるのは「については」と、「のうち第三十四条第一項第二号に掲げる額については、その計算の基礎としない」とあるのはは、第三十四条第一項第一号の規定により計算した額と同项第二号の規定により計算した額との合算額から当該厚生年金基金の加入員であつた期間に係る第百三十二条第二項第一号又は第二号に規定する額を控除した額とする」と、同条第三項及び第四項中「をその額の計算の基礎とする」とあるのは「に係る第百三十二条第二項第一号又は第二号に規定する額を当該通算老齢年金の額に算入する」とする。

第六条 昭和四十八年十月以前の月分の厚生年金保険法による年金たる保険給付の額について

円に満たないときは、これを二万円とする。た

だし、厚生年金保険法第七十条第一項、第八十条第一項第三号及び第一百三十二条第二項の規定を適用する場合は、この限りでない。

3 厚生年金保険法第四十四条の二の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「については、厚生年金基金の加入員であつた期間は」とあるのは「については」と、「のうち第三十四条第一項第一号、第二項及び第三項の規定により計算した額」と同条第一項第二号に掲げる額については、その計算（同条第四項の規定を適用して計算する場合を含む。）の基礎としない」とあるのはは、第三十四条第一項第一号、第二項及び第三項の規定により計算した額と同条第一項第二号又は第四項本文の規定により計算した額との合算額から当該厚生年金基金の加入員であつた期間に係る第百三十二条第二項第一号又は第二号に規定する額を控除した額とする」と、同条第三項及び第四項中「をその額の計算の基礎とする」とあるのは「に係る第百三十二条第二項第一号又は第二号に規定する額を当該老齢年金の額に算入する」とする。

4 船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第二百五号）附則第七条の規定によつて支給する従前の養老年金の例による保険給付の額は、船員保険法第三十五条及び第三十六条第一項の規定の例により計算した額とする。

5 船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第二百五号）附則第七条の規定によつて支給する従前の養老年金の例による保険給付の額が二万四千円未満である船員保険法第二十条の規定による被保險者の昭和四八年十一月以後の標準報酬月額は、同法第四十六条の規定にかかわらず、二万四千円とする。

6 船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第二百五号）附則第八条第一項の規定によつて支給する従前の障害年金（昭和二十九年五月一日に

おいて職務外の事由による障害年金を受ける権利を有していた者であつて、引き続き昭和四十年五月一日まで当該障害年金を受ける権利を有していたものに支給するものに限る。）の額（加給金の額を除く。）は、二十七万八千四百円とし、その加給金の額は、船員保険法第四十一条ノ二第一項の規定により計算した額とする。

7 船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第二百五号）附則第八条第一項の規定によつて支給する従前の障害年金（前項に規定する障害年金を除く。）の額（加給金の額を除く。）は、船員保険法第三十五条の規定の例により計算した額（被保險者であつた期間の月数が百八十に満たないときは、百八十として計算した額とする。）とし、その加給金の額は、同法第四十二条ノ二第一項の規定により計算した額とする。

8 船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第五十八号）附則第三項の規定によつて支給する従前の寡婦年金、嫁夫年金又は遺児年金の例による保険給付の額（加給金又は増額金の額を除く。）は、二十二万八百円とし、その

加給金又は増額金の額は、船員保険法第五十条ノ三の規定の例により計算した額とする。

<sup>5</sup> 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第七十二号)附則第十四条に規定する障害年金又は船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第七十二号)附則第二条第二項後段若しくは第三項後段に規定する遺族年金については、船員保険法第四十一条第一項第一号又は第五十条ノ二第一項第二号若しくは第三号の額は、平均標準報酬月額を二万四千円として計算した額とする。

第九条 昭和四十八年十一月一日前に同日以後の期間に係る保険料を前納した船員保険法第二十条の規定による被保険者が当該前納に係る期間の各月につき追加して納付すべき保険料の額は、当該期間の各月につき、その者が前納しなかつたとしたならば、この法律による改正後の同法の規定により納付すべきこととなる保険料の額からこの法律による改正前の同法の規定を適用したとした場合において納付すべきこととなる保険料の額を控除した額とする。

前項の期間を有する者について、船員保険法

第三十五条の規定により老齢年金の額を計算する場合(通算老齢年金の額の計算について同項に規定する額による場合を含む)において、同項に規定する額による保険料の納付が行なわれなかつた月があるときは、この法律による改正後の同条第一号に掲げる額は、同号に規定する額から保險料の納付が行なわれなかつた月に係る船員保険の被保険者であつた期間の月数を乗じて得た額を控除した額とする。

第十条 次の表の上欄に掲げる期間に係る船員保険の被保険者であつた期間を有する者の平均標準報酬月額(船員保険法第四十七条に規定する平均標準報酬月額を除く。)を計算する場合においては、同法第二十七条ノ三第一項中「全期間ノ各月ノ平均標準報酬月額」とあるのは、「全期間ノ各月ノ平均標準報酬月額(其ノ月ガ厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第二号)附則第十条第一項ノ表ノ上欄ニ掲タル額ニ夫々同表ノ下欄ニ定ムル率ヲ乘ジテ得タル額ヲ平均シタル額」とする。

昭和三十三年三月以前	三・七八
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	三・六一
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	三・五一
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	三・二七
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	二・七七
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	二・四六
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	二・一一一

昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで  
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで  
一・九〇

一一〇一  
一・五六

昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで  
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで  
一・五八

一・三九

昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで  
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで  
一・一一一

一・三九

2 昭和四十八年十一月一日前に船員保険の被保険者であつた者の平均標準報酬月額が二万四千円に満たないときは、これを二万四千円とする。ただし、船員保険法第四十七条の規定を適用する場合は、この限りでない。

3 昭和四十六年九月三十日以前に発した疾病又は負傷及びこれにより発した疾病により廃疾となつたことにより障害年金の支給を受けていた者の死亡に關し支給される船員保険法第五十条第二号の規定による遺族年金の額について、同法第五十条ノ二第一項第二号イ中「最終標準報酬月額」とあるのは、「最終標準報酬月額ニ廃疾ノ原因ト為リタル疾病又ハ負傷ノ発シタル日ノ属スル月ニ応ジ厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第二号)附則第十条第一項ノ表ノ下欄ニ定ムル率ヲ乘ジテ得タル額」とする。

第十一条 昭和四十八年十月以前の月分の船員保険法による年金たる保険給付の額については、なお従前の例による。

第十二条 昭和四十八年九月以前の月分の国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の額については、なお従前の例による。

第十三条 国民年金法第八十五条第一項の規定による国庫の負担については、当分の間、同項中「、次に掲げる額」とあるのは、「、次に掲げる額及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第二号)附則別表に掲げる額」という。」附則別表に掲げる額」と、同項第一号イに掲げる額を除く。」とする。

第十四条 昭和四十九年一月一日前に同日以後の期間について前納された国民年金の保険料(国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年政令)で定める。

第十二条 昭和四十八年九月以前の月分の国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の額については、

法律第八十六号。以下「法律第八十六号」といふ。(附則第十五条第一項の規定による被保険者に係る保険料を除く)は、この法律による改正後の国民年金法の規定により当該前納に係る期間の各月につき納付すべきこととなる保険料に、さきに到来する月の分から順次充当するものとする。

2 前項の前納に係る期間のうち、この法律による改正後の国民年金法の規定により納付すべき保険料の納付が行なわれなかつた国民年金の被保険者期間は、同法の規定(第八十五条第一項第二号の規定を除く)の適用については、保険料免除期間とみなす。

第三十五条 昭和四十九年一月一日前に同日以後の期間に係る国民年金の保険料を前納した法律第八十六条附則第十五条第一項の規定による被保険者が、当該前納に係る期間につき追加して納付すべき国民年金の保険料の額は、一月につき百五十円とする。

2 前項の期間を有する者について、同項の規定による保険料の納付が行なわれなかつた月があるときは、法律第八十六条附則第十六条第二項に規定する老齢年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項に定める額から千百円に当該納付が行なわれなかつた月数を乗じて得た額を控除した額とする。

第三十六条 国民年金法第八十七条第三項及び前条第一項に定める保険料の額は、昭和五十年一月以後においては、法律で定めるところにより引き上げられるものとする。

2 前項の規定による納付は、昭和五十年十二月三十一日(同日以前に六十五歳に達する者については、六十歳に達する日の前日)までに行なわなければならぬ。

3 第一項の規定による納付は、さきに経過した月の分から順次行なうるものとする。

4 第一項の規定により納付が行なわれたときは、納付が行なわれた日に、納付に係る月の国民年金の保険料が納付されたものとみなす。

第五十八条 明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までの間に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえ、五十五歳をこえない者)であつて、国民年金法第七条第二項第一号から第三号までのいずれにも該当しないもの(法律第八十六条附則第十五条第一項の規定による被保険者を除く)は、都道府県知事に申し出て、国民年金の被保険者となることができる。ただし、その者が、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 日本国民でないとき。

二 日本国内に住所を有しないとき。

三 国民年金法による老齢年金若しくは通算老齢年金を受けることができるとき、又はこれらの年金の受給資格要件たる期間を満たしているとき。

4 第一項の規定による被保険者の昭和四十八年十二月までの月分の国民年金の保険料の額は、国民年金法第八十七条第三項の規定にかかわらず、一月につき九百円とする。

5 第一項の規定による被保険者の昭和四十五年六月から当該申出をした日の属する月の前月までの期間(国民年金の保険料納付済期間及び他の公的年金制度に係る通算対象期間を除く)について、一月につき九百円を納付することができます。

6 第一項の規定により納付する金額は、国民年金法第八十五条第一項第一号の規定の適用について行なう申出は、その者が同号に該当しなかつた日から起算して三月以内に行なわなければならぬ。

7 第一項の規定により支給する老齢年金の額は、国民年金法第二十七条第一項の規定にかかわらず、九万六千円とする。

8 第一項の規定による被保険者の昭和四十五年六月から当該申出をした日の属する月の前月までの期間(国民年金の保険料納付済期間及び他の公的年金制度に係る通算対象期間を除く)について、一月につき九百円を納付することができます。

9 第一項の規定による納付は、昭和五十年六月三十日までに行なわなければならない。ただし、同項の規定による被保険者が、国民年金法第七条第二項、附則第六条第一項及び附則第七条第一項並びに法律第八十六条附則第十五条第一項の規定による被保険者に係る被保険者期間を除く)の

うち、国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間(当該期間に係る国民年金の保険料を徴収する権利が時効によつて消滅している期間に限る)について、一月につき九百円を納付することができる。

10 第八項の規定により納付する金額は、国民年金法第八十五条第一項第一号の規定の適用について行なう申出は、その者が同号に該当しなかつた者が、その者の次の各号に掲げる期間を合算した期間が五年に達した後に六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した後にその者の当該期間が五年に達したときは、国民年金法第二十六条に定める老齢年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に老齢年金を支給する。

11 第一項の規定による被保険者については、国民年金法第八十七条の二、第八十九条、第九十条及び附則第七条の二の規定を適用しない。

12 第一項の規定による被保険者については、国民年金法第十三条第一項の規定は、第一項の申出があつた場合に準用する。

13 第一項の規定による被保険者は、いつでも、都道府県知事に申し出て、被保険者の資格喪失することができる。

14 第一項の規定による被保険者は、国民年金法第九条各号(第四号を除く)及び次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(次の一月又は第四号に該当するに至つたときは、その日)に被保険者の資格を喪失する。

15 第一項の規定による被保険者は、国民年金法第二十九条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。

16 国民年金法による老齢年金又は通算老齢年金の受給資格要件たる期間を満たすに至つたとき。

17 第一項の規定による被保険者の昭和四十八年十二月までの月分の国民年金の保険料の額は、国民年金法第八十七条第三項の規定にかかわらず、一月につき九百円とする。

18 第一項の規定により支給する老齢年金は、通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号)第五条の規定の適用については、国民年金法第七十八条第一項の規定により支給する老齢年金とみなす。

19 第二十条 厚生年金保険法による年金たる保険給付、船員保険法による年金たる保険給付(障害年金及び遺族年金については、職務外の事由によるものに限る)及び国民年金法による年金たる給付(障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金を除く。以下同じ)については、政府は、総理府において作成する

年度平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が昭和四十七年度（この項の規定による措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年度の前年度）の物価指数の百分

が講ぜられたときには、直近の当該措置が講ぜられた場合には、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の十一月（国民年金法による年金たる給付にあつては、一月）以降の当該年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置を講じなければならない。

2 前項の規定による措置は、政令で定める。  
（厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号）の一部を次のように改定する。）

第十二条 厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号）の一部を次のように改定する。

（老齢年金の額の特例）

第十三条の二 第二条第一項又は第三条の二第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる者に対する厚生年金保険法によると、老齢年金の額は、同法第四十三条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額に加給年金額を加算した額とする。

一 厚生年金保険法第三十四条第一項第一号、第二項及び第三項の規定により計算した額  
二 船員保険の被保険者であつた期間を除外して厚生年金保険法第三十四条第一項第二号又は第四項本文の規定により計算した額。ただし、同法第六百六条に規定する厚生年金基金（以下「基金」という。）の加入員であつた期間（同法第四十四条の二第二項各号に掲げる期間を除く。以下同じ。）があるときは、その額から当該加入員であつた期間に係る同法第六百六条第二項第一号又は第二号に規定する額を控除した額とす

る。

三 船員保険の被保険者であつた期間について計算した額

第四項の規定は、前項の老齢年金について準用する。

第十二条の見出しを削り、同条第一項第三号

中「の規定により計算した額（厚生年金保険の被保険者であつた期間の老齢年金について準用する。）」を「又は第四項本文の規定により計算した額（厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改定する法律の一部改正）」と改め、同条第二項を削り、同条第三項

中「第一項の」を「前項の」に改め、同項後段を削り、同項を同条第二項とし、同条第二項を削り、同項を同条第二項とする。

第十六条第一項中「第五級」を「第十二級」に改め、同条第二項中「第五級」を「第十二級」に改め、同条第二項中「第五級」を「第十二級」に改め。

第十九条の三第一項中「第四級」を「第十級」に改め、同条第二項中「第五級」を「第十二級」に改め、同条第二項中「第五級」を「第十二級」に改め。

第十六条第一項中「第五級」を「第十二級」に改め、同条第二項を削り、同条第三項

中「第一項の」を「前項の」に改め、同項後段を削り、同項を同条第二項とし、同条第二項を削り、同項を同条第二項とする。

百円）とする。ただし、妻又は子に対する遺族年金の額は、その額に加給年金額を加算した額とする。

第二十六条 国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第九十二号）の一部を次のように改定する。

附則第十四条第二項を削る。

第二十七条 法律第八十六号の一部を次のように改定する。

附則第十五条中第七項を削り、第八項を第七項とする。

附則第十六条第二項中「三万円」を「九万六千円」に改める。

附則第十四条を次のように改める。

附則第三十一条を次のように改める。

第三十一条 削除

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一  
部改正）

第二十三条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第七十二号）の一部を次のように改定する。

附則第十条中「十三万七千二百八十四円」を「二  
十七万八千四百円」に改める。

（船員保険法の一部を改正する法律の一  
部改正）

第二十四条 法律第五号の一部を次のように改  
正する。

附則第十六条第三項中「四百六十円」を「九百  
二十円」に改め、同条第四項第一号中「四百六十  
円」を「九百二十円」に、「十六万五千六百円」を  
「三十三万一千二百円」に改める。

附則第十七条第一項中「第四級」を「第十級」に改める。

（住宅金融公庫法の一部改正）

第二十九条 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律  
第二百五十六号）の一部を次のように改定する。

第二十三条第八項中「の規定により」を「又は  
年金福祉事業団法（昭和三十六年法律第八十  
六号）」の一部を次のように改定する。

第二十九条 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律  
第二百五十六号）の一部を次のように改定する。

第三十条 地方税法（昭和二十二年法律第二百二  
十六号）の一部を次のように改定する。

第七十三条の四第一項第十四号の次に次の二  
号を加える。

十四の二 年金福祉事業団が年金福祉事業団  
法（昭和三十六年法律第八十号）第十七條

第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

(印紙税法の一部改正)

第三十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十号)の一部を次のよう改正する。

別表第三中「年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第八十号)第十七条第一号」の下に「及び第三号」を加える。

(登録免許税法の一部改正)

第三十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のよう改正する。

別表第三の六の項の第三欄を次のよう改め

(登録免許税法の一部改正)

第三十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第

第三号)を加える。

(登録免許税法の一部改正)

第三十四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第

三十五号)の一部を次のよう改正する。

別表第三の六の項の第三欄を次のよう改め

(登録免許税法の一部改正)

第三十五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第

三十五号)の一部を次のよう改め

(登録免許税法の一部改正)

第三十六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第

三十五号)の一部を次のよう改め

(登録免許税法の一部改正)

第三十七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第

三十五号)の一部を次のよう改め

(登録免許税法の一部改正)

第三十八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第

三十五号)の一部を次のよう改め

(登録免許税法の一部改正)

第三十九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第

三十五号)の一部を次のよう改め

(登録免許税法の一部改正)

る。

一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記

二 厚生年金保険法第一百三十条第二項又は第百五十九条第三項(福祉施設)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記

三 第百五十九条第三項(福祉施設)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記

四 第百五十九条第三項(福祉施設)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記

五 第百五十九条第三項(福祉施設)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記

六 第百五十九条第三項(福祉施設)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記

七 第百五十九条第三項(福祉施設)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記

八 第百五十九条第三項(福祉施設)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記

九 第百五十九条第三項(福祉施設)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記

十 第百五十九条第三項(福祉施設)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記

十一 第百五十九条第三項(福祉施設)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記

十二 第百五十九条第三項(福祉施設)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記

十三 第百五十九条第三項(福祉施設)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記

十四 第百五十九条第三項(福祉施設)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記

十五 第百五十九条第三項(福祉施設)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記

十六 第百五十九条第三項(福祉施設)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記

十七 第百五十九条第三項(福祉施設)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記

十八 第百五十九条第三項(福祉施設)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記

十九 第百五十九条第三項(福祉施設)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記

二十 第百五十九条第三項(福祉施設)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記

二十一 第百五十九条第三項(福祉施設)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記

二十二 第百五十九条第三項(福祉施設)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記

二十三 第百五十九条第三項(福祉施設)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記

二十四 第百五十九条第三項(福祉施設)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記

二十五 第百五十九条第三項(福祉施設)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記

二十六 第百五十九条第三項(福祉施設)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記

二十七 第百五十九条第三項(福祉施設)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記

二十八 第百五十九条第三項(福祉施設)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記

二十九 第百五十九条第三項(福祉施設)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記

第一に、家族療養費の給付率を五割から六割に引き上げるとともに、家族療養費にあわせて高額療養費を支給し、自己負担のうち一定限度額以上を保険から全額給付すること。

第二に、分べん費及び家族埋葬料を引き上げること。

第三に、標準報酬を最近の給与の実態に合わせて二万円から二十万円までの三十五等級にすること。

第四に、当分の間、賞与等についてその千分の十を労使折半により特別保険料として徴収すること。

第五に、政府管掌健康保険に対するこれまでの国庫補助を改め、療養給付費等の百分の十を定額国庫補助すること。

第六に、政府管掌健康保険の保険料率について法定料率の上下千分の七の範囲内で調整できること。

第七に、法定料率の割合を増加すること。

第八に、組合管掌健康保険につきましては、規約により特別保険料を引き上げた場合は、定率国庫補助の割合を増加すること。

第九に、船員保険につきましては、疾病部門について、健康保険法の改正に準じ、家族療養費の給付率の引き上げ等保険給付の改善を行なうとともに、標準報酬の改正等所要の改正を行なうこと等であります。

第十に、被保険者が負担する保険料率の限度を千分の四十に改めること等であります。

第十一に、船員保険法において、家庭療養費の給付率の引き上げ等保険給付の改善を行なうとともに、標準報酬の改正等所要の改正を行なうこと等であります。

第十二に、国民健康保険法等においても、健康保険法の改正に準じて高額療養費を支給することあります。

第十三に、厚生保険特別会計法においては、昭和四十八年度末における政府管掌健康保険の借入金に係る債務をたな上げし、一般会計からの繰り入れによって補てんする方法を講ずるとともに、新規の借り入れを限定しようとすることあります。

額に相当する部分の給付に要する費用の総額の四分の一に相当する額

四 当該年度において附則第十九条第一項の規定により支給する老齢年金の給付に要する費用の総額の八分の一に相当する額

理由

最近における国民生活水準の向上と人口構造の老齢化傾向とにかくがみ、年金受給者の福祉の向上を図るために、厚生年金保険、船員保険及び拠出制国民年金の各制度について、給付内容を大幅に改善し、年金額を物価の変動に応じて自動的に改定する等の措置を講ずるとともに、福祉年金の額を大幅に引き上げ、あわせて年金福祉事業団にこれららの年金制度の被保険者のための住宅資金の貸付けを行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第三欄の第二号の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添附があるものに限る。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員長田川誠一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○田川誠一君登壇

○田川誠一君 ただいま議題となりました四法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、健康保険法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、健康保険制度創設以来三十年間改善されないままとなつております家族療養費の給付率の引き上げ、高額療養費の支給等給付内容の改善を行なうとともに、保険財政の恒常的な安定を

あります。

第六条第一項の規定により支給する老齢年金の給付に要する費用の総額の八分の一に相当する額

三 当該年度において附則第十二条第二項の規定により支給する老齢年金の給付に要する費用の総額の八分の一に相当する額

イ 当該年度において納付された国民年金法附則第六条第一項の規定による被保険者に係る保険料の総額に相当するものとして政令で定める額

イ 当該年度において納付された国民年金法附則第六条第一項の規定による被保険者に係る保険料の総額に相当するものとして政令で定める額

イ 当該年度において納付された国民年金法附則第六条第一項の規定による被保険者に係る保険料の総額に相当するものとして政令で定める額

イ 当該年度において納付された国民年金法附則第六条第一項の規定による被保険者に係る保険料の総額に相当するものとして政令で定める額

イ 当該年度において納付された国民年金法附則第六条第一項の規定による被保険者に係る保険料の総額に相当するものとして政令で定める額

す。

本案は、去る三月二十七日本会議において趣旨の説明が行なわれ、同日委員会に付託となり、以来、慎重かつ熱心な審査を行なつたのであります。が、六月十八日には公聴会を開き、また、大阪府に委員を派遣し、現地において意見を聴取するとともに、六月二十七日には地方行政委員会、大蔵委員会、公害対策並びに環境保全特別委員会及び物価問題等に関する特別委員会と連合審査を行ない、昨日質疑を終了いたしましたところ、自由民主党より修正案が提出されました。

その要旨は、

第一に、家族療養費の給付率六割を昭和四十九年十月一日から七割とすること。

第二に、特別保険料の徴収規定を削除すること。

第三に、料率の調整規定によつて保険料率を変更する場合、社会保険審議会の意見を聞くことになつてゐるのを、社会保険審議会の議を経ることに改め、料率を変更した場合、政府はその旨を国会に報告することとともに、料率の引き上げの申し出は、給付内容の改善または診療報酬改定の場合に限ること。

第四に、料率の調整規定によつて保険料率が引き上げられる場合の国庫助成率の増加は、料率千分の一につき千分の四を千分の六とするところ。

第五に、厚生保険特別会計の借入制限を緩和すること。

第六に、船員保険、各種共済組合についても、健康保険に準じて修正すること。

第七に、施行期日を昭和四十八年八月一日に改めること。

次いで、討論を行ない、採決の結果、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

次に、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

日雇労働者健康保険につきましては、昭和三十

六年以來給付内容の改善等が行なわれないまま今までありますので、本案は、給付内容の改善をはかるとともに、賃金実態に即して保険料の日額を改定しようとするもので、そのおもな内容

は、

第一に、療養の給付期間を三年六カ月に、傷病手当金及び出産手当金の支給期間を三十日にそれぞれ延長するとともに、支給日額を増額すること。

なお、埋葬料及び分べん費を増額すること。

第二に、保険料日額を五十円から二百円まで四段階とすること。

その他の所要の改正を行なうこと。

本案は、去る二月十七日本委員会に付託となつて、昨日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、施行期日についての修正案が提出され、採決の結果、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

次に児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の額四千三百円から六千五百円に引き上げるとともに、これらの手当と公的年金給付との併給制限を緩和すること等であります。

本案は、去る二月十七日本委員会に付託となつて、昨日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

次に、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、厚生年金保険及び国民年金等についき上げること。

第五に、高齢者の任意加入については、再び五

るため、年金給付の水準を大幅に引き上げるとともに、年金額の自動スライド制を導入する等、各年金制度の改善充実を行なおうとするものであります。

改正のおもな内容は、

まず厚生年金保険法については、

第一に、年金額の水準を平均標準報酬の六〇%を確保することを目的に、改正後新たに老齢年金を受ける場合の標準的な年金額を月額五万円に引き上げること。

第二に、加給年金額並びに障害年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げるとともに、在職老齢年金の支給範囲を拡大すること。

第三に、物価変動に応ずる自動的なスライド制を導入すること。

第四に標準報酬を二万円から二十万円までの三十五等級に改めること。

第五に、保険料率を千分の十五引き上げること。

第六に、年金額の水準を平均標準報酬の六〇%を確保することを目的に、改正後新たに老齢年金の月額を五千円に、障害福祉年金の月額を七千五百円に、母子福祉年金及び準母子福祉年金の月額を六千五百円にそれぞれ引き上げることであります。

最後に、年金福祉事業団法につきましては、年金額を五千円に、障害福祉年金の月額を七千五百円に、母子福祉年金及び準母子福祉年金の月額を六千五百円にそれぞれ引き上げることであります。

本案は、去る四月六日本会議において趣旨の説明が行なわれ、同日委員会に付託となり、以来、慎重かつ熱心な審査を行ない、六月十九日には公聴会を開き、また、大阪府に委員を派遣し、現地において意見を聴取するとともに、六月二十日に

は地方行政委員会、大蔵委員会、農林水産委員会と連合審査を行ない、昨日質疑を終了いたしましたところ、自由民主党より修正案が提出されました。

本案は、去る三月二十七日本会議において趣旨の説明が行なわれ、同日委員会に付託となり、以来、慎重かつ熱心な審査を行ない、六月十九日には公聴会を開き、また、大阪府に委員を派遣し、現地において意見を聴取するとともに、六月二十日に

は地方行政委員会、大蔵委員会、農林水産委員会と連合審査を行ない、昨日質疑を終了いたしましたところ、自由民主党より修正案が提出されました。

本案は、去る三月二十七日本会議において趣旨の説明が行なわれ、同日委員会に付託となり、以来、慎重かつ熱心な審査を行ない、六月十九日には公聴会を開き、また、大阪府に委員を派遣し、現地において意見を聴取するとともに、六月二十日に

年年金に加入できる道を開くこと。

第六に、福祉年金については、老齢福祉年金の月額を五千円に、障害福祉年金の月額を七千五百円に、母子福祉年金及び準母子福祉年金の月額を六千五百円にそれぞれ引き上げることであります。

第七に、船員保険についても厚生年金に準じて修正すること。

第八に、国民年金法について、

第一に、拠出制年金額を、二十五年加入の場合付加年金を含めて夫婦月額五万円の水準に引き上げること。

第二に、厚生年金の給付額の算定基礎となる定期部分の額を引き上げること。

第三に、厚生年金の保険料率を一般男子千分の三、女子千分の五引き下げること。

第四に、障害福祉年金の支給範囲を拡大すること。

第五に、女子に対する脱退手当金の支給の特例期間を二年間延長すること。

第六に、年金担保による融資の道を開くこと。

第七に、船員保険についても厚生年金に準じて修正すること。

次いで、討論を行ない、採決の結果、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

次に、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

日雇労働者健康保険につきましては、昭和三十

しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

[参照]

健康保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

次のように修正する。健康保険法等の一  
部を改正する法律案の一部を

第一条のうち、第五十九条ノ二第二項の改  
正規定を削る。

第一条のうち、第八条及び第十一条第一項の改  
正規定を削る。

定中「百分ノ六十」を「百分ノ七十」に改める。

第一条のうち、第七十条ノ三第二項の改正規  
定中「百分ノ六十」を「百分ノ七十一」に改める。

第三項を「第四項」に、「千分ノ四」を「千分ノ  
六」に改める。

第一条のうち、第七十一条ノ四の改正規定中「次  
の二項」を「次の四項」に改め、新第七十一条ノ四  
第三項中「前項」を「第二項」に、「意見ヲ曉キ」を  
「議ヲ経テ」に改め、同項の次に次の二項を加え  
る。

政府ハ厚生大臣ガ前項ノ規定ニ依り保険料率ヲ  
変更シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ国会ニ報告スベ  
シ

第一条のうち、新第七十一条ノ四第二項の次に  
次の二項を加える。

前項ノ申出ニシテ保険料率ノ引上ニ係ルモノハ  
保険給付ノ内容ノ改善又ハ診療報酬ノ改定ヲ伴  
フ場合ニ限リ之ヲ為スコトヲ得

第一条のうち、第五章中第七十九条ノ二の次に  
四条を加える改正規定及び第八十七条の改正規定  
を削る。

第三条のうち、第三十一条ノ二第三項及び第五  
十条ノ十の改正規定中「百分ノ六十」を「百分ノ七  
十」に改める。

第三条のうち、第五十九条の改正規定中「次の  
二項」を「次の四項」に改め、新第五十九条第七項  
の改正規定中「前項」を「第六項」に、「意見ヲ曉キ」  
を「議ヲ経テ」に改め、同項の次に次の二項を加え  
る。

政府ハ厚生大臣が前項ノ規定ニ依り保険料率ヲ  
変更シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ国会ニ報告スベ  
シ

第三条のうち、新第五十九条第六項の次に次の  
二項を加える。

前項ノ申出ニシテ保険料率ノ引上ニ係ルモノハ  
同項ノ保険給付ノ内容ノ改善又ハ診療報酬ノ改  
定ヲ伴フ場合ニ限リ之ヲ為スコトヲ得

第三条のうち、第六十条の改正規定中「第五十  
九条第七項」を「第五十九条第八項」に改める。

第六条のうち、第十八条ノ八第一項の改正規定  
中「百分ノ六十」を「百分ノ七十一」に改める。

第六条のうち、第五十九条第三項及び第六  
四項」に改め、同項の次に次の二項を加える。

前二項ニ定ムルモノノ外政府ハ健康保険法第七  
十一条ノ四第三項ノ保険給付ノ内容ノ改善又ハ  
診療報酬ノ改定ノ行ハレザル年度ニ於テ健康勘  
定ノ歳計ニ不足ヲ生ズル虞アルトキハ當該不足  
スル金額ヲ限リ同勘定ノ負担ニ於テ一年内ニ償  
還スベキ借入金ヲ為スコトヲ得

前項ノ規定ニ依り借入ルル借入金ノ借換ノタメ  
政府ハ一年内ニ償還スベキ借入金ヲ為スコトヲ  
得其ノ借換ニ付亦同ジ

附則第一条中「昭和四十八年四月一日」を「昭和  
四十八年八月一日」に改める。

附則第二条第一項中「昭和四十八年四月一日」を  
「昭和四十八年八月一日」に、「昭和四十八年三月  
日」(同年七月一日から同年九月三十日  
まで)に、「同年四月一日から同

年九月三十日」を同年八月一日から同年九月三十  
日(同年七月一日から同年九月三十日までの間に被  
保険者の資格を取得した者については、昭和四十  
九年九月三十日)に、「同年四月一日」を「昭和  
四十八年八月一日」に、「同年三月」を「同年七

月」に、「同年四月」を「同年八月」に改め、同条第  
二項及び第三項中「昭和四十八年四月一日」を「昭  
和四十八年八月一日」に改め、同条中第四項を第三項  
五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項

とし、第一項の次に次の二項を加える。

昭和四十八年八月一日から昭和四十九年九月  
三十日までの間においては、改正後の健康保険  
法第五十九条ノ二並びに改正後の船員保険法第  
三十一条ノ二及び第五十条ノ十中「百分ノ七十」  
とあるのは、「百分ノ六十」とする。

附則第三条のうち、第五十七条第二項及び第六  
項、第六十二条第三項、第六十三条第三項並びに  
第七十条の改正規定中「百分の六十」を「百分の七  
十」に改める。

附則第四条のうち、第三十四条、第三十七条规定  
中及第三項」を「第五项」に改め、同条第三项  
中「第七十二条ノ四第三項」を「第七十二条ノ四第  
四項」に改め、同項の次に次の二項を加える。

前二項ニ定ムルモノノ外政府ハ健康保険法第七  
十一条ノ四第三項ノ保険給付ノ内容ノ改善又ハ  
診療報酬ノ改定ノ行ハレザル年度ニ於テ健康勘  
定ノ歳計ニ不足ヲ生ズル虞アルトキハ當該不足  
スル金額ヲ限リ同勘定ノ負担ニ於テ一年内ニ償  
還スベキ借入金ヲ為スコトヲ得

前項ノ規定ニ依り借入ルル借入金ノ借換ノタメ  
政府ハ一年内ニ償還スベキ借入金ヲ為スコトヲ  
得其ノ借換ニ付亦同ジ

附則第六条を附則第七条とし、附則第五条の次  
に次の二条を加える。

(国家公務員共済組合法等の一部改正に伴う經  
過措置)

第六条 昭和四十八年八月一日から昭和四十九年  
九月三十日までの間においては、改正後の國家  
公務員共済組合法第五十七条第二項及び第六  
項、第六十二条第三項、第六十三条第三項並びに  
第七十条並びに改正後の地方公務員等共済組  
合法第五十九条第二項及び第六項、第六十三条  
第三項、第六十五条第三項並びに第七十二条中  
「百分の七十」とあるのは「百分の六十」と、改正  
後の公共企業体職員等共済組合法第三十四条、  
第三十七条第三項、第三十九条第三項及び第四  
十二条中「十分の七」とあるのは「十分の六」とす  
れる。

第一条のうち、第八十二条第五項の改正規定中  
「千分の七十九」を「千分の七十六」に、「千分の五  
十三」を「千分の五十」に、「千分の六十三」を「千分  
の五十八」に、「千分の四十一」を「千分の三十六」  
に、「千分の九十一」を「千分の八十八」に改める。

第一条のうち、附則第十六条第二項の改正規定  
中「二十六万八千八百円」を「二十八万八千円」に改  
める。

第一条のうち、第二十三条ノ七の改正規定の次  
に次の二項を加える。

第二十七条本文中「譲渡シ」の下に、「担保ニ  
供シ」を加え、同条ただし書中「但シ」の下に「年  
金タル保険給付ヲ受クル権利ヲ別ニ法律ノ定ム  
ル所ニ依り担保ニ供スル場合及」を加え、「権利  
ニ付テハ」を「権利ヲ」に改める。

第二条のうち、第三十五条の改正規定中「二十  
二万八百円」を「二十四万円」に、「一万四千七百  
円」を「一万六千円」に、「十一万四百円」に、「十一  
万円」に改める。

第一条のうち、第四十二条の改正規定中「十一  
三三五

附則第一項中「昭和四十八年四月一日」を「昭和  
四十八年八月一日」に改める。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の一  
に対する修正案(委員会修正)

万四百円」を「十二万円」に、「二十二万八百円」を「二十四万円」に改める。

第二条のうち、第五十条ノ一第一項第二号の改正規定中「二万七千六百円」を「三万円」に改め、同項第三号の改正規定中「五万五千二百円」を「六万円」に改め、同条第三項の改正規定中「二十二万八百円」を「二十四万円」に改める。

第二条のうち、第五十九条第五項の改正規定中「千分ノ百七十七」を「千分ノ百七十三」に、「千分ノ百六十六」を「千分ノ百六十二」に、「千分ノ九十九」を「千分ノ九十五」に改める。

第二条のうち、第六十条第一項の改正規定中「千分ノ八十四」を「千分ノ八十二」に、「千分ノ七八十八・五」を「千分ノ七十六・五」に改める。

第三条のうち、第二十七条の改正規定の前に次のように加える。

第二十四条たゞ書中「たゞ」、「」の下に「年金給付（第五十六条第一項、第六十一条第一項、第六十四条の三第一項又は第七十九条の二第一項の規定によつて支給されるものを除く。）を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合及び」を加え、「権利については、」を「権利を」に改める。

第三条のうち、第三十三条第一項、第三十八条及び第四十二条の改正規定中「二十二万八百円」を「二十四万円」に改める。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の二条を加える。

第四条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項及び第二項、第五十六条の二第一項及び第二項並びに第五十七条第一項及び第二項中「一級に該当する」を削る。

第五十八条中「九万円」を「廃疾の程度が別表に定める一級に該当する者に支給するものにあつては九万円とし、廃疾の程度が同表に定める二級に該当する者に支給するものにあつては六万円」に改める。

第五十九条中「、又は別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当しなくなつた日から起算して同表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当することなく三年を経過したとき」を削る。

第五十九条の二を削る。

第六十条を次のように改める。

（障害福祉年金についての適用除外規定）

第六十条 第三十一条及び第三十二条の規定は、前後の廃疾のうち、その一が障害福祉年金を支給すべき事由に該当し、他が障害福祉年金以外の障害年金を支給すべき事由に該当するときは、適用しない。

第七十九条の三第一項から第四項まで中「一級に該当する」を削る。

第八十一条第三項から第五項まで中「一級に該当する」を削る。

第七十九条の三第一項から第四項まで中「一級に該当する」を削る。

第五条並びに附則第十九条、附則第二十条及び附則第三十二条から附則第三十四条までの規定

附則第一條第三号中「附則第二十条から附則第二十五条まで、附則第二十二条から附則第二十九条まで、附則第二十八条及び附則第三十二条から附則第三十四条まで

附則第三十二条第一項及び附則第三十五条に改め、同条を附則第二十三条とし、同条第四号中「前二号」の下に及び各号」を加え、同条に次の二号を加える。

五 第四条及び附則第十三条の規定 政令で定める日

附則第三条第一項中「三十三万六千円」を「三十六万円」に、「二十六万八千八百円」を「二十八万八千円」に改め、同条第二項中「二十二万八百円」を「二十四万円」に改める。

附則第四条第二項中「四百六十円」を「五百四十円」に改める。

附則第八条第二項中「二十七万八千四百円」を「二十九万七千六百円」に改め、同条第四項中「二十二万八百円」を「二十四万円」に改める。

附則第九条第二項中「六百十三円」を「七百二十円」に改める。

附則第三十二条を附則第三十五条とし、附則第二十五条から附則第三十一条までを三条ずつ繰り下げ、附則第二十四条のうち、附則第十六条の改正規定中「九百二十円」を「千円」に、「三十三万一千二百円」を「三十六万円」に改め、附則第十七条の改正規定の次に次のよう加え、附則第二十四条を附則第二十七条とする。

附則第十九条第一項中「十一年」を「十三年」に改め。

附則第二十三条中「二十七万八千四百円」を「二十九万七千六百円」に改め、同条を附則第二十六条とし、附則第二十二条を附則第二十五条とし、附則第二十二条のうち、第二十五条の二及び第二十六条の改正規定中「二十二万八百円」を「二十四万円」に改め、同条を附則第二十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

附則第二十二条の改正規定中「二十二万八百円」を「二十四万円」に改め、同条を附則第二十二条とし、附則第二十二条を附則第二十二条とし、附則第二十二条の二及び附則第二十二条の三を加える。

附則第二十二条第一項及び附則第二十三条第一項中「十一年」を「十三年」に改める。

附則第二十条を附則第二十二条とし、附則第十一条第一項第一号及び第二号中「昭和四十八年七月一日」を「昭和四十八年八月一日」に改め、同条を附則第二十条とし、同条の次に次の二条を加える。

附則第十七条第一項及び附則第二十三条第一項中「十一年」を「十三年」に改める。

附則第二十条を附則第二十二条とし、附則第十一条第一項第一号及び第二号中「昭和四十八年七月一日」を「昭和四十八年八月一日」に改め、同条を附則第二十条とし、同条の次に次の二条を加える。

附則第十二条第二項中「通算老齢年金」を「通算老齢年金及び同法第七十八条第一項の規定による老齢年金」に改め、「同法第二十九条の四第一項の規定によりその例によることとされる」を削り、「千百二十円」を「千二百円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

附則第十二条第二項中「通算老齢年金」を「通算老齢年金及び同法第七十八条第一項の規定による老齢年金」に改め、「同法第二十九条の四第一項の規定によりその例によることとされる」を削り、「千百二十円」を「千二百円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

附則第十三条第二項中「施行日」という。において二十歳をこえ七十歳未満である者が、廃疾認定日（国民年金法第三十条第一項に規定する廃疾認定日をいう。以下この条において同じ。）が施行日前である傷病（初診日において同法第七条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者のその傷病を除く。）により、施行日において同法

附則第十二条を附則第二十二条とし、附則第十一条第一項第一号及び第二号中「昭和四十八年七月一日」を「昭和四十八年八月一日」に改め、同条を附則第二十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

附則第三条第一項中「五百四十円」を「三十六万円」に改める。

第二十二条 明治三十九年四月一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十五歳をえた者）には、昭和四十九年一月から老齢特別給付金を支給する。ただし、その者が日本国民でないとき又は国民年金法による老齢福祉年金（以下この条において「老齢福祉年金」という。）の受給権者であるときは、この限りでない。

2 老齢特別給付金の年額は、四万二千円とする。

3 老齢特別給付金の受給権者は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

4 死亡したとき。

3 日本国民でなくなつたとき。

2 老齢福祉年金の受給権者となつたとき。

3 各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

4 老齢特別給付金は、国民年金法（第七十九条の二（第六項を除く。）及び第八十条を除く。）の規定の適用については、老齢福祉年金とみなす。

附則第十三条から附則第十八条までを一条ずつ繰り下げる。

附則第十二条第二項中「通算老齢年金」を「通算老齢年金及び同法第七十八条第一項の規定による老齢年金」に改め、「同法第二十九条の四第一項の規定によりその例によることとされる」を削り、「千百二十円」を「千二百円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

附則第十三条第二項中「施行日」という。において二十歳未満である者が、廃疾認定日（国民年金法第三十条第一項に規定する廃疾認定日をいう。以下この条において同じ。）が施行日前である傷病（初診日において同法第七条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者のその傷病を除く。）により、施行日において同法

附則第十二条を附則第二十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

附則第十三条第一項中「五百四十円」を「三十六万円」に改める。

第二十二条 明治三十九年四月一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十五歳をえた者）には、昭和四十九年一月から老齢特別給付金を支給する。ただし、その者が日本国民でないとき又は国民年金法による老齢福祉年金（以下この条において「老齢福祉年金」という。）の受給権者であるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、初診日が昭和三十六年四月一日（同日において二十歳未満であつた者にあつては、二十歳に達した日）以後である傷病によつて、同項に規定する廃疾の状態にある者については、次の各号のいずれかに該当する場合に限り適用し、初診日が同日前である傷病による廃疾

と初診日が同日以後である傷病による廃疾とを併合して同項に規定する廃疾の状態にある者については、初診日が同日以後である傷病による廃疾が厚生大臣の定める程度以上のものであり、かつ、その傷病に係る廃疾認定日の前日において次の各号のいずれかに該当する場合に限り適用する。ただし、明治四十四年四月一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳を越えた者）については、この限りでない。

一 初診日において国民年金法の被保険者であつた者については、国民年金法第五十六条第一項各号のいずれかに該当したこと。

二 初診日において国民年金の被保険者でなかつた者については、国民年金法第七十九条の一第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したこと。

附則第三号中「通算老齢年金」を「年金」に、「三百六十円」を「四百円」に改め、同表第四号中「附則第十九条」を「附則第二十条」に改める。

○議長（前尾繁三郎君） 四案中、日程第四につき、討論の通告があります。順次これを許します。

[田口一男君登壇]

○田口一男君 ただいま議題となりました修正案を含む健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして、私は日本社会党を代表し、遺憾ながら反対の討論を行なうものであります。（拍手）

討論に先立ちまして、田中総理に対し、強い怒りを込めて一言申し上げたいことがござります。それは、昨二十八日、社会労働委員会の理事会における審議日程の最終の締めくくり質問として予定されていた田中総理の出席が、自民党的の党利重大なことであると考えます。（拍手）

國民生活、なかなか福祉優先、年金の年と口先では言ひながら、かかる暴挙をあえてすること

は、断じて許すことはできません。かかる重大な議会政治をじゅうりんすることは、許されないことをいわなければなりません。

現在、医療保険や医療制度の運営に對して、利用する国民の側からの不満の声がきわめて強いことは、天下周知の事実でございます。

たとえば、待ち時間三時間、診察三分といわれ状態は依然として解消されず、僻地はもちろんのこと、住宅団地等における夜間、日曜日の無医状態や救急医療体制の不徹底は、心を寒からしめるものがあります。

また、不幸にして入院すれば、医療費のほかに一日五百円から最高一万三百円までの差額ベッド代、それに付添看護料、冷暖房料等が公然と要求されておるのであります。看護婦の不足は慢性的であり、患者が患者を見るという患者の不満と、一方で看護婦の過酷な労働条件は一向に解決されないのであります。

さらにまた、総医療費の四十数%を占める薬剤の問題があります。たくさん投薬しなければもうからない現在の診療報酬の仕組みに、数多くの良心的な医師は悩み苦しめ、使い切れないほどの薬剤を前に、患者はおつかなびっくりしているのであります。

このように医療を利用する国民の不満、不安に加えて、難病、奇病が増加をいたしております。

水銀、P.C.B.等化学物質による環境汚染、健康被害は文字どおり日本列島をおおっているのであります。

このきびしい事態に、この健康保険法等の一部改正案はこたえていないであります。いや、避けて通らうとしておるのであります。ここに、私ども日本社会党が本案に反対する第一の理由がござります。（拍手）

すでに御承知のように、本年二月十六日社会保障制度審議会は、厚生大臣の諸間に答えて、次のように明快に、しかも鋭く指摘しているのであります。

すなわち、「今日の医療保険の混亂の根本原因は、国民皆保険の前提条件である医療機関、診療報酬その他の医療に関する諸々の体制の整備を怠つたことにある」として、今日の医療諸制度に深く

メスを加えることを強調しておるのであります。そしてまた、「政府管掌健康保険の財政の安定化をはじめて完全になる」このことが自明の理であるにかかわらず、「今回諮問された案は、従来たびたび示されたものと同じく、保険財政の收支のつじつま合わせの程度以上にほとんど出ていない。このよくな消極的な姿勢では、財政収支そのものも一両年のうちに均衡を失すこととなるであろう。政府は、具体的に年次計画を立て、医療保険の抜本的改革の早期実現に、決断と実行を示すべきである。」と迫つておるのであります。

このことは、わが党もまた、昭和四十年以降常に主張してきたところでございます。その結果、佐藤前総理大臣も、なくなつた故斎藤厚生大臣も、抜本改革について約束されたことは周知の事実でございます。にもかかわらず、現田中内閣は、その約束を守らないのであります。逃げ腰なのであります。

今回の改正案は、昨年までのそれと同工異曲とはいえ、若干の給付改善、定率国庫補助等、一定の前進は認めます。ところが、給付改善を行なうことを理由に、保険料の引き上げ、弾力条項を設けること等をあわせて提案しているのであります。ころんでもただでは起きないことは、まさにこのことを言つてはみても、赤字基調

で、厚生保険特別会計法の一部改正案が同時に上程されていることに注目しなければなりません。いままでは、政管健保に赤字が出れば、必要に応じて借り入れられるという規定を、赤字が出たら保険料引き上げて、しかも一年以内に返済できる範囲内だけしか借金ができないといつてあります。これでは、弾力条項の発動に当たって、いかに厚生大臣が社会保険審議会の同意を得て、また、国会に報告すると言つてはみても、赤字基調

の政管健保は当然に赤字が出ます。しかも借金の限度がある。これでは、いやおうなしに保険料を引き上げざるを得ないのであります。

さらに問題は、診療報酬の支払い遅延、果ては停止という事態が生ずるおそれがあるということになります。こうなりますと、弾力条項ではなくて、保険料引き上げ必然条項であります。政管健保の独立採算制であります。

このように見てまいりますと、本案は、給付改善であると大々的に宣伝しているものの、単なる収支のつじつま合わせであり、今日の医療荒廃に対する政府みずから責任に目をつむり、被保険者と保険医や医療従事者の犠牲によつて赤字を解消しようとする財政対策にはかありません。私ども日本社会党は、国民の命と暮らしを守る

いきさう言つまでもなく、政管健保の構成は、中小零細企業とそこに働く労働者、家族がほとんどであり、低賃金、劣悪なる労働条件、そして比較的高年齢者が多いことは御承知のとおりであります。ですから、赤字の出るのはあたります。傷病にかかりやすい職場環境、経済的に苦しむ被保険者を多くかかえているのでありますから、いまの制度のもとでは、赤字が出て当然だと思います。傷病にかかりやすいう職場環境、経済的に苦しむ被保険者を多くかかえているのであります。

赤字基調でございます。現に、斎藤厚生大臣は、「年間予想される赤字は、定額約二百億の補助をつけ込んだとしても、一千億は出る」とう言つておるのであります。

それだけではありません。弾力条項と関連して、厚生保険特別会計法の一部改正案が同時に上程されています。政管健保に赤字が出れば、必要に応じて借り入れられるという規定を、赤字が出たら保険料引き上げて、しかも一年以内に返済できる範囲内だけしか借金ができないといつてあります。これでは、弾力条項の発動に当たって、いかに厚生大臣が社会保険審議会の同意を得て、また、国会に報告すると言つてはみても、赤字基調

の政管健保は当然に赤字が出ます。しかも借金の限度がある。これでは、いやおうなしに保険料を引き上げざるを得ないのであります。

さらに問題は、診療報酬の支払い遅延、果ては停止という事態が生ずるおそれがあるということになります。こうなりますと、弾力条項ではなくて、保険料引き上げ必然条項であります。政管健保の独立採算制であります。

このように見てまいりますと、本案は、給付改善であると大々的に宣伝しているものの、単なる収支のつじつま合わせであり、今日の医療荒廃に対する政府みずから責任に目をつむり、被保険者と保険医や医療従事者の犠牲によつて赤字を解消しようとする財政対策にはかありません。

私ども日本社会党は、国民の命と暮らしを守る

立場から、このような小手先の改正案は、断じて認めるわけにはまいりません。（拍手）

自他ともに予測される医療需要の増加、医学、薬学の進歩による医療費の増高を考慮するとき、ただ単に健保財政の均衡にのみとらわれて、被保険者からの保険料増徴だけでは対応できないことは明らかであります。いまこそ、医療供給体制も含めて、抜本改正を行なうべきであります。

このことは、積年の健保改正論議から、政府自身、問題の所在を十分に把握しているはずであります。環境汚染、健康破壊のカメリオンとまで酷評されておる日本国民の命と暮らしを守るために、田中内閣の一枚看板である決断と実行は、抜本改正にこそ示すべきであります。

国民不安におとしいれている今日の傷病の増加は、社会的要因によるものであり、高度経済成長に狂奔した大企業との責任であります。

今日、福祉問題についても利害相反し、いわゆる福祉ギャップのあることは否定いたしません。否定できない現実であるだけに、このギャップを埋めるための国民的合意を得る努力と場所が必要であります。その場所は、言うまでもなくこの国会であります。私ども国會議員にその努力と責務が与えられているのであります。

この観点に立って、私ども日本社会党は、高額医療費の問題、差額ベッド、付添看護料の解消、無医地区の解消と救急医療体制の確立、家族給付率の本人並み引き上げ、保険料労使負担を三対七とする、公的医療機関なからず自治体病院の明確な位置づけ等を主張し、真剣かつ慎重に審議に参加したのであります。それをうけて、いわゆる橋本私案として、若干の修正の話も出、今回の修正案となつたことは御承知のとおりであります。

もちろん、私どもは、修正案の中身について、は、今まで申し述べてきたことに照らして、今日の荒廃した医療の根幹に全く触れていないことから、大いに不満であります。ただし、当面の合意点を見出そうとするその態度に、一定の評

価を与えるにやぶさかではありません。

同時にまた、先般二十二日、理不尽にも強行採決をすべしといふ外圧に抗して審議を継続した社会労働委員会の態度は、議会制民主主義を守り、国民の付託にまじめに取り組んだものとして、敬意を表するものであります。(拍手)

このように、保険あつて医療なしといふ今日の状態を解消するために、私どもは全力を傾注したにもかわらず、依然として、政府の態度は逃げ腰であります。その場しのぎに終始して、全くやる気がないのです。

私は、かかる無為無策、優柔不斷の政府の態度に対しても、国民の名において猛省を促し、修正案を含む政府原案の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 戸井田三郎君。

〔戸井田三郎君登壇〕

○戸井田三郎君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました政府提案にかかる健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして、賛成の討論を行なわんとするものであります。(拍手)

およそ国民の健康と福祉を守るということは、政治の最大の課題であり、福祉国家の基本であることは言うまでもありません。しかし、いまや、わが国の国民医療の現状は、まさに重大なる局面に立ち至つてゐるのであります。

戰後、わが国のは異的ともいわれる経済成長は、一面において、われわれの生活の上に幾多のしあわせと豊かさを与え、豊かさを求めればこそ生産性の向上にも励んだのであります。また一面、われわれ人間生活を著しく阻害する条件もあります。われわれは、かつて経験したことのない遺憾ながら数多く発生いたしておるのであります。

そこで、われわれは、いまこのきびしい現実と矛盾の上に立つて、健康という最大のしあわせの上に人間生活の豊かさを求めるために重大なる岐路に立ち、ここに新たな選択に迫られているのであります。われわれは、かつて経験したことのない

いこの課題に直面して、いやしくも一党一派の観点にとらわれることなく、総力をあげて、この深刻にして遠大なる課題と国民的要請に真剣にこたえなければならないのです。(拍手)

私は、健康保険体制の確立こそは、この国民的課題の重要な一環であると思うのであります。わが国の国民医療体制の確立は、その人口の急激な老齢化現象と相まって一そう複雑な様相を呈しておる中で、時代に即応した医療の確保が最も緊急を要する課題であると思うのであります。

医療保険制度の改革問題は、御承知のとおり、長い歴史的な過程の中で互いに利害関係が錯綜し、問題の根本的解決をはかることがきわめて困難なものが多く、これがために、従来急務とされながらも、国民医療体制の確立が一步も進み得ないという遺憾な状態が続いてまいつたのであります。問題が複雑、困難であればあるほど、その改善を行なおうとするならば、常に適正な手段と細心の思慮のもとに、順序を追って国民の福祉を達成するという視点に立つて、決断と実行に邁進しなければならないのであります。(拍手)

今日、政府が提案した健康保険法の改正案は、このよろんな従来の複雑な網の目の中から一歩脱却して、制度創設以来三十年ぶりともいわれる改善に着手したものであり、さらに医療供給体制の整備についても、今回の改善とともに並行して、長期計画的に国民の期待にこたえようとするものであります。特に給付面の改善は、政府が福祉元年の幕明けとして、国民的願望に事実をもつてこたえたものであり、空虚な巧言議論よりも、将来に着実に夢開く一步を進めたものであると信ずるものであります。(拍手)これこそ、責任を持つ政府・自民党の堅実にして実効ある当然の措置であります。(拍手)

さらに、今回の改正では、給付の改善にあわせるため、将来の医療保険のより一そうの充実発展をはかるために、健保財政の恒常的安定をはかる国庫

補助率の定率化等の諸施策をとっております。これは從来の保険の概念を一步進め、國の責任体制を社会福祉の領域に大きく前進させたものと評価しなければなりません。(拍手)

まず、家族医療給付の改善は、制度始まって以来三十一年ぶりに、五割から六割に引き上げることいたし、今後の七割給付実現への足がかりをつくり、特に近時、ガン、心臓病等、月に数十万円もの費用がかかる医療が増加している現状に対処し、家族高額療養費の制度を創設したことは、まさに国民への一大福音といわなければなりません。(拍手)

いやしくも、高度に発展した近代社会において、高額な医療費の支払いが負担になつて近代医療を受けることが阻害されることがあつてはなりません。家族に重病、難病が発生したとき、最も心配なことは、病状はもちろんでありますけれども、その経済的過重についてであります。そのため家計の危機を招き、家庭が一転悲惨な結果を招いた例は少なくないであります。今回の月額數十万円の医療費も三万円を限度とする制度が政府の手によつて提案されたことは、分べん費、埋葬料の大額引き上げとともに、各方面からきわめて好感をもつて迎えられております。(拍手)

第二に、標準報酬の上下限の設定についてであります。が、最近の給与の実態と著しく離れており、その結果生ずる保険料負担の不公平を是正するため、今回の改定、すなわち、上限二十万円、下限二万円といったましましたことは、きわめて当然の措置といわなければなりません。

第三に、保険料の税率〇・三%の引き上げと賃与等に対する1%の特別保険料の徴収についてでは、社会保険のたてまえからするならば、今回の大幅給付の改善による支出増を考え、かつまた、赤字財政に悩む政督健保の実情を考えるとき、勤労者、事業主の方々にも最小限度の負担をお願いすることはやむを得ざる措置と思わなければならぬのであります。

そのために、政府も、従来の定額国庫補助を定率国庫補助に改め、大幅な助成に踏み切つております。画期的な改善といたわなければなりません。

(拍手)

第四に、保険料率の調整とこれに連動した国庫補助率の引き上げについてであります。单年度取支の均衡を维持していかなければならぬ短期保険の性格上、機動的に対応して財政の恒常的安全をはかっていくためにはきわめて必要な措置であり、法定料率をこえて変更する場合には、料率〇・一%に国庫補助率を四倍の〇・四%上のせずる仕組みになつておりますが、これは国の積極的な援助の姿勢と責任を示したものといわなければなりません。

最後に、累積赤字をたな上げし、累積損失を一般会計から繰り入れることによって補てんする方法を講じておりますことは、長年赤字財政に悩まされた政管健保の財政を政府の決断によつて赤字の苦惱から解放し、再出発させるきわめて適切果斷の措置と申さなければなりません。

今国会の改正案においては、船員保険、国民健

国民各層に均てんされるのであります。

以上が政府案に対する自由民主党の見解でありまするが、つづいて、二点、文部省に

の趣旨を歓迎しながらも、今回の長時間にわたる委員会審議の過程を通じて明らかにされました意見を本法案に取り入れ、より一層国民の皆さまの方の御要望にこたえる真摯な姿勢をもつて政府原案を修正いたし、さらに国民各層の健康としあわせな生活を保障することにこたえたものであります。(拍手)

すなわち、第一に、家族給付率を、国民の強い要望にこたえ、昭和四十九年十月より七割給付を実現することいたし、その旨を法律に明記することとしたのであります。

第二に、賞与等に対する特別保険料は引き続き検討いたします」とし、本法案から削除、として次

義長(前尾繁三郎君)  
寺前巖君

○寺前巖君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、ただいま議題となつて いる健康保険法等の

やだれの目にも、生活と健康破壊が個人の責任ではなく、国と資本家の責任であることを明白に示しているのであります。(拍手)

己責任原理や社会保障の費用負担を相互扶助に求  
め、貿易二重課税、二重賦税、二重賦課。

本來、保険料といふものは、社会保障憲章で強められた立場に依然として固執しています。

調されているように、国と資本家が全額負担すべきものであります。国際的に見ても、フランスの

○労使負担割合は一対三であり、イタリアは一対六○であります。また、日本国内においても労使の

負担割合は、労働者の負担軽減の方向にあります。それにもかかわらず、政府が直接管掌する健

康保険の労使負担割合は、いまに至るも法律で折半を押しつけています。しかも、保険料率は戦後

の二倍近くにも上がつておひながら、今回またも  
や引き上げるなどと、ハシニとは新じて認めること

ができないのであります。(拍手)

第二の反対理由は、強制的規制による障壁が計法の改悪であります。

それをこの努力条項は、国会の議決なしに政府が一方的に保険料を引き上げることを可能にする

るものであります。厚生保険特別会計法の改悪は、給付の改善などで保険財政に赤字が生じた場

合、弾力条項の適用によつて保険料を引き上げなければ健康勘定への借り入れ金が制限されること

になっているのです。これは支払い基金から医療機関への医療費の支払いをストップする

か、それとも労働者の保険料の値上げを認めるかの二選一を国民に強要するものであります。組

合健保の弾力条項は、不十分とはいえ、保険料の決定に際して被保険者の意見が反映できる仕組みこそ

決定に際し被保険者の意見が反映できる仕組みになつてますが、政管健保の場合には国会にしかなつてはいません。

被保険者の意思を反映する場がないのであります。被保険者の意思反映の場を奪う弾力条項は民

主主義の見地からも断じて認める」とはやがまぜん。(拍手)

## 号外報

第三の反対理由は、保険財政赤字の重要な一因となつてゐる製薬大企業の独占業価に何らメスを加えず、その医療保険への寄生を放置し、国民に負担増を押しつけていることあります。わが国の業価は、すでにわれわれが社会労働委員会の審議で明らかにしたように、国際的にも割り高であります。いま英國をはじめ、EC諸国で引き下げが問題になつてゐる精神安定剤のこときは、日本ではイタリアの原料価格の実に三百八十倍といふ驚くべき価格となつてゐます。ところが政府は、業価基準の適正化を主張するのみで、自由經濟だからそれを破つてまで厚生省が命令することはできないと、大企業の原価や利潤にメスを入れることを頑強に拒否しているのであります。アメリカやイギリスですら行なつてゐる原価の大資本優先の姿勢を端的に示すものであります。

以上がおもな反対の理由であります。今回の法改正には若干の改善も見られますが、その中にも問題がないわけではありません。世界の主要資本主義国の中で、家族給付が本人と異なるのは日本だけであり、これは社会保障給付の平等の原則に反してゐるものであります。高額医療費に療養費払い制が導入され、現金の準備のない人には、医療が受けられなくなる危険など多くの問題があります。

また、付添料や、保険以外の多額の現金の支出を余儀なくされている今日の入院患者の実態が考慮されていません。特に高額医療費の保険負担と引きかえに療養費払い制を導入したことは、自民党医療政策大綱で述べているように、大学付属病院や歯科の補綴などへも療養費払い制度を拡大する突破口をつくるものであり、健康保険制度の抜本改悪に通ずるものであります。また、老人医療など、公費負担医療の三万円以

上を保険に肩がわりさせることは、国の公的債務の放棄であり、健保財政の圧迫原因をつくるものであります。

さらに、予防、リハビリテーションなどの給付のおくれは、主要資本主義国のほとんどが参加しているILO百二十号条約、百三十号条約の批准をおくらせています。

このように本法案は、家族給付の七割をはじめとするわずかばかりの給付の改善と引きかえに、國民の保険料負担の増大を制度的に固定化しようとしており、全体としてはいわゆる赤字対策法案で、國民の年來の要望である医療保険制度の抜本的改善と全く無縁なものとなつていています。

それだけにわれわれは、正面、最小限の措置として、政管健保に対し、第一に国庫補助率を二〇%以上にすること、第二に製薬大企業の藏出し業価を二〇%引き下げること、第三に保険料の労使負担割合を三対七とし、中小企業の負担増は政府が肩がわりすること、第四に家族給付をさしあたり八〇%とすること、第五に医療従事者が十分な医療ができるよう診療報酬を適正に引き上げるとともに、国公立病院の独立採算制を廃止し、十分な財政援助をすることなどの改善を直ちに実現することを強く要求いたします。(拍手)

最後に、私は、國と資本家の全額負担で、だれでも、いつでも、どこでも安心して医療が受けられる真の医療保障の制度を一日も早く実現すべく奮闘する決意を表明して、反対の討論を終わります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 坂口力君。

〔坂口力君登壇〕

○坂口力君 私は、公明党を代表いたしまして、健保法等の一部を改正する法律案並びに同修正案に対し、反対の意見を表明するものであります。(拍手)

私たち公明党が終始貫して主張してまいりました第一の点は、急激な変化を続ける社会的な諸現象の中、わが国の医療をどう位置づけていく

のかということあります。

この改正案が、全体のどのような医療制度の中に位置づけられ、いかなる理念のもとに改革されようとしているのか、そのオリンピック・ショーンが明らかにされるべきであり、それなくして、幾万言の議論を繰り返しても、健保問題は無意味であると主張し続けてまいりました。

田中総理自身からも、この医療制度の方向性についての責任ある答弁があつてしかるべきであると主張し続けてまいりました。

ところの健康保険を考えたとしても、その保険のもとに安心をして生きられる保証のない限り、国民は納得しないのです。

総理大臣、新潟には八十一カ所の無医地区がありますが、あなたは新潟の郷土に帰り、無医村で生きる人々に、給付が七割になつたと大きな声で報告をすることができますか。いかに給付が七割になつたとしても、医療機関のない人々にとつて、それはどんな価値があるのでしょうか。全国にあります二千四百二十三カ所の無医地区をそのままにしておきながら、また順調にいつても昭和五十三年しか充足できないという看護婦問題を抜きにして、健康保険を論ずることの無意味さを再認識の終着点に、田中総理を迎えるべく用意万端整えておりましたが、出席の約束にもかかわりませず、午後十一時を過ぎてもついに総理の姿は見られませんでした。残念ながら、われわれは、最後まで、医療に対する基本姿勢すらも知らされず、本日の採決を迎えることになりました。ここに強い不満を表明するものであります。(拍手)

御承知のことく、われわれの住む環境は、工業生産第一主義に起因する当然の終末として、水銀、カドミウムなどの重金属や、PVCなどの化學物質による汚染、亜硫酸ガスなどによる大気汚染など、刻一刻死せる海、死せる大陸へと化していくのであります。その複合汚染の中で、人間は好むと好まざるとにかかわらず、生活することを余儀なくされ、自分の注意や節度では防ぎようのないぜんそくや水俣病で苦しむねばならない現実が、嚴然と存在するのであります。

また、一方において、長期療養を要するガン、高血圧や糖尿病などの成人病が上位を占め、今まで生き残らることのできなかつた重症心身障害者が長寿を全うすることができるようになつた昨今であります。また、三十年先には、五人に一人が老人で占められる日が訪れます。(拍手)

これらの現状を顧みましたときに、今までの医療システムで国民の健康が確保できるわけがあつません。この複雑な環境の中で生きねばならない国民の医療に対して、いかに経済的に成り立つ

ところの健康保険を考えたとしても、その保険のもとに安心をして生きられる保証のない限り、国民は納得しないのです。

総理大臣、新潟には八十一カ所の無医地区がありますが、あなたは新潟の郷土に帰り、無医村で生きる人々に、給付が七割になつたと大きな声で報告をすることができますか。いかに給付が七割になつたとしても、医療機関のない人々にとつて、それはどんな価値があるのでしょうか。全国にあります二千四百二十三カ所の無医地区をそのままにしておきながら、また順調にいつても昭和五十三年しか充足できないという看護婦問題を抜きにして、健康保険を論ずることの無意味さを再認識の終着点に、田中総理を迎えるべく用意万端整えておりましたが、出席の約束にもかかわりませず、午後十一時を過ぎてもついに総理の姿は見られませんでした。残念ながら、われわれは、最後まで、医療に対する基本姿勢すらも知らされず、本日の採決を迎えることになりました。ここに強い不満を表明するものであります。(拍手)

御承知のことく、われわれの住む環境は、工業生産第一主義に起因する当然の終末として、水銀、カドミウムなどの重金属や、PVCなどの化學物質による汚染、亜硫酸ガスなどによる大気汚染など、刻一刻死せる海、死せる大陸へと化していくのであります。その複合汚染の中で、人間は好むと好まざるとにかかわらず、生活することを余儀なくされ、自分の注意や節度では防ぎようのないぜんそくや水俣病で苦しむねばならない現実が、厳然と存在するのであります。

また、一方において、長期療養を要するガン、高血圧や糖尿病などの成人病が上位を占め、今まで生き残らることのできなかつた重症心身障害者が長寿を全うすることができるようになつた昨今であります。また、三十年先には、五人に一人が老人で占められる日が訪れます。(拍手)

これらの現状を顧みましたときに、今までの医療システムで国民の健康が確保できるわけがあつません。この複雑な環境の中で生きねばならない国民の医療に対して、いかに経済的に成り立つ

う次第であります。私たちは、改悪部分として特に三つの点、すなわち保険料の引き上げ、特別保険料、弾力条項をあげてまいりました。これは、組合健保と政管健保の間ですら格差を生ぜしめ、それを固定化する可能性があると判断したからであります。修正案におきましては、広範な国民の世論に押され、特別保険料と弾力条項の一部を手直しされたもの、国会の議決なくして千分の八十五まで引き上げることができる弾力条項は、基本的には残ってしまつたのであります。弱い体質の政管健保にのみこの条項が安易に適用されましたなら、格差は増大の一途をたどり、中小企業で働く人々は、過酷な生活条件の中で、高い負担と高い医療を余儀なくされるのであります。

國民が頗つている弾力条項は、保険経済を赤字から守るための弾力条項ではなく、病気によつて起る家庭経済の赤字を守るためにものであつたのであります。厚生大臣は、軽率にこの条項の発動は行なわないと申されますものの、その発言から察しられますものは、あくまでも保険経済の赤字問題であり、被保険者の家庭経済の赤字は眼中にないといわざるを得ないのであります。國の本来の責務である国民医療への投資を怠り、責任を回避して、形だけの保険の一本化、財政調整の名による、組合健保などの経営努力の成果を益むようないふ政策を認めるものであつてはならないのであります。

人類は、今までの歴史的な行きがかりを捨てて、互いの生存のために英知を分け合わなければならぬ時代を迎えています。ましてや、小さな日本の國の中には、國民の命を守る医療保険が林のとく乱立していくよいわけはありません。政管健保や日雇健保のように弱い体質の保険に対しても、条件を向上させるための國庫負担の努力を放棄してしまった政府の姿勢に、國民とともに強い不満の意を表明するものであります。(拍手)

公述人の大熊房太郎氏は、病氣にかかりやすい子供や老人こそむしろ十割給付にすべきであり、低所得層にこそ十分な医療を与えるべきであると主張されました。互いに政治家として強く胸に刻まなければならないことがあります。

最後に、予防給付の問題であります。厚生大臣も、現在の保険が健康保険よりも疾病保険になればならないようあります。むしろ、現在の医療費の増大は、予防のための体制と、予防給付のないところに原因しているといわなければなりません。

西ドイツにおきましては、一九七一年より男子四十五歳以上、女子三十歳以上のガン予防の検診と、四歳までの児童は、正常の心身の発育を阻害する疾病に対して、保険による予防給付に踏み切つてることを申し上げておきたいと思います。(拍手)

以上、政府の医療の基本姿勢の欠如と保険統合化への無策ぶり、さらに予防給付に対する誤った認識の三点をあげ、医療全体にわたる抜本改正に着手することが急務であることを申し上げ、その中で経済問題として終始した改正案に対しても、大局的な立場から反対の意を表明し、討論を終わります。(拍手)

○謹長(前尾繁三郎君) 折小野良一君。

〔折小野良一君登壇〕

○折小野良一君登壇 私は、民社党を代表して、ただいま議題となつております内閣提出の健康保険法等の一部を改正する法律案及び自民党提案の同法修正案について反対の討論をいたします。(拍手)

わが党は、これまで、健康保険制度の改正については、まず基本的に制度の抜本的な改革を強く主張してまいりました。これに対して政府は、数あるのに対しても、これらの地区においては、実

公述人の大熊房太郎氏は、病氣にかかりやすい子供や老人こそむしろ十割給付にすべきであり、低所得層にこそ十分な医療を与えるべきであると主張されました。互いに政治家として強く胸に刻まなければならないことがあります。

今回のこの提案にしましても、当面する政管健保の赤字対策に終始し、国民的立場における医療保障体制の確立を中心とした、制度の抜本的な改革についての基本的な姿勢が見られないことは、まさに遺憾であります。

このために、さきにわが党の和田議員が質問において指摘したとおり、僻地医療の問題や救急医療、差額ベッドや付添看護の問題、医師の確保と診療モラルの問題、さらには公害病や難病対策の問題等、まさに多くの国民医療についての基本的な問題が山積するに至っているのであります。

たとえば、僻地医療の問題一つをとりまして

も、過疎化が進みつつあります今日、関係者の努

力にもかかわらず、ますます無医地区は広がりつ

つあります。国民皆保険の今日、なお、人間の生

命に直接かかわる医療サービスから全く見放され

ている人々が、全国で二千数百カ所の無医地区

に、実に八十八万人余もいるということあります。

これらの地区においては、同じく健康保険の被

保険者でありながら、最も近い医療機関まで車で

數時間もかかり、急患が発生いたしましても対応

するすべもなく、幸いに治療を受けることができたといたしましても、交通費をはじめわめて多

額の関連する経費の支出を余儀なくされるのであ

ります。しかも、その経費は保険では見てくれば

いいのであります。

生活は貧しく、毎日の仕事は忙しい、病人にか

まつてゐるひまもなく、病人もまた周囲に気を

使つて苦しみをがまんするということになります。

その結果、死亡率は全国平均で百人中七・四人

であるのに対して、これらの地区においては、実

際に入・七人という高い数字になつてゐるのであります。少なくも医療の恩恵を国民にひとしく及ぼすという基本的な対策においてさえ、このような実態であります。

わが党は、まず、このような抜本的な制度の改

正についての政府の無策と怠慢に対し、強く反

対の意思を表明するものであります。(拍手)

次いで、今回の改正法案の具体的な内容につい

て申し上げます。

まず第一に、政管健保の赤字対策としての保険料率の引き上げについてであります。

野党的要求に基づいて、ボーナスから徵収するという特別保険料は修正案によって削除されましたが、これは当然の修正であります。料率は千分の七十から七十三に引き上げ、標準報酬の上限を二十万円としたことにによる保険料の負担増は、特に中小零細企業関係者の多い政管健保の被保険者にとって、ボーナスから徵収されている日々の生活に、さらに一そらの重圧となります。国民皆保険の今日、なお、人間の生命に直接かかわる医療サービスから全く見放されている人々が、全国で二千数百カ所の無医地区に、実に八十八万人余もいるということあります。

これらの地区においては、同じく健康保険の被保険者でありながら、最も近い医療機関まで車で數時間もかかり、急患が発生いたしましても対応するすべもなく、幸いに治療を受けることができたといたしましても、交通費をはじめわめて多額の関連する経費の支出を余儀なくされるのであります。しかも、その絏費は保険では見てくればいいのであります。

今回、政府は、従来の定額補助制度を改め、主要な保険給付に要する費用の一〇%を国庫補助とする定率制を採用することといたしましたが、わが国の医療保険制度が、社会福祉の根幹的な制度であることにかんがみ、この際、定率を二〇%として、真に社会保障の実態に沿つた制度に組み直すことが必要であります。今日の疾病的多くは、社会的な原因と、その環境によるものと言つていいのであります。このような意味からも、政府原案の定率一〇%の補助率は、まさに低きに失する



た年金及び同条第三項の規定により同項において読み替えたされた同条第二項第二号又は第三号に掲げる金額をもつて改定年金額とした年金並びに同条第四項において準用する第一条第六項の規定により從前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、前条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給に対応する別表第一の八の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の八」と読み替えるものとする。

第一条の六第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達している年金に限る。第六項において同じ。）で、七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対する前項の規定の適用について準用する。

次の各号に掲げる年金については、前二項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十八年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

#### 一 障害年金

二 殉職年金 二十九万六千百円

#### 三 障害遺族年金 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する額

4 障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合は、前項第一号に掲げる額に

た年金及び同条第三項の規定により同項において読み替えたされた同条第二項第二号又は第三号に掲げる金額をもつて改定年金額とした年金並びに同条第四項において準用する第一条第六項の規定により從前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、前条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給に対応する別表第一の八の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の八」と読み替えるものとする。

第一条の六第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達している年金に限る。第六項において同じ。）で、七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対する前項の規定の適用について準用する。

#### 四 別表第三の八

第五条の五及び第六条による年金の額の改定

#### 第五条の五第一項による年金の額の改定

第六条第二項による年金の額の改定

#### 第七条による年金の額の改定

配偶者である扶養親族については二万八千八百円、配偶者以外の扶養親族については一人につき四千八百円（そのうち一人までは、一人につき九千六百円）を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

5 殉職年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項第二号に掲げる額に次に掲げる額を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

#### 一 扶養遺族が一人以上である場合 九千六百円

#### 二 扶養遺族が二人以上である場合 一万四千四百円

6 第一条第六項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について、第一条の六第三項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達した場合（殉職年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達した場合を除く。）について、それぞれ準用する。

第三条の五の次に次の二条を加える。

（昭和四十八年度における旧法による年金の額の改定）

第三条の六 第一条の六の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の適用を受ける年金に係るものに限る。）で、昭和四十八年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に加えた額）

その額を、同項の規定により第四条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額に「一・二三四を乗じて得た額（その額のうち仮定新法の俸給年額に係るものが二百六十四万円をこえる場合には、当該俸給年額については、二百六十四万円）」をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

（昭和四十八年度における年金等の額の改定）

#### 第五条の六 昭和四十五年三月三十日以前の新法による年金等の額の改定

#### 一 殉職年金 九千六百円

#### 二 扶養遺族が一人以上である場合 一千四百円

#### 三 扶養遺族が二人以上である場合 二千四百円

#### 四 扶養遺族が三人以上である場合 三千六百円

#### 五 扶養遺族が四人以上である場合 四千八百円

#### 六 扶養遺族が五人以上である場合 五千六百円

#### 七 扶養遺族が六人以上である場合 六千四百円

#### 八 扶養遺族が七人以上である場合 七千二百円

#### 九 扶養遺族が八人以上である場合 八千八百円

#### 十 扶養遺族が九人以上である場合 九千六百円

#### 十一 扶養遺族が十人以上である場合 一萬四百円

#### 十二 扶養遺族が十一人以上である場合 一萬六百円

#### 十三 扶養遺族が十二人以上である場合 一萬八百円

#### 十四 扶養遺族が十三人以上である場合 二萬円

#### 十五 扶養遺族が十四人以上である場合 二萬二千円

#### 十六 扶養遺族が十五人以上である場合 二萬四千円

#### 十七 扶養遺族が十六人以上である場合 二萬六千円

#### 十八 扶養遺族が十七人以上である場合 二萬八千円

#### 十九 扶養遺族が十八人以上である場合 三萬円

#### 二十 扶養遺族が十九人以上である場合 三萬二千円

#### 二十一 扶養遺族が二十人以上である場合 三萬四千円

#### 二十二 扶養遺族が二十一人以上である場合 三萬六千円

#### 二十三 扶養遺族が二十二人以上である場合 三萬八千円

#### 二十四 扶養遺族が二十三人以上である場合 三萬九千円

#### 二十五 扶養遺族が二十四人以上である場合 四萬円

#### 二十六 扶養遺族が二十五人以上である場合 四萬二千円

#### 二十七 扶養遺族が二十六人以上である場合 四萬四千円

#### 二十八 扶養遺族が二十七人以上である場合 四萬六千円

#### 二十九 扶養遺族が二十八人以上である場合 四萬八千円

#### 三十 扶養遺族が二十九人以上である場合 四萬九千円

#### 三十一 扶養遺族が三十人以上である場合 五萬円

第六条第一号中「第三条の五」を「第三条の六」に改め、同条を第八条として、同条の前に次の二条を加える。

（昭和四十八年度における昭和四十五年三月三十日以前の新法による年金等の額の改定）

#### 第五条の六 昭和四十八年九月三十日において現に支給されているものについて準用する。

#### 一 殉職年金 九千六百円

#### 二 扶養遺族が一人以上である場合 一千四百円

#### 三 扶養遺族が二人以上である場合 二千四百円

#### 四 扶養遺族が三人以上である場合 三千六百円

#### 五 扶養遺族が四人以上である場合 四千八百円

#### 六 扶養遺族が五人以上である場合 五千六百円

#### 七 扶養遺族が六人以上である場合 六千四百円

#### 八 扶養遺族が七人以上である場合 七千二百円

#### 九 扶養遺族が八人以上である場合 八千八百円

#### 十 扶養遺族が九人以上である場合 九千六百円

#### 十一 扶養遺族が十人以上である場合 一萬四百円

#### 十二 扶養遺族が十一人以上である場合 一萬六百円

#### 十三 扶養遺族が十二人以上である場合 一萬八百円

#### 十四 扶養遺族が十三人以上である場合 二萬円

#### 十五 扶養遺族が十四人以上である場合 二萬二千円

#### 十六 扶養遺族が十五人以上である場合 二萬四千円

#### 十七 扶養遺族が十六人以上である場合 二萬六千円

#### 十八 扶養遺族が十七人以上である場合 二萬八千円

#### 十九 扶養遺族が十八人以上である場合 三萬円

#### 二十 扶養遺族が十九人以上である場合 三萬二千円

#### 二十一 扶養遺族が二十人以上である場合 三萬四千円

#### 二十二 扶養遺族が二十一人以上である場合 三萬六千円

#### 二十三 扶養遺族が二十二人以上である場合 三萬八千円

#### 二十四 扶養遺族が二十三人以上である場合 三萬九千円

#### 二十五 扶養遺族が二十四人以上である場合 四萬円

#### 二十六 扶養遺族が二十五人以上である場合 四萬二千円

#### 二十七 扶養遺族が二十六人以上である場合 四萬四千円

#### 二十八 扶養遺族が二十七人以上である場合 四萬六千円

#### 二十九 扶養遺族が二十八人以上である場合 四萬九千円

#### 三十 扶養遺族が二十九人以上である場合 五萬円

#### 三十一 扶養遺族が三十人以上である場合 五萬一千円

第七条中「第五条の五」を「第七条」に改め、同条を第九条とする。

第六条 第昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十日までの間に新法の退職をした組合員（次項の規定の適用を受ける者を除く）

く。)に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和四十八年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額をそれぞれ新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

一 仮定新法の俸給年額 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じそれぞれ又はロに掲げる額(その額が二百六十四万円)をこえる場合には、二百六十四万円)をいう。

イ 昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの間に新法の退職をした者、その者に係る当該年金の額の計算の基礎となつた恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額に一・一〇五を乗じて得た額

ロ 昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした者、その者に係る当該年金の額(その年金の額について年金額の最低保障に関する新法、施行法その他の法律の規定で政令で定めるもの(ロにおいて「最低保障規定」という。)の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額。次号イにおいて同じ。)の計算の基礎となつた新法の俸給年額に一・一二三四を乗じて得た額

ロ 昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした者、その者に係る当該年金の額(その年金の額について最低保障規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額。次号ロにおいて同じ。)の計算の基礎となつた新法の俸給年額に一・一〇五を乗じて得た額

二 仮定恩給法の俸給年額又は仮定旧法の俸給年額 次のイ又はロに掲げる者の区分に

心じそれぞれイ又はロに掲げる額をいう。

イ 昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの間に新法の退職をした者、その者に係る当該年金の額の計算の基礎となつた恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額に一・二三四を乗じて得た額

ロ 昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした者、その者に係る当該年金の額の計算の基礎となつた恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額に一・一〇五を乗じて得た額

2 前項の規定は、昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした衛視等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和四十八年九月三十日において現に支給されているものについて準用する。

3 第四条の第六項及び第四項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に給付事由が生じた復帰前の沖縄の年金で、昭和四十八年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、前三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

(昭和四十八年度における通算退職年金の額の改定)

第七条 昭和四十七年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金で、昭和四十八年十月三十一日において現に支給されているものについては、同年十一月分以後、その額を、前三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

に当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十二万八百円

二 通算退職年金の仮定俸給(当該通算退職年金の算定の基礎となつた新法の俸給の基礎となるべき新法の俸給年額に一・二三四を乗じて得た額)

三 新法第七十九条の二第五項の規定に該当する前項における年齢に応じ新法別表第二の二に定める率を乗じて得た金額

4 施行法第五十一条の五第二項の規定により支給される通算退職年金のうち昭和四十七年三月三十一日以前に給付事由が生じた年金で、昭和四十八年十月三十一日において現に支給されているものについては、同年十一月分以後、その額を、前三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給を三十で除して得た額に、組合員期間に応じ新法別表第二に定める日数を乗じて得た金額

二 前項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ新法別表第二の二に定める率を乗じて得た金額

3 新法第七十九条の二第五項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前二項の規定により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

4 施行法第五十一条の五第二項の規定により支給される通算退職年金のうち昭和四十七年三月三十一日以前に給付事由が生じた年金で、昭和四十八年十月三十一日において現に支給されているものについては、同年十一月分以後、その額を、前三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

別表第一の七の次に次の一表を加える。

別表第一の七の仮定俸給	別表第一の七の仮定俸給
一六、四九〇円	一〇、三四〇円
一六、九四〇	一一、九二〇
一七、三四〇	一一、四〇〇
一七、九〇〇	一一、〇九〇
一八、二四〇	一二、五一〇
一八、八七〇	一二、二九〇
一九、八〇〇	一二、四三〇
二〇、七五〇	二五、六一〇
二一、六九〇	二六、七七〇
二二、六六〇	二七、九六〇

昭和四十八年六月二十九日

衆議院会議録第四十八号

案外二案

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

一一四五

二三、六一〇	二九、二三〇	七四、四六〇
二四、五九〇	三〇、三三〇	七八、〇三〇
二五、一九〇	三二、〇八〇	七八、九六〇
二五、八〇〇	三一、八三〇	八一、九一〇
二六、五一〇	三一、七一〇	八六、〇八〇
二七、五〇〇	三三、九四〇	九〇、二三〇
二八、三七〇	三五、〇一〇	九一、七八〇
二九、一八〇	三六、〇〇〇	九五、二八〇
三〇、一五〇	三七、二一〇	九六、七一〇
三一、一四〇	三八、四三〇	一〇〇、三四〇
三一、二三〇	三九、七六〇	一〇五、四一〇
三三、二九〇	八一、三一〇	一〇六、四一〇
三四、六六〇	八五、四一〇	一一〇、四四〇
三五、五〇〇	八六、三四〇	一一五、五三〇
三六、六一〇	八九、五〇〇	一二〇、五九〇
三七、六八〇	九三、六一〇	一二五、六三〇
三九、八三〇	九七、七一〇	一二八、七九〇
四〇、三八〇	一〇一、八〇〇	一二二、一八〇
四一、〇四〇	一〇四、三六〇	一二八、七四〇
四二、一四〇	一〇七、一一〇	一二九、四三〇
四三、八一〇	一一二、四〇〇	一二七、七四〇
四四、二二〇	一一三、〇四〇	一二八、三四〇
四六、六四〇	一一三、〇四〇	一二九、二九〇
四七、八六〇	一一八、三四〇	一四八、六一〇
四九、〇三〇	一一九、七七〇	一三八、七〇〇
五〇、七二〇	一二〇、四三〇	一四五、二九〇
五一、七〇〇	一二一、四〇〇	一五八、三八〇
五六、五八〇	一二二、三六〇	一五一、八三〇
五七、四七〇	一二三、六四〇	一六一、三六〇
七〇、九三〇	一二八、九四〇	一六四、九一〇
七一、九一〇	一二九、七一〇	一七一、四四〇
七二、八九〇	一三〇、七七〇	一七八、五八〇
七三、八〇〇	一三一、六四〇	一八二、二五〇
七四、〇九〇	一三二、九四〇	一八五、七三〇
七五、〇九〇	一三三、六四〇	
七六、〇九〇	一三四、七一〇	
七七、〇九〇	一三四、七一〇	
七八、〇九〇	一三四、七一〇	
七九、〇九〇	一三四、七一〇	

一五三、四六〇	一八九、三七〇
一五六、三一〇	一九二、八八〇
一六二、〇八〇	一〇〇、〇〇〇
一六七、八五〇	一〇七、一三〇
一七〇、七〇〇	一一〇、六四〇
一七三、六三〇	一一四、二五〇

## 備考

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の七の仮定俸給の額がこの表に記載された額に合致しないものについては、昭和四十七年三月三十一日以前に退職（在職中死亡の場合の死亡）を含む。以下同じ。）をした者に係る場合にあつては、その仮定俸給の額に

一・二三四（昭和四十六年四月一日以後に退職をした者に係る場合にあつては、一・一〇五）を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）を、昭和四十七年四月一日以後に退職をした者に係る場合にあつては、その

仮定俸給の額をそれぞれこの表の仮定俸給とする。

別表第三の八の次に次の二表を加える。

別表第一の八の下欄に掲げる仮定俸給	率
一二五、六三〇円以上のもの	一三・〇割
一五、五三〇円をこえ一二五、六三〇円未満のもの	一三・八割
一一〇、四四〇円をこえ一五、五三〇円以下のもの	一四・五割
一〇六、四一〇円をこえ一一〇、四四〇円以下のもの	一四・八割
七四、四六〇円をこえ一〇六、四一〇円以下のもの	一五・〇割
七〇、九三〇円をこえ七四、四六〇円以下のもの	一五・五割
六三、八〇〇円をこえ六三、八〇〇円以下のもの	一六・一割
五一、八七〇円をこえ五六、八七〇円以下のもの	一六・九割
四九、八四〇円をこえ五一、八七〇円以下のもの	一七・四割
四六、四九〇円をこえ四九、八四〇円以下のもの	一七・八割
四五、一八〇円をこえ四六、四九〇円以下のもの	一九・〇割
四三、八一〇円をこえ四五、一八〇円以下のもの	二九・三割

障害の等級	年金額
一	一、二八三、〇〇〇円
二	一、〇三九、〇〇〇円
三	八三四、〇〇〇円
四	六二九、〇〇〇円
五	四八八、〇〇〇円
六	三七一、〇〇〇円

## 備考

別表第四の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「六二九、〇〇〇円」と、「一一一、〇〇〇円」とあるのは「七三一、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

(國家公務員共済組合法の一部改正)  
第一条 國家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のよう改訂する。

目次中「第一条」を「第二条」に、「第九十一条の二」を「第九十三条」に改める。  
第二条第一項第三号を次のよう改める。

三 遺族	次に掲げる者をいう。
イ 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡の当時主としてその収入により生計を維持していたもの	

「組合員期間」という。」を「組合員期間」に改め、同条第三項中「退職一時金又は遺族一時金」を「又は退職一時金」に改める。

第四十三条规定第一項中「第二条第一項第三号に規定する」を「配偶者、子、父母、孫及び祖父母の」に改める。

第四十五条中「、遺族年金又は遺族一時金」を「又は遺族年金」に改める。

第七十二条第一項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第七十六条第二項ただし書中「十五万円」を「三十万一千四百円」に改め、同条第三項中「第九十三条の二第一項」を「第九十三条第一項」に改める。

第七十九条の二第三項第一号中「十一万四百円」を「二十二万八百円」に改める。

第八十条の二第二項及び第八十三条第五項中「第九十三条の二」を「第九十三条」に改める。

第八十八条第一項第三号中「十年以上」を「一年以上」に改め、同項第四号中「十年」を「一年」に改め、同条第二項及び第三項第一号中「一万五千二百円」を「二十三万五千二百円」に改め

第九十三条を削り、第九十三条の二を第九十一条とする。

第一百条第三項中「十八万五千円」を「二十二万円」に改める。

第一百二十四条の二第二項中「以下第五項において同じ」を第五項において同じ。」又は公庫等職員である間に死亡したとき（厚生年金保険法の規定による遺族年金を受ける権利を有するときを除く。同項において同じ。）に改め、同条第五項中「復帰したとき」の下に「及び公庫等職員である間に死したとき」を加え、同条に

という。が十年以上である組合員又は当

該組合員であつた者の配偶者（イに掲げる配偶者に該當するものを除く。）

第三十八条第一項中「組合員である期間（以下「組合員期間」という。）」を「組合員期間」に改め、同条第三項中「退職一時金又は遺族一時金」を「又は退職一時金」に改める。

第四十三条规定第一項中「第二条第一項第三号に規定する」を「配偶者、子、父母、孫及び祖父母の」に改める。

第四十五条中「、遺族年金又は遺族一時金」を「又は遺族年金」に改める。

第七十二条第一項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第七十六条第二項ただし書中「十五万円」を「三十万一千四百円」に改め、同条第三項中「第九十三条の二第一項」を「第九十三条第一項」に改める。

第七十九条の二第三項第一号中「十一万四百円」を「二十二万八百円」に改める。

第八十条の二第二項及び第八十三条第五項中「第九十三条の二」を「第九十三条」に改める。

第八十八条第一項第三号中「十年以上」を「一年以上」に改め、同項第四号中「十年」を「一年」に改め、同条第二項及び第三項第一号中「一万五千二百円」を「二十三万五千二百円」に改め

第九十三条を削り、第九十三条の二を第九十一条とする。

第一百条第三項中「十八万五千円」を「二十二万円」に改める。

第一百二十四条の二第二項中「以下第五項において同じ」を第五項において同じ。」又は公庫等職員である間に死亡したとき（厚生年金保険法の規定による遺族年金を受ける権利を有するときを除く。同項において同じ。）に改め、同条第五項中「復帰したとき」の下に「及び公庫等職員である間に死したとき」を加え、同条に

次の一項を加える。

6 復帰希望職員が引き続き公庫等職員として在職し、引き続き他の公庫等に係る公庫等職員となつた場合（その者が更に引き続き当該

公庫等以外の他の公庫等に係る公庫等職員となつた場合を含む。）における前各項の規定の適用については、その者は、これらの他の公庫等に係る公庫等職員として在職する間、復

帰希望職員として在職するものとみなす。

附則第二十条を次のように改める。

（長期給付に要する費用の再計算の特例）

第二十条 連合会加入組合以外の組合に係る第

九十九条第一項第二号に規定する費用につい

ての再計算で、同項の規定により昭和四十九

年において行なうべきこととなるものは、同

項の規定にかかわらず、同年十月一日において行なうものとする。

別表第三中「一八三、六〇〇円」を「三六九、六〇〇円」に、「一五〇、〇〇〇円」を「三〇一、四〇〇円」に、「一〇五、六〇〇円」を「一一〇、八〇〇円」に改める。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施

行法の一部改正）

第三条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 遺族一時金に関する経過措

置」を「第三節 削除」に改める。

第七条第一項各号列記以外の部分中「又は遺

族一時金」を削り、同項第一号中「第四十四条」を「第四十五条」に、「又は第十項」を「第十項

又は第十四項」に改め、「同条第十一項」の下に「又は第十二項」を加え、同項第六号中「第五号」を「及び第十四項」に改め、「その後他に就職するととなく政令で定

める期間内に」に改める。

第九条第四号中「法律第二百五十五号附則第四

十二条第一項又は第四十三条规定する外国政

府職員又は外国特殊法人職員に係る外国政府又は法人」を「外国政府等（法律第二百五十五号附則第四十二条第一項に規定する外国政府職員に係る外国政府、同法附則第四十三条に規定する外國特殊法人職員に係る法人及び

第三十九条第一項中「第九十三条の二」を「第三十九条」に改める。

第四十五条の三第二項中「十五万円」を「三十万二千四百円」に改める。

第四十七条第一項中「支給し、遺族一時金は、支給しない」を「支給する」に改め、同条第二項中及び第三十四条第二項を削る。

第四十九条第一項中「支給し、遺族一時金は、支給しない」を「支給する」に改める。

第五十条第一項中「支給する」に改め、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とする。

第五十一条第一項中「、遺族年金又は遺族一時金」を「又は遺族年金」に改め、同条第二号中「（第三十六条第一項第一号の規定により遺族に支給される一時金にあつては、新法の規定による遺族一時金）」を削る。

別表中「九五三、一〇〇円」を「一、一六七、八〇〇円」に、「大二一、一〇〇円」を「七五七、八〇〇円」に、「四一三、一〇〇円」を「五〇〇、八〇〇円」に改め、同表の備考二中「三万六千円」を「七万一千円」に改め、同表の備考三中「二万四百円」を「二万八千八百円」に、「一人につき

三百六十円」に、「一人につき七千二百円」を「二人までは、一人につき九千六百円」に改め、同表の備考三中「二万八千八百円」を「二人までは、一人につき九千六百円」に改める。

第五章第三節を次のように改める。

第三節 削除

第三十四条及び第三十五条 削除

第三十七条 削除

第三十八条第一項中「第九十三条の二」を「第三十九条」に改める。

第四十五条の三第二項中「十五万円」を「三十万二千四百円」に改める。

第四十七条第一項中「支給し、遺族一時金は、支給しない」を「支給する」に改め、同条第二項中及び第三十四条第二項を削る。

第四十九条第一項中「支給し、遺族一時金は、支給しない」を「支給する」に改める。

第五十条第一項中「支給する」に改め、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とする。

第五十一条第一項中「、遺族年金又は遺族一時金」を「又は遺族年金」に改め、同条第二号中「（第三十六条第一項第一号の規定により遺族に支給される一時金にあつては、新法の規定による遺族一時金）」を削る。

別表中「九五三、一〇〇円」を「一、一六七、八〇〇円」に、「大二一、一〇〇円」を「七五七、八〇〇円」に、「四一三、一〇〇円」を「五〇〇、八〇〇円」に改め、同表の備考二中「三万六千円」を「七万一千円」に改め、同表の備考三中「二万四百円」を「二万八千八百円」に、「一人につき

三百六十円」に、「一人につき七千二百円」を「二人までは、一人につき九千六百円」に改め、同表の備考三中「二万八千八百円」を「二人までは、一人につき九千六百円」に改める。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第四条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第七条 第一項を次のように改める。  
国は、日本製鉄八幡共済組合が、旧製鉄所現業員共済組合に属する件(大正十一年勅令第四百九十五号)の規定に基づいて組織された製鉄所共済組合(以下「旧製鉄所共済組合」という。)の組合員であつた者に支給する年金の額を前条の規定又は各年金額改定法の規定(次に掲げる規定を除く。)第七条の三第四項において同じ。)に準じて改定した場合には、その年金の額の改定により増加する費用(旧日本製鉄株式会社の業務に起因する疾病、負傷又は死亡を給付事由とする年金の額の改定により増加する部分を除く。)に対し、当該年金受給者(旧日本製鉄株式会社の業務に起因する疾病、負傷又は死亡を給付事由とする年金の支給を受ける者を除く。)が旧製鉄所共済組合の組合員であつた期間に払い込んだ掛金の合計額の当該年金受給者が組合員であつた全期間に払い込んだ掛金の総額に対する割合とみなされる割合を乗じて得た金額の二分の一に相当する金額を、当該共済組合の請求に基づきこれに交付する。

一 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由による年金の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第百五十九号)第二条

三 昭和二十七年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年

(法律第百六十号)第三条

四 国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律(昭和三十一年法律第百三十二号)第一条

五 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和三十一

年法律第百三十三号)第二条

六 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和三十三年法律第一百二十六号)第一条、第一条の二又は第一

二条

七 昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和三十七年法律第百十六号)第一条又は第二条

八 昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十一年法律第一百一号)第一条又は第二条

九 昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十一年法律第一百一号)附則第二条

二条

十 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第百四号)第一条から第六条まで

十一 昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十一年法律第一百一号)附則第二条

二条

十二 昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十一年法律第一百一号)附則第二条

二条

十三 昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十一年法律第一百一号)附則第二条

二条

十四 昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十一年法律第一百一号)附則第二条

二条

十五 昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十一年法律第一百一号)附則第二条

二条

十六 昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十一年法律第一百一号)附則第二条

二条

十七 昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十一年法律第一百一号)附則第二条

(施行期日)

附則

は、なお従前の例による。

2 施行日前に給付事由が生じた第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法以下「改正前の法」という。第二条第一項第二号に規定する遺族に係る給付については、なお従前の例によ

る。

3 施行日の前日において現に組合員である者が死した場合において、改正前の法

規定による遺族一時金を受ける権利を有することとなる者(改正後の法第八十八条の規定による遺族年金又は同法第九十三条の規定による遺族年金を受ける権利を有する者を除く。)に

規則による遺族一時金を受ける権利を有する

こととなる者(改正後の法第八十八条の規定による遺族年金を受ける権利を有する者を除く。)に

規則による遺族一時金を受ける権利を有する

五号の期間（同法第五十一条の二第四項第四号の期間を含む。）で恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第二百五十五号）第二条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第二百五十五号。以下この項において「改正後の法律第二百五十五号」という。）附則第四十三条の二の規定の適用によりその全部が当該期間に該当しないこととなるものを有する更新組合員（施行法第二条第一項第七号に規定する更新組合員（同法第二百五十五号）をいう。以下この項において同じ。）若しくは更新組合員であつた者又はこれらの者の遺族のうち、昭和四十八年九月三十日において改正前の施行法第九条第五号（同法第四十一条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に係る退職年金若しくは減額退職年金又は同法第十九条（同法第四十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定に係る遺族年金（同法第九条第五号の規定に係るものに限る。）を受ける権利を有する者で政令で定めるものその他政令で定める者に係る普通恩給等及び長期給付については、これらの者が別段の申出をしないときは、改正後の法律第二百五十五号附則第四十三条の二及び改正後の施行法の規定にかわらず、恩給法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の恩給法の一部を改正する法律附則第四十三条の二及び改正前の施行法の規定によるものとする。

2 前項の規定の適用に因し必要な事項及び同項に規定する者が同項の申出をした場合におけるその者に係る退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利についての措置その他長期給付に関する措置等に關し必要な事項は、政令で定める。

（公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置）

第八条 改正後の施行法第三十三条规定の規

定は、昭和四十八年九月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、同年十月分以後適用する。

#### 第九条 私立学校教職員共済組合法の一部改正

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

#### 第二十五条の表中第九十三条第一項の項及び第九十三条第二項の項を削る。

（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第一条 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「第三十五条」を「第三十二条」に改める。

（昭和四十二年法律第二百六号）の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「第三十五条」を「第三十二条」に改める。

（昭和四十二年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の八」と読み替えるものとする。

2 第一条の六第二項の規定は、前条第一項の規定の適用を受ける年金（旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けることができる組合員期間を有していた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達しているものに係る年金に限る。）

で、七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに對して前項の規定を適用する場合について準用する。

3 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十八年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 殉職年金 別表第四の八に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一级又は二级に該当するものにあつては、七万二千円を加えた額）

二 殉職年金 二十九万六千百円

三 障害遺族年金 前号に掲げる額の十分の七・五に相当する金額

七・五に相当する者扶養親族があるときは、同項第一号に掲げる額に、配偶者である扶養親族については二万八千八百円、配偶者以外の扶養親族については一人につき四千八百円（そのうち一人までは、一人につき九千六百円）を加えた額をその改定する額とする。

5 第三項の場合において、殉職年金を受ける権利を有する者扶養遺族があるときは、同項第一号に掲げる額に次に掲げる額を加えた額をその改定する額とする。

一 扶養遺族が一人である場合 九千六百円

二 扶養遺族が二人以上である場合 一万四千四百円

三 扶養遺族が三人以上である場合 一万八千四百円

四 「死亡」を含む。以下第三条の六までにおいて同じに改める。

5 第三条の五の次に次の一条を加える。

(昭和四十八年度における法による退職年金等の額の改定)

第三条の六 昭和四十五年三月三十一日以前に

法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廢疾年金又は遺族年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、前条第一項又は第二項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつていた俸給年額（同条第二項において準用する第一条第六項の規定により從前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、前条第一項の規定により年金額を改定したものとしめた場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき俸給年額）に一・二三四を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）を法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなされ、その額に、恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第一号）附則第三条第一項の規定を參照して政令で定める額を加えた額を前二項において法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなされる額に、恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第一号）附則第三条第一項の規定を第七条とし、第四条の二を第六条とし、第六条に、「第四条」を「第五条」に改め、同条第一項中「第三条の五」を「第四条」に改め、同条を第七条とし、第四条の二を第六条とし、第六条の見出しを「沖縄の共済法による長期給付の額の改定」に改め、同条中「規定により」を「規定又は法附則第二十六条の九の政令の規定により」に改め、「昭和四十七年十月分以後」及び「第五条の五第一項から第五項まで」を削り、同条を第五条とし、第三条の六の次に次の一条を加える。

(昭和四十八年度における法による通算退職年金の額の改定)

第四条 昭和四十七年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金（法第六十二条の二第五項の規定の適用を受けたものを除く。）については、昭和

その年金額を改定した年金にあつては、同項の規定により俸給年額とみなされた額に、当該各号に掲げる率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）を法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

6 第一条第一項の規定は、第一項の規定によつて得た額を給付事由とする遺族年金に係る第二号に掲げる期間

三月三十一日まで 一・二三四

二 昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日まで 一・一〇五

一 昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日まで 一・一〇五

二 昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日まで 一・一〇五

三 三十一年度 一・一〇五

4 第一条第六項の規定は、第一項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

5 第一項、第二項又は前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が七十歳に達したとき（遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときは、その死亡したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、第三項の規定の適用がある第一項又は第二項の規定に準じてその額を改定する。

6 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

第五条第一項中「第二条の五」を「第二条の六」に、「第四条」を「第五条」に改め、同条第一項中「第三条の五」を「第四条」に改め、同条を第七条とし、第四条の二を第六条とし、第六条に、「第四条」を「第五条」に改め、同条第一項中「規定により」を「規定又は法附則第二十六条の九の政令の規定により」に改め、「昭和四十七年十月分以後」及び「第五条の五第一項から第五項まで」を削り、同条を第五条とし、第三条の六の次に次の一条を加える。

(昭和四十八年度における法による通算退職年金の額の改定)

第四条 昭和四十七年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金（法第六十二条の二第五項の規定の適用を受けたものを除く。）については、昭和

四十八年十一月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額に組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。この場合において、第二号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額は、当該通算退職年金を法の規定による退職年金とみなし、かつ、当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた俸給に十二を乗じて得た額をそのみなされた退職年金の算定の基礎となるべき俸給年額とみなし、昭和四十一年度改定法及びこの法律の規定によりそのみなされた退職年金の額を改定するものとした場合においてその改定年金額の算定の基礎となるべき俸給年額を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）とする。

一 前項第二号に掲げる通算退職年金の仮定  
俸給の額を三十で除して得た額に、組合員  
期間に応じ法別表第三に定める日数を乗じ  
て得た金額

二 前項各号に掲げる金額の合算額に、組合  
員期間の月数及び退職時の年齢に応じ法別  
表第三の二に定める率を乗じて得た金額  
第一項第六項の規定は、前項の規定により  
年金額を改定する場合について準用する。

三 昭和四十七年四月一日から昭和四十八年十  
月三十一日までの間に法の退職をした組合員  
に係る法の規定による通算退職年金（法第六  
十二条の二第五項の規定の適用を受けるもの  
を除く。）については、同年十一月分以後、そ  
の額を、第一項第一号に掲げる金額及び第二  
項に規定する割合を考慮して政令で定めると  
ころにより算定した額に改定する。

四 昭和四十七年四月一日から昭和四十八年十  
月三十一日までの間に法の退職をした組合員  
に係る法の規定による通算退職年金（法第六  
十二条の二第五項の規定の適用を受けるもの  
を除く。）については、同年十一月分以後、そ  
の額を、第一項第一号に掲げる金額及び第二  
項に規定する割合を考慮して政令で定めると  
ころにより算定した額に改定する。

五 法第六十二条の二第五項の規定の適用を受  
ける通算退職年金については、昭和四十八年八  
月三十日以後、その額を、前後の退職のそれ  
ぞれについて前各項の規定の例により算定し  
た額の合算額に改定する。

別表第一

別表第一の七の仮定俸給	仮定俸給
一六、九四〇円	二〇、三四〇円
一七、三四〇円	二〇、九二〇円
一八、二四〇円	二一、四〇〇円
一九、八七〇円	二二、〇九〇円
二〇、七八〇円	二三、五一〇円
二一、七五〇円	二四、二九〇円
二二、六九〇円	二五、四三〇円
二三、六六〇円	二六、六一〇円
二七、九六〇円	二七、七七〇円

仮定俸給

一〇〇	九五、	九二、	九〇、	八六、	八一、	七八、	七八、	七四、	七〇、	六九、	六七、	六三、	六〇、	五九、	五四、	五一、	四九、	四六、	四五、	四三、	四二、	三九、	三八、	三六、	三七、	三五、	三三、	三一、	二九、
三四〇	二八〇	七八〇	二三〇	八〇、	九一〇	九六〇	三〇、	九三〇	九〇、	四六〇	三西〇	八〇、	五八〇	五一〇	六〇、	五四〇	五七〇	八七〇	八四〇	一四〇	四九〇	七六〇	四二〇	二一〇	〇九〇	一〇〇	七一〇	三三〇	二九〇
一〇〇	九九〇	九一〇	九〇、	八六〇	八一〇	七八〇	七八〇	七四〇	七〇、	六九〇	六七〇	六三〇	六〇、	五九〇	五四〇	五四〇	四五〇	四九〇	四六〇	四五〇	四二〇	三九〇	三八〇	三六〇	三七〇	三五〇	三三〇	三一〇	二九〇
一〇〇	九九〇	九一〇	九〇、	八六〇	八一〇	七八〇	七八〇	七四〇	七〇、	六九〇	六七〇	六三〇	六〇、	五九〇	五四〇	五四〇	四五〇	四九〇	四六〇	四五〇	四二〇	三九〇	三八〇	三六〇	三七〇	三五〇	三三〇	三一〇	二九〇
一〇〇	九九〇	九一〇	九〇、	八六〇	八一〇	七八〇	七八〇	七四〇	七〇、	六九〇	六七〇	六三〇	六〇、	五九〇	五四〇	五四〇	四五〇	四九〇	四六〇	四五〇	四二〇	三九〇	三八〇	三六〇	三七〇	三五〇	三三〇	三一〇	二九〇

昭和四八年六月二十九日 衆議院会議録第四十八号

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律

一一五一

率

八五、四二〇

八六、二四〇

八九、五〇〇

九三、六二〇

九七、七二〇

一〇一、八〇〇

一〇四、三六〇

一〇七、一二〇

一一二、四〇〇

一一七、七四〇

一二〇、四三〇

一二三、〇四〇

一二七、七四〇

一三〇、七七〇

一三三、六四〇

一三八、九四〇

一四四、七二〇

一四七、六九〇

一五〇、五一〇

一五六、三一〇

一六一、〇八〇

一六七、八五〇

一七〇、七〇〇

一七三、六三〇

一〇五、四一〇

一〇六、四一〇

一一〇、四四〇

一一五、五三〇

一一〇、四四〇円をこえ一五、五三〇円以下のもの

一一〇、四四〇円をこえ一一〇、四四〇円以下のもの

一一〇、四一〇円をこえ一〇六、四一〇円以下のもの

一一八、七九〇

一一三、一八〇

一一八、七〇〇

一四五、二九〇

一四八、六二〇

一五一、八三〇

一五八、三八〇

一六一、三六〇

一六四、九二〇

一七一、四四〇

一七八、五八〇

一八二、二五〇

一八五、七三〇

一八九、三七〇

一九二、八八〇

二〇〇、〇〇〇

二〇七、二三〇

二一〇、六四〇

二一四、二五〇

二二二、一六〇

二三〇、〇八〇

二三三、九八〇

二三七、九九〇

別表第一の八の下欄に掲げる仮定俸給

一一五、六三〇円以上のもの

一一五、五三〇円をこえ一一五、六三〇円未満のもの

一一〇、四四〇円をこえ一一五、五三〇円以下のもの

一一〇、四一〇円をこえ一一〇、四四〇円以下のもの

七四、四六〇円をこえ一〇六、四一〇円以下のもの

七〇、九三〇円をこえ七四、四六〇円以下のもの

六三、八〇〇円をこえ七〇、九三〇円以下のもの

五五、八七〇円をこえ六三、八〇〇円以下のもの

四五、八四〇円をこえ五一、八七〇円以下のもの

四六、四九〇円をこえ四九、八四〇円以下のもの

四五、一八〇円をこえ四六、四九〇円以下のもの

四三、八一〇円をこえ四五、一八〇円以下のもの

三八、四三〇円をこえ四三、八一〇円以下のもの

三三、九四〇円をこえ三八、四三〇円以下のもの

三一、七八〇円をこえ三三、九四〇円以下のもの

二九、一三〇円をこえ三〇、三三〇円以下のもの

二七、九六〇円をこえ二九、一三一〇円以下のもの

二七、九六〇円以下のもの

一一三・〇割

一一三・八割

一一四・五割

一一四・八割

一一五・〇割

一一五・五割

一一六・一割

一一六・九割

一一七・四割

一一八・八割

一一九・〇割

一一九・九割

一一一・九割

一一一・七割

一一一・〇割

一一一・四割

一一一・五割

一一一・一割

一一一・二割

一一一・九割

別表第四の八

級	級	級	級	級	障害の等級	年金額
一	二	三	四	五	六	一一二、二八三、〇〇〇円
						一一一、〇三九、〇〇〇円
						一一〇、九〇〇円
						一〇九、〇〇〇円
						一〇八、〇〇〇円
						一〇七、〇〇〇円

別表第四の七の次に次の一表を加える。

備考
別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考「中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「六一九〇、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「七三一、五〇〇円」と読み替えるものとする。
別表第三の八

年金額の算定の基礎となつている別表第一の七の仮定俸給の額が一六、四九〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に一・一二三四を乗じて得た金額へ一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)をこの表の仮定俸給とする。

別表第三の八

## (公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第二条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「退職一時金又は遺族一時金」を「又は退職一時金」に改める。  
第十六条の次に次の二条を加える。

(通勤災害に関する特例)

第十六条の二 第三十二条第三十九条、第四十一条、第四十六条、第五十五条又は第五十七条の規定による給付は、その給付事由となる事故が国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第二百九十一号)第一条の二に規定する通勤によるものであるときは、これを行なわない。

第十八条第二項及び第二十三条中「遺族一時金」を削る。

第二十五条第一項を次のよう改める。

第二十五条 この法律において「遺族」とは、次に掲げる者とする。

一 組合員又は組合員であつた者の配偶者、員であつた者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していたもの。ただし、子及び孫については、十八歳未満でまだ婚姻(届出をしていないが、事實上婚姻と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死後当時から引き続き別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にある者に限る。

二 組合員期間が十年以上である組合員又は組合員であつた者の配偶者(前号に掲げる配偶者に該当するものを除く。)を

第二十五条第二項中「前項」を「前項第一号」に改める。

第二十六条第一項中「前項第一項に掲げる」を「配偶者、子、父母、孫及び祖父母の」に改める。

## 第四十八条第七号を次のように改める。

七 削除

第五十四条第四項中「四百六十円」を「九百二十円」に改める。

第五十八条第一項中「十年」を「一年」に改め、年以上二十年に、「十年以上十一年」を「一年以上十一年」に改める。

第五十九条を次のように改める。

第五十九条 削除

第六十一条の二第三項中「四百六十円」を「九百二十円」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、通算退職年金の年額は、通算退職年金の支給を受ける者についてその退職時にその給付事由が生じていたとした場合においてその年額がその時以後の法令の改正により改定されているならば、そ第七十八条第二項を削る。

第八十二条の次に次の二条を加える。  
(公團等に転出した復帰希望職員についての特例)

第八十二条の二 組合員(長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。以下この条において同じ。)が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特別の法律により設立された法人でその業務が各公共企業体の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち各公共企業体ごとに政令で定めるもの(日本国有鉄道であつては、日本鉄道建設公団、新東京国際空港公団及び本州四国連絡橋公団並びに政令で定めるものとする。以下この条において「公團等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服する)とを要しない者を除く。以下の条において「公團等職員」があるのは「長期給付」と、第六十四条第一項中「給付及び福祉事業」とあるのは「復帰希望職員」とある。

3 復帰希望職員及び公團等については、当該復帰希望職員の転出の時にさかのぼつて、第六章(第六十六条第一項第一号及び第三号に掲げる金額に係る部分を除く。)の規定を準用する。この場合において、同章の規定中「組合員」とあるのは「復帰希望職員」とある。第十四条第一項中「給付及び福祉事業」とあるのは「長期給付」と、第六十六条第一項中「公共企業体は、次に掲げる金額を」とある

という。となるため退職した場合において、その者が、その公團等職員となつた日から六十日以内に、運営規則で定めるところにより、その引き続き公團等職員である期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき(以下この条において「復帰したとき」という。)の第十五条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨を組合に申し出たときは、当該退職(以下この条において「転出」という。)に係る长期給付は、その申出をした者(以下この条において「復帰希望職員」という。)が引き続き公團等職員である間、その支払を差し止め

る。組合は、主務省令で定めるところにより、当該復帰希望職員及び公團等に対し、これららの者が負担した掛金又は負担金を返還しなければならない。

4 復帰希望職員が公團等職員として在職しなくなつたとき(引き続き復帰したとき及び公團等若しくは公共企業体と読み替えるものとする)。

5 復帰希望職員がその転出に引き続き公團等職員である間に引き続き当該公共企業体に係る公團等の公團等職員である間は、前各項の規定の適用については、引き続き公團等職員である間に含まれるものとする。

附則第五条第一項第一号中「及び第十項」を「第十項、第十二項及び第十四項」に改め、同号ロ中「第四十四条」を「第四十五条」に改め、同項第五号中「第八号並びに」を削り、「その後他に就職することなく政令で定める期間内に」に「その後國後引き続き」を「その後國後他に就職することなく政令で定める期間内に」に改め、「及び第八号」を削る。

6 附則第六条第五項中「十年」を「一年」に改め、同条第六項中「六十五歳」を「六十歳」に、前項又は附則第十四条第四項「又は前項」に、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百二十一号。以下「昭和四十一年法律第二百二十一号」という。)附則第六条」を「法律第二百二十一号」という。附則第六条を「法律第二百五十五号附則第十四条」に改める。

7 附則第七条の次に次の二条を加える。

(遺族一時金)

第八条の二 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第

号) の施行の際に組合員の資格を有していいた組合員期間一年以上十年未満の組合員が死亡したときは、その者の配偶者(当該組合員の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者を除く。)に遺族一時金を支給する。

2 遺族一時金の額は、俸給日額に、組合員期間に応じて別表第三に定める日数を乗じて得た金額とする。

3 第十五条第二項、第十八条第二項及び第二十三条の規定は、遺族一時金の支給について準用する。

4 第一项の規定により遺族一時金を支給すべき場合において、第五十八条第一項の規定により遺族年金の支給を受けるべき者があるときは、当該遺族一時金の支給と当該遺族年金の支給との調整に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第八条第二項中「第五十九条第二項」を「前条第二項」に改める。

附則第十一条第七号中「又は同法附則第四十三条に規定する法人の職員」を「若しくは同法附則第四十三条に規定する法人の職員又は同法附則第四十三条の二第一項に規定する外国特殊機関職員に、「又は法人の職員」を「若しくは法人の職員又は外国特殊機関職員」に改め、同項第八号を削る。

附則第十三条第二項を削り、同条第三項中「組合員期間十年未満の更新組合員又は」を削り、「前項」を「前項」に改め、「及び第五十九条第一項」を「前項」に改め、「支給し、遺族一時金は支給しない」を「支給する」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第十四条第四項を削る。

附則第十四条の二第一項中「六十五歳」を「六十歳」に、「昭和四十一年法律第二百二十一号附則第六条」を「法律第二百五十五号附則第十四条」に改める。

附則第十四条の三中「附則第六条第五項及び附則第十四条第四項」を「及び附則第六条第五項」に改める。

附則第二十四条第一項中「公庫等の職員」を「同法第二十四条の二第一項に規定する公庫等職員」に、「又は公庫等の職員」を「又は公庫等職員」に改める。

附則第二十五条第一項中「死したときは」を「死して、若しくは国家公務員として在職した後公庫等職員となり、その職を退くことなくして死亡したとき」(国家公務員共済組合法の規定により同法の組合員であったものとみなされるときに限り、その死亡によりその者の遺族が厚生年金保険法の規定による遺族年金を受ける権利を有することとなつたときを除く。)に改め、

同条第三項及び第四項中「国家公務員」の下に「又は公庫等職員」を加え、同条第五項中「國家公務員であつた期間」とあるのは「国家公務員又は公庫等職員であつた期間」とあるのは」に改め、同条第六項中「組合員とみなされる国家公務員」の下に「又は公庫等職員」を加え、「国家公務員であつた期間」とあるのは「国家公務員又は公庫等職員であつた期間」とあるのは」に改める。

(日本専売公社法の一部改正)

第三条 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第五十四条中「第三条第三項」を「第三条第二項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 公社は、その職員の通勤(国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第二百九十一号)第一条に規定する通勤をいう。)による災害に対し、政令で定めるところにより、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第八章の規定による災害補償に準じた補償を行なうものとし、その補償に関する規定は、同法第七十八条及び第八十三条から第八十六条まで並びに国家公務員災害補償法第三十条の規定を準用する。

(施行期日)

附則

2 公社は、その職員の通勤(国家公務員災害

に対し、政令で定めるところにより、労働基準法(昭和二十二年法律第二百九十一号)第八条の二に規定する通勤をいふ。)による災害

に対し、政令で定めるところにより、労働基準法(昭和二十二年法律第二百九十一号)第八条及び第八十三条から第八十六条まで並びに国家公務員災害補償法第三十条の規定を準用する。

用する。

(日本国有鉄道法の一部改正)

第四条 日本国鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のよう改正する。

第六十条中「第三条第三項」を「第三条第二項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 日本国鉄道は、その職員の通勤(国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第二百九十一号)第一條の二に規定する通勤をいう。)による災害に対し、政令で定めるところにより、労働基準法第八章の規定による災害補償に準じた補償を行なうものとし、その補償に

関しては、同法第七十八条及び第八十三条から第八十六条まで並びに国家公務員災害補償法第三十条の規定を準用する。

(日本電信電話公社法の一部改正)

第五条 日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を次のよう改正する。

第八十二条中「第三条第三項」を「第三条第二項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 公社は、その職員の通勤(国家公務員災害

補償法(昭和二十六年法律第二百九十一号)第一条に規定する通勤をいう。)による災害に対し、政令で定めるところにより、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第八章の規定による災害補償に準じた補償を行なうものとし、その補償に関する規定は、同法第七十八条及び第八十三条から第八十六条まで並びに国家公務員災害補償法第三十条の規定を準用する。

(新法第十六条の二、第三条の規定による改正後の日本専売公社法第五十四条第二項、第四条第二項の規定は、次項の規定による場合を除き、この法律の施行後に給付事由が生じた給付について適用し、この法律の施行前に給付事由が生じた遺族年金及び遺族一時金については、なお従前の例による。

第二条 第二条の規定による改正後の法(以下「新法」といふ。)本則(第十六条の二、第五十四条第二項、第六十一条の二及び第八十二条の二を除く。)並びに附則第七条の二及び第十三条第二項の規定は、次項の規定による場合を除き、この法律の施行後に給付事由が生じた給付について適用し、この法律の施行前に給付事由が生じた遺族年金及び遺族一時金については、なお従前の例による。

2 新法第十六条の二、第三条の規定による改正後の日本専売公社法第五十四条第二項、第四条第二項及び第五条の規定による改正後の日本電信電話公社法第八十二条第二項の規定は、附則

第一条第二号に掲げる規定の施行後に発生した事故及びその事故に起因する通勤による災害について適用する。

第二項及び第五条の規定による改正後の日本電信電話公社法第八十二条第二項の規定は、附則

3 次に掲げる場合における遺族については、第二条の規定による改正前の法(以下「旧法」といふ。)の規定の例による。

1 この法律の施行前に給付事由が生じた給付の支給を受ける場合(法又は恩給に関する法令が改正された場合において、この法律の施行前に給付事由が生じた給付に代わり他の給付が支給されることとなるときは、その給付

の支給を受ける場合を含む。)

第一條 この法律は、昭和四八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二条中公共企業体職員等共済組合法(以下「法」といふ。)第六十一条の二第二項第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、

二 この法律の施行前に組合員の資格を有していた者が死亡した場合において、その者が支給を受けるべき給付でその支払を受けなかつたものの支給を受けるとき。

三 この法律の施行前に組合員の資格を有していた者が死亡した場合において、弔慰金又は死亡一時金の支給を受けるとき。

四 この法律の施行の際組合員期間二十年未満で廃疾年金を受ける権利を有している者が死亡した場合において、新法第五十六条第三項に規定する差額に相当する金額の支給を受けたとき。

五 新法附則第十二条第一項又は第二項の規定により遺族年金の支給を受ける場合

六 更新組合員の死亡について旧法附則第十三条第二項又は第三項の規定を適用したならばこれらの規定により遺族年金の支給を受けることができた場合において、新法第五十八条の規定による遺族年金の支給を受けるとき。

7 新法第六十一条の二第三項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後に法の退職をした者に係る通算退職年金の額について適用し、同規定の施行前に法の退職をした者に係る通算退職年金の額については、別に定めがある場合を除き、なお従前の例による。

8 新法第六十一条の二第四項の規定は、附則第一号に掲げる規定の施行前に法の退職をした者に係る通算退職年金で同規定の施行後に給付事由が生じたものについても適用する。

9 新法附則第二十五条の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際公庫等職員である者についても適用し、同規定の施行前に公庫等職員でなくなつた者については、なお従前の例による。

(日本鉄道建設公團法の一部改止)

第三条 日本鉄道建設公團法(昭和三十九年法律第三号)の一部を次のように改正する。

二 この法律の施行前に組合員の資格を有して

いた者が死亡した場合において、その者が支

給を受けるべき給付でその支払を受けなかつ

たものの支給を受けるとき。

三 この法律の施行前に組合員の資格を有して

いた者が死亡した場合において、弔慰金又は

死亡一時金の支給を受けるとき。

四 この法律の施行の際組合員期間二十年未満

で廃疾年金を受ける権利を有している者が死

亡した場合において、新法第五十六条第三項に規定する差額に相当する金額の支給を受けたとき。

五 新法附則第十二条第一項又は第二項の規定

により遺族年金の支給を受ける場合

六 更新組合員の死亡について旧法附則第十三

条第二項又は第三項の規定を適用したならば

これらの規定により遺族年金の支給を受ける

ことができた場合において、新法第五十八条の規定による遺族年金の支給を受けるとき。

7 新法第六十一条の二第三項の規定は、附則第一

号に掲げる規定の施行後に法の退職を

した者に係る通算退職年金の額について適用し、

同規定の施行前に法の退職をした者に係る通

算退職年金の額については、別に定めがある場

合を除き、なお従前の例による。

8 新法第六十一条の二第四項の規定は、附則第一

号に掲げる規定の施行前に法の退職を

した者に係る通算退職年金で同規定の施行

後に給付事由が生じたものについても適用す

る。

9 新法附則第二十五条の規定は、附則第一条第一

号に掲げる規定の施行の際公庫等職員である

者についても適用し、同規定の施行前に公庫等

職員でなくなつた者については、なお従前の例

による。

(日本鉄道建設公團法の一部改止)

第三条 日本鉄道建設公團法(昭和三十九年法律第三号)の一部を次のように改正する。

附則第八条を次のように改める。

第八条 削除

(新東京国際空港公團法の一部改正)

第四条 新東京国際空港公團法(昭和四十年法律第一百五号)の一部を次のように改正する。

附則第六条を次のように改める。

(本州四国連絡橋公團法の一部改正)

第五条 本州四国連絡橋公團法(昭和四十五年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

(日本鉄道建設公團法等に転出した組合員に関する経過措置)

第六条 附則第三条の規定による改正前の日本鉄道建設公團法附則第八条第一項、附則第四条の規定による改正前の日本鉄道建

設公團法附則第六十条第一項、附則第二項の規定によりした申出は、新法第八十二条の二第一項の規定によりした申出とみなす。

附則第三条の規定による改正前の日本鉄道建設公團法附則第八条第二項、附則第四条の規定による改正前の新東京国際空港公團法附則第六十条第一項又は前条の規定による改正前の本州四国連絡橋公團法附則第十四条第一項の規定によりした申出とみなす。

附則第三条の規定による改正前の日本鉄道建設公團法附則第八条第二項、附則第四条の規定による改正前の新東京国際空港公團法附則第六十条第一項又は前条の規定による改正前の本州四国連絡橋公團法附則第十四条第二項の規定により長期給付に附し組合員であつた期間とみなされた日本鉄道建設公團、新東京国際空港公團又は本州四国連絡橋公團の職員であつた期間については、なお従前の例による。

附則第三条の規定による改正前の日本鉄道建設公團法附則第八条第三項若しくは第四項、附則第四条の規定による改正前の新東京国際空港公團法附則第六条第三項若しくは第四項又は前条の規定による改正前の本州四国連絡橋公團法附則第十四条第三項若しくは第四項の規定による掛金又は負担金の負担又は返還については、なお従前の例による。

理由

恩給法等の改正の内容に準じて、公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年

金の額を改定するとともに、遺族年金の支給要件の緩和、外国特殊機関職員の在職期間を組合員期間へ算入する条件の緩和等の措置を講ずるほか、公共企業体職員の通勤による災害に対し補償することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

三十七号。以下「徵收法」という。)第二条第一号に規定する内国消費税をいう。

(通關手帳による通關等)

三条 通關率法第十七条第一項各号の物品のうち政令で定める物品は、通關手帳(保証団体が輸入税を保証する者として記載されているものに限る。第五条第一項及び第六項を除き、以下同じ。)による輸入をすることができる。

2 通關率法第六十三条第一項の規定に基づく運送(以下「保稅運送」という。)は、通關手帳により行なうことができる。

3 通關手帳による物品の輸入又は保稅運送をする者は、政令で定めるところにより、当該通關手帳につき保証団体の確認を受けなければならぬ。

(再輸出期間)

第四条 通關手帳による輸入がされる物品に対する通關率定率法第十七条の規定の適用について

は、同条第一項の期間は、当該物品の輸入の許可の日から当該通關手帳の有効期限の到来する日までの期間(以下「有効期間」という。)とする。

ただし、同項第十一号に該當する物品については、当該有効期間が同項の政令で定める期間をこえる場合には、当該政令で定める期間とし、当該政令で定める期間をこえることがやむを得ないと認められる理由があり、政令で定めるところにより税關長の承認を受けた場合には、当該有効期間の範囲内において税關長が指定する期間とする。

第五条 通關手帳を発給し、及び第三条の通關手帳による輸入又は保稅運送がされる物品に係る輸入税を保証することができる者となるには、

大藏大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を申請するには、申請書に、定款、事業計画書及び業務方法書その他大藏省令で定める書類を添えて、これを大藏大臣に提出しなければならない。

- 3 大蔵大臣は、第一項の認可の申請者が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。
- 一 条約に基づく保証のための組織に加入することが確実な法人であること。
- 二 輸入税の納付その他の保証団体の業務を適正に遂行するに足りる能力があること。
- 4 保証団体は、通関手帳による輸入をした者又は通関手帳による保税運送の承認を受けた者が、関税定率法第十七条第四項(徴収法第十三条第三項において準用する場合を含む。)又は関税法第六十五条第一項及び徴収法第十一條第三項の規定により輸入税を徴収されることとなつたときは、条約の定めるところに従い、その者と連帯して当該輸入税を納付する義務を負う。
- 5 保証団体は、第三項第一号に規定する組織に加入したときは、直ちに、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。
- 6 保証団体は、前項の届出をした後でなければ、通關手帳を発給してはならない。
- 7 保証団体は、その業務を廃止しようとするときは、大蔵省令で定めるところにより、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。
- 8 大蔵大臣は、保証団体が第三項各号の一に適合しなくなつたと認めるとき、保証団体がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく处分に違反したとき、又は保証団体から前項の届出があつたときは、第一項の認可を取り消すことができる。
- 9 前項の規定により認可が取り消された場合において、当該認可を取り消された日前に発給された通關手帳があるときは、当該通關手帳については、当該認可を取り消された者を保証団体とみなして、この法律を適用する。
- (担保の提供等)
- 第六条 大蔵大臣は、輸入税の保全のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、保証団体に対し、金額及び期間を指定し、

- 輸入税につき担保の提供を命ずることができ
- る。
- 2 大蔵大臣は、必要があると認めるときは、前項の金額又は期間を変更することができる。
- 3 大蔵大臣は、第一項の規定により担保を徴した場合において、保証団体が納付すべき輸入税がその納期限までに完納されないとときは、税関長に、その担保として提供された財産の処分その他の処分を行なわせるものとする。
- 4 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第五十二条の規定は、前項の処分について準用する。
- (報告の徴取及び検査)
- 第七条 大蔵大臣は、必要があると認めるときは、保証団体に対し業務若しくは財産に関し報告をさせ、又はその職員をして保証団体の事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。(政令への委任)
- 第八条 前各条に規定するもののほか、条約及びこの法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。
- (罰則)
- 第九条 第七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。
- 第十条 保証団体の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、保証団体の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、公企業体の職員の通勤による灾害に対し、公企業体の負担により補償を行なうため、三公社法を改正する等、それぞれ所要の措置を講じようとする。

## 附 則

この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

## 理 由

物品の一時輸入のための通關手帳に関する通關条約(ATTA条約)を実施するため、関税法及び関税定率法の特例その他必要な事項について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律案は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

以上の両法律案の概要であります。両案につきましては、慎重審査の結果、一昨二十七日質疑を終了いたしましたところ、本日、両法律案に対し、木村武千代君外四名より、自由民主党の提案にかかる修正案がそれぞれ提出されました。

修正案の要旨は、厚生年金保険における修正内容に、その担保として提供された財産の処分その他の処分を行なわせるものとする。

五十二条の規定は、前項の処分について準用する。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長鴨田宗一君。

[報告書は本号末尾に掲載]

[鴨田宗一君登壇]

○鴨田宗一君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

初めに、共済年金改定関係の二法律案について申し上げます。

この二つの法律案は、国家公務員の共済組合及び公共企業体の共済組合からの退職年金等のうち、昭和四十七年三月三十一日以前に給付事由が生じたものにつきまして、恩給における措置に

ら、年金額の算定の基礎となつている俸給を、昭和四十六年三月三十一日以前に給付事由が生じたものにつきまして、恩給における措置に

なれば、兩法律案につきましては、全会一致の附帯決議が付せられましたことを申し添えます。

次に、物品の一時輸入のための通關手帳に関する通關条約(ATTA条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律案について申し上げます。

本法律案は、ATA条約を実施するため、関税法及び関税定率法の特例その他必要な事項を国内法で定めようとするものであります。そのおもな点は次のとおりであります。

まず、通關手帳は、商品見本、展示会への出品物等関税定率法第十七条に定める再輸出免税物品のうち政令で定めるものについて使用することができます。

次に、ATA条約の規定に基づき、通關手帳の発給及び関税等の保証を行なう保証団体となるには、大蔵大臣の認可を要することとするほか、その認可に関する手続、業務に関する大蔵大臣への

報告義務等について規定を設けております。

さらに、通関手帳により輸入された物品が通関手帳の有効期間内に輸出されない場合には、保証團体は、輸入者と連帶してその物品に対する関税等を納付する義務を負うこととしておりま

す。以上のほか、通關手帳を保税運送にも使用することができるところとする等、所要の規定を設けることとしております。

本案は、審査の結果、本日質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

[参照]

昭和四十二年度以後における國家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

昭和四十二年度以後における國家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

昭和四十二年度以後における公企業休職

員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を

改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

昭和四十二年度以後における公企業休職員等

共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年度以後における公企業休職員等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち、第七条第一項第一号の改正規定

中「二十二万八百円」を「二十四万円」に改める。

第二条のうち、第七十六条第二項ただし書の改

正規定中「三十万一千四百円」を「三十二万一千六百円」に改める。

第二条のうち、第七十九条の二第三項第一号の改正規定中「二十二万八百円」を「二十四万円」に改める。

第二条のうち、第八十八条第二項及び第三項第

二号の改正規定中「二十三万五千二百円」を「二十五万四千四百円」に改める。

第二条のうち、別表第三の改正規定中「三十六

九、六〇〇円」を「三九三、六〇〇円」に、「三六

〇、八〇〇円」を「一四〇、〇〇〇円」に改める。

第三条のうち、第十三条第二項の改正規定中

「三十万二千四百円」を「三十二万六百円」に改め

る。

第三条のうち、第三十二条の三第一項の改正規定中「二十三万五千二百円」を「二十五万四千四百

円」に改める。

第三条のうち、第四十五条の三第二項の改正規

定中「三十万三千四百円」を「三十一万六百円」に改める。

四十八年三月三十一日までに完了する状況にあることにかんがみ、輸出硫安売掛金経理臨時措置法を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。商工委員長浦野幸男君。

[報告書は本号末尾に掲載]

た。(拍手)

○中山正輝君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、輸出硫安売掛金経理臨時措置法を廃止する法律案を議題とな

ります。委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 中山正輝君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加せられました。

○議長(前尾繁三郎君) 輸出硫安売掛金経理臨時措置法を廃止する法律案を議題といたします。

○浦野幸男君 ただいま議題となりました輸出硫安売掛金経理臨時措置法を廃止する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

現行の輸出硫安売掛金経理臨時措置法は、昭和三十七年に決定されました硫安工業対策の一環として、当時、硫安生産会社に売掛金として累積していた二百十五億円にのぼる輸出赤字を、各社において十年間で繰り延べ償却せしめる特例を設けたため制定されたものであります。その後、硫安工業の合理化、近代化が進められ、売掛金の償却も順調に進んでまいりまして、本年三月期決算をもって全部完了するに至りました。

本案は、このよう現行法が滞りなくその目的を達成いたしましたことにはかんがみ、これを廃止しようとするものであります。

本案は、去る三月二十日当委員会に付託され、六月二十日中曾根通商産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、同月二十七日質疑を終了し、本日採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、三案とも委員長報告のとおり決します。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

昭和四十八年六月二十九日 衆議院会議録第四百八号 語説を省略した議長の報告 議案に関する報告書

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十六分散会

一定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員 辞任 担当  
羽田野忠文君 木村 武雄君  
保岡 興治君 中村 寅太君  
羽田野忠文君 保岡 興治君

通信委員 辞任 担当  
小山 省二君 高見 三郎君  
玉置 一徳君 小宮 武喜君  
高見 三郎君 小山 省二君  
玉置 一徳君

補欠 担当  
森下 元晴君 大石 千八君  
吉永 治市君 橋本龍太郎君  
馬場 昇君 岩垂寿喜男君  
津川 武一君 木下 元二君

(議案送付)  
一、昨二十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

公有水面埋立法の一部を改正する法律案  
工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、最近、国立公園等のすぐれた自然環境を有する地域にも、各種の開発行為が波及しつつあるので、このような事態に対処するため、国立公園若しくは国定公園の普通地域又は自然環境保全地域の普通地区における行為の規制を強化し、わが国における自然環境の適正な保全を図らうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

(1) 自然公園法の一部改正  
1. 国立公園又は国定公園の普通地域において、次のような規制の強化を図ること。  
(1) 土地の形状の変更、海面以外の水面の埋立て等の行為を届出をする行為として追加すること。

(2) 国立公園又は国定公園の普通地域において、行為の届出をした者は、その届出をした日から起算して、原則として三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならないものとす

ること。

○朗読を省略した議長の報告

(要求書受領)

一、今二十九日、内閣から、漁港審議会委員に上杉武雄君を任命したいので、漁港法第九条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十九日、内閣から、運輸審議会委員に上田善次郎君を任命したいので、運輸省設置法第九条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十九日、内閣から、電波監理審議会委員に市原昌三郎君及び田中久兵衛君を任命したいので、電波法第九十九条の三第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十九日、内閣から、労働保険審査会委員に三浦義男君を任命したいので、労働保険審査会法第二十七條第一項の規

商工委員 辞任 担当 玉置 稲谷 野田 藤波 安里積千代君 高見 丹羽 丹羽 丹羽 丹羽 大村 裏治君 裏治君 裏治君 裏治君 大村 裏治君 裏治君 裏治君 裏治君 高見 三郎君 三郎君 三郎君 三郎君 森 美秀君 美秀君 美秀君 美秀君 受田 新吉君 新吉君 新吉君 新吉君 藤波 孝生君 孝生君 孝生君 孝生君 野田 丹羽 丹羽 丹羽 丹羽 山崎 丹羽 丹羽 丹羽 丹羽 高見 三郎君 三郎君 三郎君 三郎君 森 美秀君 美秀君 美秀君 美秀君 受田 新吉君 新吉君 新吉君 新吉君 藤波 孝生君 孝生君 孝生君 孝生君 野田 丹羽 丹羽 丹羽 丹羽 山崎 丹羽 丹羽 丹羽 丹羽 高見 三郎君 三郎君 三郎君 三郎君 福岡 義登君 義登君 義登君 義登君 川崎 寛治君 寛治君 寛治君 寛治君 川崎 寛治君 寛治君 寛治君 寛治君 森下 元晴君 元晴君 元晴君 元晴君 江藤 隆美君 隆美君 隆美君 隆美君 染谷 吉永 吉永 吉永 吉永 吉永 治市君 治市君 治市君 治市君 木下 元二君 元二君 元二君 元二君 中川利三郎君 中川利三郎君 中川利三郎君 中川利三郎君 津川 武一君 武一君 武一君 武一君 誠君 誠君 誠君 誠君 誠君	社会労働委員 辞任 担当 玉置 稲谷 野田 藤波 安里積千代君 高見 丹羽 丹羽 丹羽 丹羽 大村 裏治君 裏治君 裏治君 裏治君 大村 裏治君 裏治君 裏治君 裏治君 高見 三郎君 三郎君 三郎君 三郎君 森 美秀君 美秀君 美秀君 美秀君 受田 新吉君 新吉君 新吉君 新吉君 藤波 孝生君 孝生君 孝生君 孝生君 野田 丹羽 丹羽 丹羽 丹羽 山崎 丹羽 丹羽 丹羽 丹羽 高見 三郎君 三郎君 三郎君 三郎君 福岡 義登君 義登君 義登君 義登君 川崎 寛治君 寛治君 寛治君 寛治君 川崎 寛治君 寛治君 寛治君 寛治君 森下 元晴君 元晴君 元晴君 元晴君 江藤 隆美君 隆美君 隆美君 隆美君 染谷 吉永 吉永 吉永 吉永 吉永 治市君 治市君 治市君 治市君 木下 元二君 元二君 元二君 元二君 中川利三郎君 中川利三郎君 中川利三郎君 中川利三郎君 津川 武一君 武一君 武一君 武一君 誠君 誠君 誠君 誠君 誠君	公害対策並びに環境保全特別委員 辞任 担当 玉置 稲谷 野田 藤波 安里積千代君 高見 丹羽 丹羽 丹羽 丹羽 大村 裏治君 裏治君 裏治君 裏治君 大村 裏治君 裏治君 裏治君 裏治君 高見 三郎君 三郎君 三郎君 三郎君 森 美秀君 美秀君 美秀君 美秀君 受田 新吉君 新吉君 新吉君 新吉君 藤波 孝生君 孝生君 孝生君 孝生君 野田 丹羽 丹羽 丹羽 丹羽 山崎 丹羽 丹羽 丹羽 丹羽 高見 三郎君 三郎君 三郎君 三郎君 福岡 義登君 義登君 義登君 義登君 川崎 寛治君 寛治君 寛治君 寛治君 川崎 寛治君 寛治君 寛治君 寛治君 森下 元晴君 元晴君 元晴君 元晴君 江藤 隆美君 隆美君 隆美君 隆美君 染谷 吉永 吉永 吉永 吉永 吉永 治市君 治市君 治市君 治市君 木下 元二君 元二君 元二君 元二君 中川利三郎君 中川利三郎君 中川利三郎君 中川利三郎君 津川 武一君 武一君 武一君 武一君 誠君 誠君 誠君 誠君 誠君
---	--	---

(二) 自然環境保全法の一部改正  
自然環境保全地域の普通地区において、行為の届出をした者は、その届出をした日から起算して、原則として三十日を経過した後でなければならないものとすること。  
(三) 施行期日  
この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行すること。  
(四) 議案の可決理由  
国立公園等のすぐれた自然環境の適正な保護を図ることの重要性にかんがみ、国立公園の普通地域等における行為の規制を強化しようとする本案の趣旨は、妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。  
なお、本案に対して別紙のとおり附帯決議を附することに決した。  
右報告する。

昭和四十八年六月二十八日

公害対策並びに環境保全特別委員会 佐野 恵治  
衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、各種開発行為による自然環境の破壊が進行している現状にかんがみ、人間を含めた生態系の保全が急務であるとの基本的な認識に立ちながら、自然環境保全のための制度を体系的に整備し、特に次の諸点について適切な措置を講すべきである。  
一 自然環境保全地域及び自然公園内の民有地買上げ制度を拡充強化することも、先買い制度及び買取り請求制度等につき検討すること。  
二 自然環境保全地域及び自然公園内の国有林野林施業を行なつてその保護育成を図ることとも

を図ること。

自然環境保全法の一部改正

自然環境保全地域の普通地区において、行為の届出をした者は、その届出をした日から起算して、原則として三十日を経過した後でなければならないものとすること。

三 国立公園等の普通地域及び自然環境保全地域の普通地区においても許可制とすることにつき再検討すること。

(一) 自然環境保全法第五条の規定に基づく基礎調査を実施するため必要な経費を十分に確保することとともに、地方公共団体が自然環境保全のために支弁する経費については、当該地方公共団体の財政事情にかんがみ、国はその財源について、十分な措置を行なうこと。

(二) 国立公園等の地域において、自動車道、レジャーランド等の大規模な開發行為がすぐれた自然環境を破壊している現状にかんがみ、公園計画の定期的な見直しを行ない、保護管理の方針を明確にするよう検討すること。

(三) また、国立公園の保護管理の現地実施体制については、管理員の増員等その強化に努めるとともに、国定公園及び都道府県立自然公園に關しても都道府県を十分指導援助すること。

(四) 自然環境保全法の本格的な施行体制を整備し、同法による地域の指定をすみやかに行なうとともに、都道府県の自然環境保全条例の施行についても十分な指導援助を行なうよう努めること。

(五) 自然環境保全法及び自然公園法に基づき許認可等を行なうに当たっては、その基準を明確にすること。

(六) 自然環境保全地域の普通地区又は国立公園等の普通地域における届出を要する行為について届出があつた場合には、所定の期間内に審査ができるようその体制を整備すること。

(七) 自然環境保全地域及び自然公園の区域内の生産の維持と自然の保護との調整を図ること。

に、国有林野事業の公益的業務分野に係る費用負担の改善を図ること。  
もに、自然保護思想の普及強化を図ること。

自然保護のための研究体制を整備するとともに、自然保護思想の普及強化を図ること。

物共済又は園芸施設共済に係る保険事業に関する保険事業計画を定め、これにつき総会の議決を経たうえ、都道府県知事を経由して農林大臣に提出しなければならないものとすること。

## 2 保険契約の当然成立等

(1) 畑作物共済又は園芸施設共済の共済契約が成立したときは、当該指定組合等とこれをその組合員とする指定連合会との間に、当該共済契約により当該指定組合等が負う共済責任を保険する保険契約が成立するものとすること。

(2) (1)の保険契約においては、当該保険契約に係る共済契約による共済契約による共済責任のうち政令で定める割合の部分を保険するものとすること。

## 3 その他

その他、純保険料率等指定連合会が畑作物共済又は園芸施設共済に係る保険事業を実施するに當たつて必要な規定を設けるものとすること。

## 四 政府の再保険事業

1 政府の再保険

指定連合会が畑作物共済又は園芸施設共済に係る保険事業によつてその組合員である指定組合等に対して負う保険責任については、政府がこれを再保険する事業を行なうものとすること。

2 再保険契約の當然成立

(1) 畑作物共済に係る保険契約により指定連合会が負うすべての保険責任については、これに係る再保険区分ごとに、その再保険区分に属する保険契約が最初に成立したときに、当該指定連合会と政府との間に、当然保険責任を再保険するものとすること。

(2) 園芸施設共済に係る保険契約が成立したときは、当該指定連合会と政府との間

においては、当該再保険契約により支払うべき保険金の合計額がこれに係る保険契約が成立したものとすること。

## 3 再保険の内容

### (1) 政府は、畑作物共済に係る再保険事業

においては、当該再保険契約により支払うべき保険金の合計額がこれに係る保険契約による保険責任に係る危険の態様を勘案して農林大臣の定める率を乗じて得た金額をこえる場合に再保険金を支払うものとし、その金額は、当該保険金の合計額のうちそのこえる部分の金額に政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額とする。

(2) 政府は、園芸施設共済に係る再保険事業においては、当該再保険契約に係る保険契約により支払うべき保険金の額がこれに係る保険金額に当該保険契約による保険責任に係る危険の態様を勘案して農林大臣の定める率を乗じて得た金額をこえる場合に再保険金を支払うものとし、その金額は、当該保険金の額のうちそのこえる部分の金額に政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額とする。

(3) 政府は、園芸施設共済に係る再保険事業においては、当該再保険契約に係る保険契約により支払うべき保険金の額がこれに係る保険金額に当該保険契約による

## 四 (1) 国の助成等

1 国の助成

(1) 国は、毎会計年度、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、指定組合等が畑作物共済事業及び園芸施設共済事業を行ない、指定連合会がこれらの共済事業に係る保険事業を行なうのに要する事務費を補助するものとすること。

(2) 国は、毎会計年度、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、共済契約者に対し、交付金を交付することができるものとすること。

2 農業共済基金からの資金の貸付け等

農業共済基金は、指定組合等及び指定連合会に対し、畑作物共済又は園芸施設共済に係る共済金又は保険金の支払に關し必要とする資金の貸付け等を行なうことができるものとすること。

に、当該保険契約により当該指定連合会が負う保険責任を再保険する再保険契約が成立するものとすること。

## 3 再保険の内容

### (1) 政府は、畑作物共済に係る再保険事業

においては、当該再保険契約により支払うべき保険金の合計額がこれに係る保険契約による保険責任に係る危険の態様を勘案して農林大臣の定める率を乗じて得た金額をこえる場合に再保険金を支払うものとし、その金額は、当該保険金の合計額のうちそのこえる部分の金額に政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額とする。

(2) 政府は、園芸施設共済に係る再保険事業においては、当該再保険契約に係る保険契約により支払うべき保険金の額がこれに係る保険金額に当該保険契約による

## 三 本案施行に要する経費

1 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として昭和四十八年度一般会計予算に制度普及等に必要な経費として三百八十万六千円が、また、昭和四十八年度農業共済再保険特別会計予算に制度準備等に必要な経費として六百二十六万四千円が、それぞれ計上されている。

右報告する。

〔別紙〕

昭和四十八年六月二十八日  
衆議院議長 前尾繁三郎殿

農作物共済及び園芸施設共済に関する臨時  
農業共済基金からの資金の貸付け等

一 畑作物共済の対象作物については、現在予定されている地域及び品目の拡大についても、その実態に応じてすみやかに所要の調査を行なうべきこと。

二 被害農家に対して適切な補てんを行なう観点から、実態に即した適切な基準収穫量の設定、共済金額及び掛金の設定並びに損害評価について、対象に加えることを検討すること。

三 本案は、畑作農業及び施設園芸に対する適切な災害補償制度確立の緊要性にかんがみ、その趣旨は妥当と認め、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を行なふことに決した。

二 議案の可決理由

本案は、畑作農業及び施設園芸に対する適切な災害補償制度確立の緊要性にかんがみ、その趣旨は妥当と認め、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を行なふことに決した。

## 三 本案施行に要する経費

1 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として昭和四十八年度一般会計予算に制度普及等に必要な経費として三百八十万六千円が、また、昭和四十八年度農業共済再保険特別会計予算に制度準備等に必要な経費として六百二十六万四千円が、それぞれ計上されている。

右報告する。

〔別紙〕

昭和四十八年六月二十八日  
衆議院議長 前尾繁三郎殿

農作物共済及び園芸施設共済に関する臨時  
農業共済基金からの資金の貸付け等

六 最近における肉豚、鶏等の経営の進展にかんがみ、これらを対象とした共済制度の確立について、可及的すみやかに調査等を完了し、必要な

ものからその実現に努めること。

右決議する。

1 国立学校設置法等の一部を改正する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

- (一) 国立学校設置法の一部改正
- (二) 埼玉大学に医学部を置くこと。  
埼玉大学に医学部を置くこと。
- (三) 東北大学に東北大学医療技術短期大学部  
名古屋大学に水圧科学研究所をそれぞれ附  
置することとともに、千葉大学の腐敗研究所の  
名称を生物活性研究所に改めること。
- (四) 東京医科歯科大学に難治疾患研究所を、  
東北大学に東北大学医療技術短期大学部  
を併設すること。
- (五) 国立久里浜養護学校を設置すること。
- (六) 国立大学共同利用機関として、国立極地  
研究所を設置すること。
- (七) 学校教育法の一部改正
- (八) 大学に、当該大学の教育研究上の目的を  
達成するため有益かつ適切である場合にお  
いては、学部以外の教育研究上の基本とな  
る組織を置くことができるうこと。
- (九) 医学又は歯学の学部において医学又は歯  
学を履修する課程については、専門の課程  
とこれに進学するための課程とに分けない  
ことができる。
- (十) 大学に副学長を置くことができることとす  
るところ。
- (十一) (一)に伴い、所要の改正を行なうこと。
- (十二) 国立学校設置法の一部改正(筑波大学関係)
- (十三) 筑波大学に大学院を置くこと。
- (十四) 筑波大学に学部以外の教育研究上の基本  
となる組織として学群及び学系を置くこと。

四 筑波大学に第一学群、第二学群、第三学  
群、医学専門学群、体育専門学群及び芸術  
専門学群を置き、第一学群、第二学群及び  
第三学群に、文部省令で定めるところによ  
りそれぞれ数個の学類を置くこと。

五 筑波大学の学系の種類その他必要な事項  
は、文部省令で定めること。

六 第三学群に、文部省令で定めること。

七 第三学群に、文部省令で定めること。

八 第三学群に、文部省令で定めること。

九 第三学群に、文部省令で定めること。

十 第三学群に、文部省令で定めること。

十一 第三学群に、文部省令で定めること。

十二 第三学群に、文部省令で定めること。

十三 第三学群に、文部省令で定めること。

十四 第三学群に、文部省令で定めること。

十五 第三学群に、文部省令で定めること。

十六 第三学群に、文部省令で定めること。

十七 第三学群に、文部省令で定めること。

十八 第三学群に、文部省令で定めること。

十九 第三学群に、文部省令で定めること。

二十 第三学群に、文部省令で定めること。

二十一 第三学群に、文部省令で定めること。

二十二 第三学群に、文部省令で定めること。

二十三 第三学群に、文部省令で定めること。

二十四 第三学群に、文部省令で定めること。

二十五 第三学群に、文部省令で定めること。

二十六 第三学群に、文部省令で定めること。

二十七 第三学群に、文部省令で定めること。

二十八 第三学群に、文部省令で定めること。

二十九 第三学群に、文部省令で定めること。

三十 第三学群に、文部省令で定めること。

三十一 第三学群に、文部省令で定めること。

三十二 第三学群に、文部省令で定めること。

三十三 第三学群に、文部省令で定めること。

三十四 第三学群に、文部省令で定めること。

三十五 第三学群に、文部省令で定めること。

三十六 第三学群に、文部省令で定めること。

三十七 第三学群に、文部省令で定めること。

三十八 第三学群に、文部省令で定めること。

三十九 第三学群に、文部省令で定めること。

四十 第三学群に、文部省令で定めること。

四十一 第三学群に、文部省令で定めること。

四十二 第三学群に、文部省令で定めること。

四十三 第三学群に、文部省令で定めること。

四十四 第三学群に、文部省令で定めること。

四十五 第三学群に、文部省令で定めること。

四十六 第三学群に、文部省令で定めること。

四十七 第三学群に、文部省令で定めること。

四十八 第三学群に、文部省令で定めること。

四十九 第三学群に、文部省令で定めること。

五十 第三学群に、文部省令で定めること。

五十一 第三学群に、文部省令で定めること。

五十二 第三学群に、文部省令で定めること。

五十三 第三学群に、文部省令で定めること。

五十四 第三学群に、文部省令で定めること。

五十五 第三学群に、文部省令で定めること。

五十六 第三学群に、文部省令で定めること。

五十七 第三学群に、文部省令で定めること。

五十八 第三学群に、文部省令で定めること。

五十九 第三学群に、文部省令で定めること。

六十 第三学群に、文部省令で定めること。

六十一 第三学群に、文部省令で定めること。

六十二 第三学群に、文部省令で定めること。

六十三 第三学群に、文部省令で定めること。

六十四 第三学群に、文部省令で定めること。

六十五 第三学群に、文部省令で定めること。

六十六 第三学群に、文部省令で定めること。

六十七 第三学群に、文部省令で定めること。

六十八 第三学群に、文部省令で定めること。

六十九 第三学群に、文部省令で定めること。

七十 第三学群に、文部省令で定めること。

七十一 第三学群に、文部省令で定めること。

七十二 第三学群に、文部省令で定めること。

七十三 第三学群に、文部省令で定めること。

七十四 第三学群に、文部省令で定めること。

七十五 第三学群に、文部省令で定めること。

七十六 第三学群に、文部省令で定めること。

七十七 第三学群に、文部省令で定めること。

七十八 第三学群に、文部省令で定めること。

七十九 第三学群に、文部省令で定めること。

八十 第三学群に、文部省令で定めること。

八十一 第三学群に、文部省令で定めること。

八十二 第三学群に、文部省令で定めること。

八十三 第三学群に、文部省令で定めること。

八十四 第三学群に、文部省令で定めること。

八十五 第三学群に、文部省令で定めること。

八十六 第三学群に、文部省令で定めること。

八十七 第三学群に、文部省令で定めること。

八十八 第三学群に、文部省令で定めること。

八十九 第三学群に、文部省令で定めること。

九十 第三学群に、文部省令で定めること。

九十一 第三学群に、文部省令で定めること。

九十二 第三学群に、文部省令で定めること。

九十三 第三学群に、文部省令で定めること。

九十四 第三学群に、文部省令で定めること。

九十五 第三学群に、文部省令で定めること。

九十六 第三学群に、文部省令で定めること。

九十七 第三学群に、文部省令で定めること。

九十八 第三学群に、文部省令で定めること。

九十九 第三学群に、文部省令で定めること。

一百 第三学群に、文部省令で定めること。

一百零一 第三学群に、文部省令で定めること。

一百零二 第三学群に、文部省令で定めること。

一百零三 第三学群に、文部省令で定めること。

一百零四 第三学群に、文部省令で定めること。

一百零五 第三学群に、文部省令で定めること。

一百零六 第三学群に、文部省令で定めること。

一百零七 第三学群に、文部省令で定めること。

一百零八 第三学群に、文部省令で定めること。

一百零九 第三学群に、文部省令で定めること。

一百一〇 第三学群に、文部省令で定めること。

一百一一 第三学群に、文部省令で定めること。

一百一二 第三学群に、文部省令で定めること。

一百一三 第三学群に、文部省令で定めること。

一百一四 第三学群に、文部省令で定めること。

一百一五 第三学群に、文部省令で定めること。

一百一六 第三学群に、文部省令で定めること。

一百一七 第三学群に、文部省令で定めること。

一百一八 第三学群に、文部省令で定めること。

一百一九 第三学群に、文部省令で定めること。

一百二十 第三学群に、文部省令で定めること。

一百二十一 第三学群に、文部省令で定めること。

一百二十二 第三学群に、文部省令で定めること。

一百二十三 第三学群に、文部省令で定めること。

一百二十四 第三学群に、文部省令で定めること。

一百二十五 第三学群に、文部省令で定めること。

一百二十六 第三学群に、文部省令で定めること。

一百二十七 第三学群に、文部省令で定めること。

一百二十八 第三学群に、文部省令で定めること。

一百二十九 第三学群に、文部省令で定めること。

一百三十 第三学群に、文部省令で定めること。

一百三十一 第三学群に、文部省令で定めること。

一百三十二 第三学群に、文部省令で定めること。

一百三十三 第三学群に、文部省令で定めること。

一百三十四 第三学群に、文部省令で定めること。

一百三十五 第三学群に、文部省令で定めること。

一百三十六 第三学群に、文部省令で定めること。

一百三十七 第三学群に、文部省令で定めること。

一百三十八 第三学群に、文部省令で定めること。

一百三十九 第三学群に、文部省令で定めること。

一百四十 第三学群に、文部省令で定めること。

一百四十一 第三学群に、文部省令で定めること。

一百四十二 第三学群に、文部省令で定めること。

一百四十三 第三学群に、文部省令で定めること。

一百四十四 第三学群に、文部省令で定めること。

一百四十五 第三学群に、文部省令で定めること。

一百四十六 第三学群に、文部省令で定めること。

一百四十七 第三学群に、文部省令で定めること。

一百四十八 第三学群に、文部省令で定めること。

一百四十九 第三学群に、文部省令で定めること。

一百五十 第三学群に、文部省令で定めること。

一百五十一 第三学群に、文部省令で定めること。

一百五十二 第三学群に、文部省令で定めること。

一百五十三 第三学群に、文部省令で定めること。

一百五十四 第三学群に、文部省令で定めること。

一百五十五 第三学群に、文部省令で定めること。

一百五十六 第三学群に、文部省令で定めること。

一百五十七 第三学群に、文部省令で定めること。

一百五十八 第三学群に、文部省令で定めること。

一百五十九 第三学群に、文部省令で定めること。

一百六十 第三学群に、文部省令で定めること。

一百六十一 第三学群に、文部省令で定めること。

一百六十二 第三学群に、文部省令で定めること。

一百六十三 第三学群に、文部省令で定めること。

一百六十四 第三学群に、文部省令で定めること。

一百六十五 第三学群に、文部省令で定めること。

一百六十六 第三学群に、文部省令で定めること。

一百六十七 第三学群に、文部省令で定めること。

一百六十八 第三学群に、文部省令で定めること。

一百六十九 第三学群に、文部省令で定めること。

一百七十 第三学群に、文部省令で定めること。

一百七十一 第三学群に、文部省令で定めること。

一百七十二 第三学群に、文部省令で定めること。

一百七十三 第三学群に、文部省令で定めること。

一百七十四 第三学群に、文部省令で定めること。

一百七十五 第三学群に、文部省令で定めること。

一百七十六 第三学群に、文部省令で定めること。

一百七十七 第三学群に、文部省令で定めること。

一百七十八 第三学群に、文部省令で定めること。

一百七十九 第三学群に、文部省令で定めること。

一百八十 第三学群に、文部省令で定めること。

一百八十一 第三学群に、文部省令で定めること。

一百八十二 第三学群に、文部省令で定めること。

一百八十三 第三学群に、文部省令で定めること。

一百八十四 第三学群に、文部省令で定めること。

一百八十五 第三学群に、文部省令で定めること。

一百八十六 第三学群に、文部省令で定めること。

一百八十七 第三学群に、文部省令で定めること。

一百八十八 第三学群に、文部省令で定めること。

一百八十九 第三学群に、文部省令で定めること。

一百九〇 第三学群に、文部省令で定めること。

一百九一 第三学群に、文部省令で定めること。

一百九二 第三学群に、文部省令で定めること。

一百九三 第三学群に、文部省令で定めること。

一百九四 第三学群に、文部省令で定めること。

一百九五 第三学群に、文部省令で定めること。

一百九六 第三学群に、文部省令で定めること。

一百九七 第三学群に、文部省令で定めること。

一百九八 第三学群に、文部省令で定めること。

一百九九 第三学群に、文部省令で定めること。

二〇〇 第三学群に、文部省令で定めること。

二〇一 第三学群に、文部省令で定めること。

の七十から千分の七十三に改定すること。

5 賞与等に関する特別保険料の徴収

政府管掌健康保険の被保険者の受けける賞与等について、当分の間、報酬月額五万円以上の者が賞与等を受けるつど、これに千分の十を乗じて得た額（ただし、五千円を限度とする。）を徴収することとして、事業主及び被保険者が折半負担すること。

6 定率国庫補助の新設

政府管掌健康保険の療養の給付、家族療養費、高額療養費、傷病手当金及び出産手当金の支給に要する費用の百分の十を国庫から補助すること。

7 保険料率及び国庫補助の弾力的調整

(1) 政府管掌健康保険の保険料率について、厚生大臣は、社会保険審議会の意見を聞き、4の法定料率の上下千分の七の範囲内において、これを変更することができる。

(2) (1)により、保険料率が引き上げられた場合、千分の七十三をこえる料率千分の一につき、6の国庫補助の割合を千分の四増加すること。

8 健康保険組合に関する改正

(1) 健康保険組合においても、規約の定めるとところにより、政府管掌健康保険の場合と同様の特別保険料を徴収できることとし、その料率は千分の十の範囲内、被保険者負担分は二分の一以下とするこ

(2) 健康保険組合の保険料率の最高限度を

千分の八十から千分の九十に改めるとともに、組合員たる被保険者の負担する保険料率の限度を千分の三十五から千分の四十に改めること。

その他の被扶養者の範囲等に関する規定の整備を行なうこと。

9 船員保険法の一部改正

被扶養者の範囲等に関する規定の整備を行なうこと。

(1) 船員保険法の一部改正

家族医療給付及び現金給付の改善

健康保険法の一部改正1、2に準じた措置を講ずること。

2 標準報酬の改定

標準報酬の上限を現行十五万円から二十万円に改定すること。

3 保険料率の弾力的調整

疾病部門の保険料率につき、健康保険法の一部改正7(1)に準じた弾力的調整措置を講ずること。

4 附加給付の創設

政府は、政令の定めるところにより、疾病部門に關し、附加給付を行なうことができる。

5 その他

被扶養者の範囲等につき、健康保険法の一部改正9に準じた措置を講ずること。

(1) 国民健康保険法の一部改正

被扶養者の高額療養費につき、健康保険法の一部改正1(2)に準じた措置を講ずること。

昭和四十八年度年末における政府管掌健康保

險の借入金に係る債務を棚上げし、昭和四十八年度以前に健康勘定において生じた損失を一般会計からの繰入れによつて補てんする方途を講ずるとともに、新規の借入れを限定すること。

昭和四十八年度一般会計予算（厚生省所管）に厚生保険特別会計（健康保険国庫補助金）繰入れとして八百十一億三千四百三十七万六千円が計上されている。

この法律は、昭和四十八年四月一日から施行すること。ただし、健康保険法及び船員保険法の高額療養費の支給に係る改正は昭和五十年十月一日から施行（昭和四十年十月一日から三年計画で実施し、昭和五十年十月一日から全面実施）すること。

1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行すること。ただし、健康保険法及び船員保険法の高額療養費の支給に係る改正は昭和五十年十月一日から施行（昭和四十年十月一日から三年計画で実施し、昭和五十年十月一日から全面実施）すること。

2 国家公務員共済組合法等各種共済組合法に關し、家族医療給付の改善及び現金給付の改善につき、健康保険法の一部改正に準じた措置を講ずること。

3 本修正の結果、本年度の厚生保険特別会計健

康勘定において特別保険料の修正による収入減は約二百十一億円、施行期日の修正による収入減は約二百七十三億円（一般会計よりの繰入減約二百十一億円、保険料の収入減約二百六十一億円、給付改正の支出減約百九十九億円）、船員保険特別会計疾病部門の施行期日の修正による収入減は約二億一千万円、支出減は約七億七千萬円であり、家族療養費の給付率の修正による平年度の健康勘定の支出増は約四百億円、船員保険特別会計疾病部門の支出増は約十七億七千万円の見込みである。

4 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

被扶養者の範囲等につき、健康保険法の給付率の引上げ、高額療養費の新設等保険給付の改善を行なうとともに、標準報酬の合理化、政府管掌健康保険の保険料率の改定、定率国庫補助の導入、保険料率及び国庫補助の弾力的調整等の改正を行なうことは時宜に適するものと認めるが、なお、家族療養費の給付率、特別保険料、保険料率及び国庫補助の弾力的調整等につき、修正を加えることを適當と認め、本

した次第である。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

昭和四十八年度一般会計予算（厚生省所管）に厚生保険特別会計（健康保険国庫補助金）繰入れとして八百十一億三千四百三十七万六千円が計上されている。

昭和四十八年度一般会計予算（厚生省所管）に厚生保険特別会計（健康保険国庫補助金）繰入れとして八百十一億三千四百三十七万六千円が計上されている。

〔別紙〕

(健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「及子」を「子、孫及弟妹」に改める。

第三条第一項の表を次のように改める。

標準報酬		報酬月額	
等級	月額	日額	月額
第一級	一一〇、〇〇〇円	六七〇円	一一〇、〇〇〇円未満
第二級	一二一、〇〇〇円	七三〇円	一二一、〇〇〇円以上
第三級	一二四、〇〇〇円	八〇〇円	一二三、〇〇〇円以上
第四級	二六、〇〇〇円	八七〇円	二五、〇〇〇円以上
第五級	二八、〇〇〇円	九三〇円	二七、〇〇〇円以上
第六級	三一〇、〇〇〇円	一、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上
第七級	三三一、〇〇〇円	一、一〇〇円	三一、五〇〇円未満
第八級	三六、〇〇〇円	一、一〇〇円	三四、五〇〇円以上
第九級	三九、〇〇〇円	一、一〇〇円	三七、五〇〇円以上
第一〇級	四二、〇〇〇円	一、一〇〇円	三四、五〇〇円以上
第一級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円	四三、五〇〇円以上
第二級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四六、五〇〇円未満
第三級	五一、〇〇〇円	一、七三〇円	五四、〇〇〇円以上

(小字及び一は修正)

第一四級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満
第一五級	六〇、〇〇〇円	一、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	六一、〇〇〇円未満
第一六級	六四、〇〇〇円	一、一三〇円	六一、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満
第一七級	六八、〇〇〇円	一、二七〇円	六六、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満
第一八級	七一、〇〇〇円	一、四〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満
第一九級	七六、〇〇〇円	一、五三〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
第二〇級	八〇、〇〇〇円	一、六七〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第二一級	八六、〇〇〇円	一、八七〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第二二級	九二、〇〇〇円	一、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第二三級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第二四級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第二五級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第二六級	一一八、〇〇〇円	三、九三〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二一、〇〇〇円未満
第二七級	一二六、〇〇〇円	四、一〇〇円	一一一、〇〇〇円以上	一二一〇、〇〇〇円未満
第二八級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一三〇、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満
第二九級	一四一、〇〇〇円	四、七三〇円	一三八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満
第三〇級	一五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一四五、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第三一級	一六〇、〇〇〇円	五、三三〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満

第三級	一七〇、〇〇〇円	五、六七〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第三級	一八〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第三級	一九〇、〇〇〇円	六、三三〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第三級	二〇〇、〇〇〇円	六、六七〇円	一九五、〇〇〇円以上	

第三条の次に次の二条を加える。

第三条ノ二 前条第一項ノ規定ニ依ル標準報酬ノ区別ハ被保険者ノ受クル報酬ノ水準ニ著シキ変動アリタル場合ニテハ変動後ノ水準ニ即シ速ニ改定ノ措置ガ講ゼラルベキモノトス

第八条中「報酬等」を「報酬(第七十九条ノ三第二項ニ規定スル賞与等ヲ含ム)以下第九条第一項、第八十七条第一号及第八十八条ノ三第一項ニ於テ之ニ同ジ)等」に改める。

第十一条第一項(ただし書中「第七十九条ノ二」の下に「(第七十九条ノ六ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」)を加える。

第五十条第一項中「二万円」を「四万円」に改める。

第五十九条ノ二第二項中「百分ノ五十」を「百分ノ六十」に改める。

第五十九条ノ三中「二千円」を「二万円」に改める。

第五十九条ノ四第一項中「一万円」を「四万円」に改める。

第六十七条中「被保険者又ハ被保険者タリシ者」を「保険給付ヲ受クル権利ヲ有スル者(当該事故ガ被保険者ノ被扶養者ニ付生ジタル場合ニテハ當該被扶養者ヲ含ム)」に改め、同条に次の二条を加える。

前項ノ場合ニテ保険給付ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ第三者ヨリ同一ノ事由ニ付損害賠償ヲ受ケタルキハ保険者ハ其ノ額ノ限度ニテ保険給付ヲ行フ責ヲ免ル

第六十九条ノ二中「第六十五条並ニ第六十七条」を「並ニ第六十五条」に改める。

第七十条ノ三を次のよう改める。

第七十条ノ三 国庫ハ第七十条ニ規定スル費用ノ外政府ノ管掌スル健康保険事業ノ執行ニ要スル費用ノ中療養ノ給付並ニ家族療養費、傷病手当金及出産手当金ノ支給ニ要スル費用(療養ノ給付ニ付テハ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス)ノ百分ノ十ヲ補助ス

国庫ハ前項ノ規定ニ依ルモノノ外第七十七条ノ四第三項ノ規定ニ依リ保険料率が変更セラレタル場合ニ於テ其ノ変更後ノ保険料率ガ千分ノ七十三ヲ超ユルトキハ其ノ超ユル保険料率千分ノ一二付其ノ変更セラレタル日ヨリ変更後ノ保険料率ガ更ニ変更セラル迄ノ間ニ行ハル療養ノ給付、其ノ期間ニ行ハル療養ニ係ル家族療養費ノ支給並ニ其ノ期間ニ係ル傷病手当金及出産手当金ノ支給ニ要スル費用(療養ノ給付ニ付テハ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス)ノ千分ノ四ヲ補助ス

第七十一条ノ四第一項中「千分ノ七十」を「千分ノ七十三」に改め、同条第一項中「千分ノ八十」を加

「千分ノ九十」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

社会保険庁長官ハ保険料及国庫補助ヲ以テ保険給付費及保健施設費ニ充ツル費用ニ不足若ハ剩余ヲ生ジ又ハ生ズルコト明トナリタルトキハ厚生大臣ニ対シ前項ノ保険料率ノ変更ニ付申ヲ為スコトヲ得

前項ノ申出ニシテ保険料率ノ引上ニ係ルモノハ保険給付ノ内容ノ改善又ハ診療報酬ノ改定ヲ伴フ場合ニ限り之ヲ為スコトヲ得  
厚生大臣ハ前項ノ申出ヲ受ケタル場合ニテ必要アリト認ムルトキハ社会保険審議会ノ意見ヲ聴キ千分ノ六十六乃至千分ノ八十一ノ範囲内ニ於テ第一項ノ保険料率ヲ変更スルコトヲ得  
政府ハ厚生大臣ガ前項ノ規定ニ依リ保険料率ヲ變更シタルトキハ速ニ其ノ旨マ国会ニ報告スベシ

第七十五条ノ二中「千分ノ二十五」を「千分ノ四十」に改める。

第五章中第七十九条ノ二の次に次の四条を加える。

第七十九条ノ三 政府ハ当分ノ間其ノ管掌スル健康保険事業ニ要スル費用ニ充ツル為第七十一条乃至第七十二条及第七十三条乃至前条ノ規定ニ依リ徵収スル保険料ノ外本条、次条及第七十九条ノ六ノ規定ニ依リ保険料(以下第七十九条ノ六迄ニ於テ特別保険料ト称ス)ヲ徵収ス特別保険料ノ額ハ被保険者(標準報酬ノ等級第一級乃至第十二級ナル被保険者、第二十条ノ規定ニ依ル被保険者及第七十二条ノ三ノ規定ニ依リ其ノ月ニ係ル保険料ヲ徵収セラレザル被保険者ヲ除ク)ガ賞与等

(第七条第一項ニ規定スル賞金、給料、俸給、手当又ハ賞与及ニ准ズベキモノニシテ三月ヲ超エルユル期間毎ニ受クルモノヲ調フ以下之ニ同ジ)ヲ受ケタル月ニ付其ノ額(其ノ額五十万円ヲ超エルトキハ五十万円)ニ千分ノ十ヲ乗シテ得タル額トス  
賞与等ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノモノナル場合ニ於ケル其ノ価額ノ算定ニ付テハ第二条第二項ノ規定ヲ準用ス

第七十二条本文ノ規定ハ特別保険料ニ付之ヲ準用ス

第七十九条ノ四 事業主ハ被保険者ニ対シ金錢ヲ以テ賞与等ヲ支払フ場合ニ於テハ被保険者ノ負担スベキ特別保険料ヲ賞与等ヨリ控除スルコトヲ得

第七十八条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第七十九条ノ五 健康保険組合ハ当分ノ間第七十一条乃至第七十二条、第七十五条、第七十五条ノ二及第七十七条乃至第七十九条ノ二ノ規定ニ依リ徵収スル保険料ノ外其ノ規約ヲ以テ第七十九条ノ三第一項及第二項並ニ前条ノ規定ノ例ニ依リ特別保険料ヲ徵収スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ同項ノ規定ニ依リ其ノ例ニ依ルベキ第七十九条ノ三第二項中千分ノ十トアルハ千分ノ十ノ範囲内ニ於テ規約ヲ以テ定ムル率トス

第一項ノ場合ニ於テ賞与等ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノモノナル場合ニ於ケル其ノ価額ノ算定ニ付テハ第二条第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス

第七十二条本文及第七十五条ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル特別保険料ニ付之ヲ準用ス

第七十九条ノ六 第七十七条、第七十九条及第七十九条ノ二ノ規定ハ第七十九条ノ三第一項又ハ前

四ヲ補助ス  
第七十一条ノ四第一項中「千分ノ七十」を「千分ノ七十三」に改め、同条第一項中「千分ノ八十」を加  
第八十七条第四号中「第七十九条ノ六ニ於テ準用スル場合ヲ含ム」を加

(船員保険法の一部改正)

第三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「及子」を「子、孫及弟妹」に改める。

第四条第一項の表中

第三四級	一五〇、〇〇〇円五、〇〇〇円一四六、〇〇〇円以上
第三五級	一六〇、〇〇〇円五、三三〇円一五五、〇〇〇円以上一六五、〇〇〇円未満
第三六級	一七〇、〇〇〇円五、六七〇円一六五、〇〇〇円以上一七五、〇〇〇円未満
第三七級	一八〇、〇〇〇円六、〇〇〇円一七五、〇〇〇円以上一八五、〇〇〇円未満
第三八級	一九〇、〇〇〇円六、三三〇円一八五、〇〇〇円以上一九五、〇〇〇円未満
第三九級	二〇〇、〇〇〇円六、六七〇円一九五、〇〇〇円以上

改める。

第四条ノ二の次に次の二条を加える。

第四条ノ三 第四条第一項ノ規定ニ依ル標準報酬ノ区分ハ被保険者ノ受クル報酬ノ水準ニ著シキ変動アリタル場合ニ於テハ変動後ノ水準ニ即シ速ニ改定ノ措置ガ講ゼラルベキモノトス

第五条第一項中「又ハ家族葬祭料」を「家族葬祭料又ハ第二十七条ノ四ノ規定ニ依ル給付」に改める。

前項ノ場合ニ於テ保険給付ヲ受クベキ者」を「保険給付ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ第三者ヨリ同一ノ事由ニ付損害賠償ヲ受ケ

ノ被扶養者ニ付生ジタル場合ニ於テハ当該被扶養者ヲ含ム次項ニ於テ之ニ同ジ」に改め、同条に次

る。前項ノ二の次に次の二条を加える。

第二十五条中「保険給付ヲ受クベキ者」を「保険給付ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ第三者ヨリ同一ノ事由ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ政府ハ其ノ額ノ限度ニ於テ保険給付ヲ行フ責ヲ免ル

第三章第一節第二十七条ノ三の次に次の二条を加える。

第二十七条ノ四 政府ハ政令ノ定ムル所ニ依リ本章第一節及第三節並ニ第五十条ノ九及第五十条ノ十二規定スル保険給付ニ併セテ保険給付トシテ其ノ他ノ給付ヲ為スコトヲ得

第三十二条第一項中「二万円」を「四万円」に改める。

第三十三条第一項中「一万円」を「四万円」に改める。

第五十条ノ十中「標準報酬月額ノ一月分ニ相当スル金額」を「前条第一項ノ規定ニ依ル葬祭料ノ金額ノ百分ノ六十二相

額ノ百分ノ七」に改める。

第五十六条ノ二中「第二十五条」を削る。

第五十八条第一項中「及家族葬祭料」を「家族葬祭料及第二十七条ノ四ノ規定ニ依ル給付」に改める。

第五十九条第六項中「前項」を「第五項」に改め、同条第五項の次に次の二項を加える。

社会保険庁長官ハ療養ノ給付、療養費、家族療養費、傷病手当金、分娩費、出産手当金、育児手当金、配偶者分娩費、葬祭料、家族葬祭料及第二十七条ノ四ノ規定ニ依ル給付ニ要スル費用ノ額ガ保険料ノ額ノ中命令ヲ以テ定ムル額及国庫補助ノ額ノ合算額ヲ起工若ハ之ニ満タザルトキ又ハ其ノ合算額ヲ起工若ハ之ニ満タザルトナリタルトキハ厚生大臣ニ対シ前項第一号又ハ第二号ノ保険料率ノ變更ニ付申出ヲ為スコトヲ得

前項ノ申出ニシテ保険料率ノ引上ニ係ルモノハ同項ノ保険給付ノ内容ノ改善又ハ診療報酬ノ改定ヲ伴フ場合ニ限リ之ヲ為スコトヲ得

厚生大臣ハ前項ノ申出ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ社会保険審議会ノ意見ヲ聴取テ第五項第一号又ハ第二号ニ掲グ率ニ千分ノ七ヲ増減シタル率ノ範囲内ニ於テ同項第一号又ハ

第二号ノ保険料率ヲ變更スルコトヲ得

政府ハ厚生大臣ノ前項ノ規定ニ依リ保険料率ヲ變更シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ国会ニ報告スベシ

第六十条第一項第一号中「千分ノ七十四・五」の下に「(第五十九条第七項ノ規定ニ依リ保険料率ガ

変更セラレタルトキハ當該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率」を加え、同項第二号中「千分ノ六十九」の下に「(第五十九条第七項ノ規定ニ依リ保険料率ガ變更セラレタルトキハ當該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率)」を加える。

(厚生保険特別会計法の一部改正)

第六条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第十八条ノ七の次に次の二条を加える。

第十八条ノ八 健康勘定ノ負担ニ於テ為ス借入金ニ付テハ昭和四十九年度以降ニ於テハ當分ノ間第十条ノ規定ニ拘ラズ次項及第三項ノ定ムル所ニ依ル

政府ハ健康勘定ノ昭和四十八年度末ニ於ケル借入金ニ係ル債務ヲ弁済スルタメ必要アルトキハ同勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得

前項ニ定ムルモノノ外政府ハ健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十一条ノ四第三項ノ規定

ニ依ル保険料率ノ引上ニ拘ラズ引上ゲラレタル年度ニ於ケル健康勘定ノ歳計ニ不足ヲ生ズル虞アル場合ニ於テ一年内ニ保険料ヲ以テ其ノ償還ヲ為シ得ルコト明ナルトキハ當該不足スル金額ヲ限リ同勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得

前項ニ定ムルモノノ外政府ハ健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十一条ノ四第三項ノ規定

ニ於テ健康勘定ノ歳計ニ不足ヲ生ズル虞アルトキハ當該不足スル金額ヲ限リ同勘定ノ負担ニ於テ一年内ニ償還スベキ借入金ヲ為スコトヲ得

前項ニ規定ニ依リ借入ル借入金ノ借換ノタメ政府ハ一年内ニ償還スベキ借入金ヲ為スコトヲ得

前項ニ規定ニ依リ借入ル借入金ノ借換ノタメ政府ハ一年内ニ償還スベキ借入金ヲ為スコトヲ得

ムルモノニ対応スル借入金ノ償還及当該借入金ニ係ル経費トシテ政令ヲ以テ定ムルモノノ支払ノ財源ニ充ツルタメ當分ノ間一般会計ヨリ予算ニ定ムル金額ヲ限り同勘定ニ繰入ルルコトヲ得

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十八年<sup>八</sup>四月一日から施行する。ただし、第一条及び第四条の規定並びに

附則第三条中国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第五十一条の改正規定、第六十条の次に一条を加える改正規定及び第一百二十条第一項の改正規定、附則第四条中公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)第三十一条の改正規定及び第三十六条の次に一条を加える改正規定並びに附則第五条中地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十一号)第五十三条の改正規定、第六十二条の次に一条を加える改正規定及び第一百三十六条第一項の改正規定は同年十月一日から、第五条の規定は昭和五十年十月一日から施行する。

(健康保険法及び船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和四十八年<sup>八</sup>四月一日前に健康保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者との資格を有する者(健康保険法第二十条の規定による被保険者の資格を有する者を除く。)のうち

ち、昭和四十八年<sup>七</sup>三月の標準報酬月額が一万八千円以下である者又は十万四千円である者の同年<sup>八</sup>四月一日から同年九月三十日までの間に被保険者の資格を取得した者については、昭和四十九年九月三十日

〇同年七月一日から同月三十一日までの間に被保険者の資格を取得した者については、昭和四十九年八月一日に被保険者の資格を得たものとみなして、この法律による改正後の健康保険法第三条の規定を適用する。この場合において、その者の同年<sup>七</sup>三月の標準報酬月額が一万八千円以下であるときは又はその者が厚生年金保険の被保険者であつてその者の同年<sup>八</sup>四月における厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による標準報酬月額が十万四千円以上十二万六千円以下であるときは、健康保険法第三条第三項の規定にかかわらず、それぞれ、その者の同年<sup>七</sup>三月の標準報酬の基礎となつた報酬月額又はその者の同年<sup>八</sup>四月における厚生年金保険法による標準報酬の基礎となつた報酬月額を、この法律による改正後の健康保険法による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす。

昭和四十八年八月一日から昭和四十九年九月三十日までの間ににおいては、改正後の健康保険法第五十九条ノ二並びに改正後の船員保険法第三十一条ノ二及び第五十条ノ十中「百分ノ七十」とあるのは、「百分ノ六十」とする。

この法律による改正後の健康保険法第六十七条又はこの法律による改正後の船員保険法第二十五条の規定は、第三者の行為により昭和四十八年<sup>八</sup>四月一日以後に保険事故が生じた場合については、なお従前の例による。

[2 3]

この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三第一項の規定は、昭和四十八年<sup>八</sup>四月一日前に行なわれた療養の給付、同日前に行なわれた療養に係る家族療養費の支給並びに同日前の期間に係る傷病手当金及び出産手当金の支給に要する費用については、適用しない。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第五十一条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 高額療養費

第五十七条第二項及び第六項中「百分の五十」を「百分の六十」に改める。

第六十条の次に次の一条を加える。

(高額療養費)

第六十条の二 療養に要した費用が著しく高額であるときは、その療養に要した費用につき家族療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関する必要な事項は、政令で定める。

第六十一条第一項ただし書中「二万円」を「四万円」に改め、同条第三項中「俸給の半月分」を「第一項本文の規定による出産費の金額の百分の六十」に、「一万円」を「四万円」に改める。

第六十三条第一項ただし書を削り、同条第三項中「百分の五十」を「百分の六十」に改め、同項に次 のただし書を加える。

ただし、その金額が二万円に満たない場合には、二万円とする。

第七十条中「俸給の半月分」を「当該金額の百分の六十」に改める。

第一百二十条第一項中「第五十九条まで」の下に「及び第六十条の二」を加え、「第三十一条及び第三十一条ノ二」を「及び第三十一条から第三十一条ノ三まで」に改める。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第四条 公共企業体職員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第三十一条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 高額療養費

第三十四条中「半額」を「十分の六に相当する金額」に改める。

第三十六条の次に次の一条を加える。

(高額療養費)  
第三十六条の二 療養に要した費用が著しく高額であるときは、その療養に要した費用につき家族

療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十七条第一項ただし書中「二万円」を「四万円」に改め、同条第三項中「俸給の半月分」を「第一項本文の規定による出産費の金額の十分の六」に、「一万円」を「四万円」に改める。

第三十九条第一項ただし書を削り、同条第三項中「一分の一」を「十分の六」に改める。

第四十二条中「俸給の半月分」を、当該金額の十分の六に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第五条 地方公務員等共済組合法の一部を次のよう改訂する。

第五十三条第一号の次に次の二号を加える。

二の二 高額療養費

第五十九条第二項及び第六項中「百分の五十」を「百分の六十」に改める。

第六十二条の次に次の二条を加える。

(高額療養費)

第六十二条の二 療養に要した費用が著しく高額であるときは、その療養に要した費用につき家族

療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十三条第一項ただし書中「二万円」を「四万円」に改め、同条第三項中「給料の半月分」を「第一項本文の規定による出産費の金額の百分の六十」に、「一万円」を「四万円」に改める。

第六十五条第一項ただし書を削り、同条第三項中「百分の五十」を「百分の六十」に改め、同項に次

のただし書を加える。

ただし、その金額が二万円に満たない場合には一二万円とする。

第七十二条中「給料の半月分」を「当該金額の百分の六十」に改める。

第一百三十六条第一項中「第六十二条の二」を加え、「第三十一条及び第三十二条ノ二」を「及び第三十二条ノ二」を「及び第三十二条から第三十二条ノ三まで」の下に「及び第六十二条の二」を加え、「第三十一条及

び第三十二条ノ二」を「及び第三十二条から第三十二条ノ三まで」に改める。

第一百三十六条第一項中「第六十二条の二」を加え、「第三十一条及

び第三十二条ノ二」を「及び第三十二条から第三十二条ノ三まで」に改める。

(国家公務員共済組合法等の一部改正に伴う經過措置)  
第六条 昭和四十八年八月一日から昭和四十九年九月三十日までの間ににおいては、改正後の国家公務員共済組合法第五十七条第一項及び第六項、第六十二条第三項、第六十三条第三項及び第七十条第三項並びに第七十二条中「百分の七十」とあるのは「百分の六十」と、改正後の公共企業体職員等共済組合法第三十四条、第三十七条第三項、第三十九条第三項及び第四十二条中「十分の七」とあるのは「十分の六」とする。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第六条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のよう改訂する。

第二十五条の表第六十一条第一項及び第三項の項中「及び第三項」を削る。

### 日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

#### 議案の要旨及び目的

本案は、日雇労働者健康保険の給付内容の改善を行なうとともに、被保険者の賃金実態に即して

保険料日額を改訂しようとするもので、その要旨は、次のとおりである。

1 療養の給付期間を三年六箇月(現行二年)に延長するとともに、さらにこの期間を経過した後に

おいても、所定の保険料が納付されているときは、療養の給付を受けられるものとすること。

2 傷病手当金の支給期間を三十日(現行二十二日)に延長するとともに、支給日額を第一級八百円、第二級千一百円、第三級千八百円、第四級二千六百四十円(現行第一級三百三十円、第二級二百四十円)に引き上げること。

3 出産手当金の支給期間及び支給日額について、傷病手当金の場合と同様の改訂を行なうこと。

4 埋葬料の額を一万円(現行四千円)に引き上げること。

5 分べん費の額を一万円(現行四千円)に、配偶者分べん費の額を一万円(現行二千円)に引き上げること。

6 保険料日額(現行第一級二十六円、第二級二十円)を次のとおりに改めること。

第一級(賃金日額千五百円未満) 第二级(賃金日額千五百円以上二千五百円未満)

第三級(賃金日額二千五百円以上三千五百円未満) 第四级(賃金日額三千五百円以上)

第二級(賃金日額四百八十円未満) 第五級(賃金日額五百円以上)

なお、賃金日額四百八十円未満の場合は、当分の間、現行どおり二十円とすること。

7 この改訂は、昭和四十八年四月一日から実施すること。

なお、傷病手当金及び出産手当金の第四級並びに保険料日額の第四級は、昭和五十年四月一日から実施するものとすること。

議案の修正議決理由

日雇労働者健康保険の給付内容の改訂を図るために、療養の給付期間の延長、現金給付の引上げを行なうとともに、被保険者の賃金の実態にかんがみ、保険料日額の改訂を行なうことは、時宜に適するものと認めるが、なお、施行期日につき、修正を加えることを適当と認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

本案施行に要する経費

昭和四十八年度厚生保険特別会計(厚生省所管)の日雇健康勘定において、保険料日額改訂による収入増は九十二億六千七百二十二万五千円、保険給付の改訂による支出増は二十二億五十四万七千円、保険給付の改訂による一般会計よりの受入れは七億六千三百三十三万七千円の見込みである。

昭和四十八年六月二十八日

衆議院議長 前尾繁三郎殿

社会労働委員長 田川 誠一

〔別紙〕

## 附 則

- 1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

〔別紙〕

## 日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の適用対象となる日雇労働者の賃金が低く不安定な就労状態にあり高齢者が多い実情にかんがみ、その福祉の増進を図るために、次の事項を実現するようすみやかに法的並びに財政的措置を講ずべきである。

一 健康保険との均衡を考慮して給付水準を引き上げること。特に高額療養費の支給、家族給付率の引上げ、傷病手当金及び出産手当金の支給日額の引上げ及び支給期間の延長等給付内容を改善すること。

二 財政状況の推移によつては国庫負担も含めて負担のあり方を検討すること。

三 日雇労働者が国民皆保険の網から漏れることのないよう適用面で配慮するとともに、給付要件も労働の実情に応じた緩和を検討すること。

## 児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

## 一 議案の要旨及び目的

本案は、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の額を大幅に引き上げることにより、これらの制度の内容を充実し、もつて心身障害児及び母子家庭の福祉の向上を図らうとするもので、その要旨は、次のとおりである。

## 1 児童扶養手当法に関する事項

(1) 児童扶養手当の額を、児童一人の場合月額四千三百円から六千五百円に引き上げることともに、児童二人の場合の加算額を四百円から八百円に引き上げること。

## 2 特別児童扶養手当に関する事項

(1) 特別児童扶養手当の額を、児童一人につき月額四千三百円から六千五百円に引き上げること。

(2) 特別児童扶養手当と公的年金給付とを原則として併給すること。

3 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行すること。ただし、1の(1)の加算額に関する部分は、昭和四十九年一月一日から施行すること。

## 二 議案の可決理由

児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給者の福祉の向上を図るため、これらの手当を増額することも、これらの手当と公的年金給付との併給制限を緩和することは、時宜に適するものと認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

(小字及び一括修正)

昭和四十八年度一般会計予算(厚生省所管)に児童扶養手当給付費として十億五百八十万六千円、特別児童扶養手当給付費として二億五千九万六千円が計上されている。

右報告する。

昭和四十八年六月二十八日

社会労働委員長 田川 誠一

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議  
政府は、児童扶養手当及び特別児童扶養手当制度の重要性にかんがみ、次の事項について、その実現に努力すべきである。

一 児童扶養手当及び特別児童扶養手当の支給額を一層増額すること。  
一 所得による支給制限をさらに緩和すること。

## 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

## 一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における国民生活水準の向上と人口構造の老齢化傾向にかんがみ、厚生年金保険、船員保険及び国民年金の給付を大幅に改善するとともに、年金額を物価の変動に応じて自動的に改定する等の措置を講じ、加入者の老後保障等の充実強化を図らうとするもので、その要旨は次のとおりである。

## (1) 厚生年金保険法の一部改正に関する事項

1 基本年金額の定額部分を、現行の被保険者期間一月につき四百六十円から九百二十円に引き上げるとともに、その報酬比例部分の計算にあたり、過去の標準報酬について、現在の水準で再評価する等により年金額の引上げを図ること。

2 加給年金額を配偶者については、現行の一萬二千円(月額千円)から一万八千八百円(月額二千四百円)に、子については、現行の第一子七千二百円(月額六百円)、第二子四千八百円(月額四百円)から第一子及び第二子とも九千六百円(月額八百円)にそれぞれ引き上げること。

3 在職老齢年金(六十歳以上六十五歳未満の者の支給範囲を、標準報酬月額が現行の一萬八千円以下の者から四万八千円以下の者に拡大し、標準報酬等級に応じて老齢年金又は通算老齢年金の二割ないし八割を支給すること。

4 障害年金及び遺族年金の最低保障額を、現行の十万五千六百円(月額八千八百円)から二十二万八百円(月額一万八千四百円)に引き上げること。

5 年金額の自動的改定措置(いわゆるスライド制)を導入し、消費者物価指数が一年又は継続する二年以上の期間に百分の五をこえて変動した場合は、その変動した比率を基準として、政令で定めるところにより、年金たる保険給付の額を改定すること。

6 標準報酬月額は、現行の一萬円から十三万四千円までの二十二等級であるのを二万円から二十一万円までの三十五等級に改めること。

7 保険料率を千分の十五引き上げ、第一種被保険者(一般男子)については、現行の千分の六十四から千分の七十九に、第二種被保険者(女子)については、現行の千分の四十八から千分の六十四に、第三種被保険者(児内夫)については、現行の千分の七十六から千分の九十一に、第四種

- 被保險者(任意継続被保險者)については、現行の千分の六十四から千分の七十九にそれぞれ改めること。
- 既裁定年金についても、改正後の規定に準じて、年金額を引き上げること。
- (一) 船員保険法の一部改正に関する事項
- (二) 厚生年金保険法の一部改正に準じ、船員保険の年金部門について所要の改正を行なうこと。
- (三) 国民年金法の一部改正に関する事項
- 1 捐出年金
- (1) 老齢年金の額を、保険料納付済期間一月につき現行の三百二十円から八百円に引き上げ、標準的な二十五年捐出の年金額を現行の九万六千円(月額八千円)から二十四万円(月額二万円)に、また、経過的な老齢年金の額については、額の加算措置を講ずるものとし、十年年金の年金額を現行の六万円(月額五千円)から十五万円(月額一万二千五百円)に、五年年金の年金額を現行の三万円(月額二千五百円)から九万六千円(月額八千円)にそれぞれ引き上げること。
  - (2) 障害年金の最低保障額を、現行の十万五千六百円(月額八千八百円)から二十二万八百円(月額一万八千四百円)に引き上げること。
  - (3) 母子年金、準母子年金及び遺児年金の額を、現行の十万八百円(月額八千四百円)から二十二万八百円(月額一万八千四百円)に引き上げるとともに、加算の対象となる子(孫又は弟妹)のうち一人については、現行の四千八百円(月額四百円)から九千六百円(月額八百円)に引き上げること。
  - (4) 保険料納付済期間が三年以上十五年未満である者が死亡した場合の死亡一時金の額を、現行の三年以上十年未満一万円、十年以上十五年未満一万四千円から一万七千円に引き上げること。
  - (5) 年金額の自動的改定措置(いわゆるスライド制)の導入については、厚生年金保険の場合と同様に行なうこと。
  - (6) 附加年金の額を、現行の保険料納付済期間一月につき百八十円から二百円に引き上げるとともに、附加年金に加入できる者の範囲を拡大すること。
  - (7) 高齢任意加入対象者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえ五十五歳をこえない者)のうち未加入の者に五年年金に加入できるようになるとともに、附加年金に加入できるようになること。
  - (8) 保険料の額は、現行の月額五百五十円を九百円とし、以後段階的に引き上げること。また、附加保険料の額を、現行の月額三百五十円から四百円に改定すること。
  - (9) 十年年金等の経過的な老齢年金について、新たに年金額のうち加算分の額の四分の一に相当する額を給付時に国庫負担を行なうこと。
- 2 福祉年金
- (1) 老齢福祉年金の額を、現行の三万九千六百円(月額三千三百円)から六万円(月額五千円)に引き上げること。
  - (2) 障害福祉年金の額を、現行の六万円(月額五千円)から九万円(月額七千五百円)に引き上げること。
  - (3) 母子福祉年金及び準母子福祉年金の額を、現行の五万一千六百円(月額四千三百円)から七万八千円(月額六千五百円)に引き上げること。

- 3 既裁定年金についても、改正後の規定に準じて、年金額を引き上げること。
- (一) 年金福祉事業団法の一部改正に関する事項
- 1 年金福祉事業団が設置運営する施設として、保養のための総合施設を明示すること。
- 2 年金福祉事業団の業務の範囲として、自ら居住するため住宅を必要とする被保險者のために、住宅資金の貸付けを行なうこと。
- (四) 施行期日
- この法律は、厚生年金保険法及び船員保険法の改正については昭和四十八年十一月一日から、国民年金法の改正については昭和四十九年一月一日から、年金福祉事業団法の改正については昭和四十八年七月一日からそれぞれ施行すること。
- ただし、国民年金の高齢任意加入の再開は、昭和四十八年七月一日から、福祉年金の額の引上げは昭和四十八年十月一日からそれぞれ施行すること。
- 二 議案の修正議決理由
- 年金受給者の福祉の向上を図るため、厚生年金保険、船員保険及び捐出制国民年金の各制度について、給付内容を大幅に改善し、年金額を物価変動に応じて自動的に改定する等の措置を講ずるとともに、福祉年金額を大幅に引き上げ、あわせて年金福祉事業団にこれらの年金制度の被保險者のための住宅資金の貸付けを行なわせることは時宜に適するものと認めるが、なお、老齢特別給付金の支給、厚生年金の給付の算定基礎となる定額部分の額、保険料率、障害年金等の最低保障額、障害福祉年金の支給範囲、女子に対する脱退手当金の支給の特例及び年金担保による融資等につき修正を加えることを適当と認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。
- なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。
- 三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費
- 昭和四十八年度一般会計予算(厚生省所管)に、厚生年金保険給付費財源織入れとして百五億一千六百十七万一千円、船員保険年金給付費財源織入れとして五億三千七百十六万四千円、国民年金における捐出年金国庫負担金として百八十八億二千六百六十九万六千円、福祉年金給付費財源織入れとして二百十九億三千七百五十二万七千円が計上されている。
- 本修正の結果必要とする経費は、昭和四十八年度においては厚生保険特別会計及び船員保険特別会計の年金部門における保険料の収入減は、二百六十五億八千二百萬円(厚生年金二百六十億五千六百万円、船員保険四億二千六百万円)、並びに右の両特別会計及び国民年金特別会計における年金給付費の増は、八十四億二百万円(厚生年金七十五億二千九百万円、船員保険一億七千四百万円、国民年金六億九千九百万円)であり、これに伴う国庫負担額の増は、十四億六千五百万円(厚生年金十二億八千五百万円、船員保険四千五百万円、国民年金一億三千五百万円)の見込みである。
- 四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨
- 国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して齊藤厚生大臣より本修正に対し「やむを得ない」旨の意見が述べられた。

昭和四十八年六月二十八日

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

(厚生年金保険法の一部改正)

第一条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条の表を次のように改める。

社会労働委員長 田川 誠一

(小字及び一は修正)

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	一一〇、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円未満
第二級	一一一、〇〇〇円	一一一、〇〇〇円以上
第三級	一一四、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上
第四級	一二六、〇〇〇円	一二五、〇〇〇円以上
第五級	一二八、〇〇〇円	一二七、〇〇〇円以上
第六級	一二九、〇〇〇円	一二八、〇〇〇円未満
第七級	一三〇、〇〇〇円	一三一、〇〇〇円以上
第八級	一三一、〇〇〇円	一三二、〇〇〇円以上
第九級	一三九、〇〇〇円	一三七、五〇〇円以上
第一〇級	一四一、〇〇〇円	一四〇、五〇〇円以上
第一一級	一四五、〇〇〇円	一四三、五〇〇円未満
第一二級	一四八、〇〇〇円	一四六、五〇〇円以上
第一三級	一五二、〇〇〇円	五一〇、〇〇〇円以上
		五四、〇〇〇円未満

第一級	五六、〇〇〇円	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満
第一六級	六〇、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	六二、〇〇〇円未満
第一七級	六八、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満
第一八級	七一、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満
第一九級	七六、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
第二〇級	八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第二一級	八六、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第二二級	九一、〇〇〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第二三級	九八、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第二四級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第二五級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第二六級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上	一一一、〇〇〇円未満
第二七級	一二六、〇〇〇円	一一一、〇〇〇円以上	一一〇、〇〇〇円未満
第二八級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満
第二九級	一四一、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満
第二〇級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第二一級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満

第三二級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第三三級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第三四級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第三五級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上	

第三十四条第一項第一号中「四百六十円」を「九百二十円」に改め、同条第五項中「一万二千円」を「二万八千八百円」に、「一人については七千二百円」を「二人までについては、それぞれ九千六百円」に改める。

第四十一条第一項ただし書中「たゞし、」の下に「年金たる保険給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合及び、「権利については、」を「権利を」に改める。

第四十二条第三項中「第五級」を「第十二級」に改める。

第四十三条に次の一項を加える。

5 前条第四項の規定によつて支給する老齢年金については、被保険者である受給権者が六十五歳に達した月に達した後においては、第三項の規定にかかわらず、その者の請求により、六十五歳に達した月における被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、その請求をした日の属する月の翌月から、当該老齢年金の額を改定する。

第四十六条第一項中「第三級、第四級又は第五級」を「第五級から第十二級までの等級」に改め、同条第三項中「第五級」を「第十二級」に改める。

第四十六条の三第二項中「第五級」を「第十二級」に改める。

第四十六条の四第三項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

第四十六條の七第一項中「第三級、第四級又は第五級」を「第五級から第七級までの等級である期間、第八級から第十級までの等級である期間又は第十一級若しくは第十二級の等級」に改め、同条第二項中「第五級」を「第十二級」に改める。

第五十条第一項第三号中「十万五千六百円」を「二十一万八百円」に改める。

第五十三条第一項中「該當しなくなつた」を「該當しなくなつた日から起算して同表に定める程度の廃疾の状態に該当することなく三年を経過した」に改める。

第五十四条に次の一項を加える。

2 障害年金は、受給権者が別表第一に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、その廃疾の状態に該当しない間、その支給を停止する。

第六十条第二項中「十万五千六百円」を「二十二万八百円」に改める。

第八十一条第五項第一号中「千分の六十四」を「千分の七十九」に、「千分の三十八」を「千分の五十

三に改め、同項第二号中「千分の四十八」を「千分の六十三」に、「千分の二十六」を「千分の四十一」に改め、同項第三号中「千分の七十六」を「千分の九十一」に、「千分の三十八」を「千分の五十三」に改め、同項第四号中「千分の六十四」を「千分の七十九」に改める。

第一百三十条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 基金は、加入員及び加入員であつた者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

第一百五十九条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一百三十条第四項」を「第一百三十条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 連合会は、基金の加入員及び加入員であつた者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

第一百七十六条中「第一百三十条第三項」を「第一百三十条第四項」に、「第一百五十九条第三項」を「第一百五十九条第四項」に改める。

附則第十二条第三項中「第五級」を「第十二級」に改める。

附則第十六条第二項中「十三万二千円」を「二十六万八千八百円」に改める。

附則第二十八条の三第二項中「第五級」を「第十二級」に改める。

(船員保険法の一部改正)

第二条 船員保険法(昭和十四年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

等級	標準	報酬		報酬	月額
		月額	日額		
第一級	二十四、〇〇〇円		八〇〇円	二五、〇〇〇円未満	
第二級	二六、〇〇〇円		八七〇円	二五、〇〇〇円以上	二七、〇〇〇円未満
第三級	二八、〇〇〇円		九三〇円	二七、〇〇〇円以上	二九、〇〇〇円未満
第四級	三〇、〇〇〇円		一、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上	三一、五〇〇円未満
第五級	三三、〇〇〇円		一、一〇〇円	三一、五〇〇円以上	三四、五〇〇円未満
第六級	三六、〇〇〇円		一、一〇〇円	三四、五〇〇円以上	三七、五〇〇円未満
第七級	三九、〇〇〇円		一、三〇〇円	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円未満
第八級	四二、〇〇〇円		一、四〇〇円	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円未満
第九級	四五、〇〇〇円		一、五〇〇円	四三、五〇〇円以上	四六、五〇〇円未満

法律ノ定ムル所ニ依リ担保ニ供スル場合及ニを加え、「権利ニ付ナヘ」を「権利ヲ」に改める。

**第三十四条第四項中「第四級」を「第十級」に改める。**

「十円」に、「五万五千二百円」を「一万四百円」に改める。  
第三十五条第一項中「十一万四百円」を「二十万八百円」に、「七千三百六十円」を「一万四千七百六

トキハ一万九千二百円ニ其ノ子ノ中二人に改める。  
第三十八条第一項中「第二級、第三級又ハ第四級」を「第三級乃至第五級ノ等級タル期間、第六級乃至第八級ノ等級タル期間又ハ第九級若ハ第十級ノ等級」に改め、同条第三項中「第四級」を「第十級」に改める。

第三十八条ノ二に次の二項を加える。  
第三十四条第五項ノ規定ニ依リ老齢年金ノ支給ヲ受クル被保険者ガ六十五歳ニ達シタル後ニ於テハ其ノ者ニ請求ニ依リ六十五歳ニ達シタル月ノ前月迄ノ被保険者タルシ期間ヲ其ノ老齢年金ノ額ノ計算ノ基礎トスルモノトシ其ノ請求ヲ為シタル日ノ属スル月ノ翌月ヨリ老齢年金ノ額ヲ改定ス

第三十九条ノ二第二項中「第四級」を「第十級」に改める。  
第三十九条ノ五第一項中「第二級、第三級又ハ第四級」を「第二級乃至第五級ノ等級タル期間、第六級乃至第八級ノ等級タル期間又ハ第九級若ハ第十級ノ等級」に改め、同条第二項中「第四級」を「第十級」に改める。

第三十九条ノ六中「支給ヲ受クル被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ」を「額ノ改定ニ付」に改める。  
第四十一条第一項第一号ロ中「五万五千二百円」を「一万四百円」に改め、同項第二号中「其ノ額ガ十万五千六百円ニ満タザルトキハ十万五千六百円」を削り、同項の次に次の二項を加える。  
障害年金ノ額ハ前項ノ規定ニ依リ計算シタル額二十二万八百円ニ満タザルトキハ之ヲ二十二万八百円トス

第四十一条ノ二第一項中「一万二千円」を「二万八千八百円」に、「七千二百円、子一人以上アルトキハ七千二百円ニ其ノ子ノ中一人」を「九千六百円、子二人アルトキハ一万九千二百円、子三人以上アルトキハ一万九千二百円ニ其ノ子ノ中二人」に改める。  
第四十二条第一項及び第四十四条中「至リタル」を「至リタル日ヨリ起算シ障害年金ヲ受クル程度ノ廢疾ノ状態ニ該当セズシテ三年ヲ経過シタル」に改める。  
第四十四条ノ二第三項中「第四十一条第三項」を「第四十一条第四項」に改め、同条に第一項として次の二項を加える。  
障害年金ハ其ノ支給ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ障害年金ヲ受クル程度ノ廢疾ノ状態ニ該当セザルニ至リタルトキハ其ノ廢疾ノ状態ニ該当セザル間其ノ支給ヲ停止ス

第二十三条ノ七第三項中「第四十二条第一項乃至第四項」を「第四十二条第三項乃至第五項」に改める。

第二十七条本文中「譲渡シ」の下に「担保ニ供シ」を加え、同条ただし書中「但シ」の下に「年金タル保険給付ヲ受クル権利ヲ別ニ

第一〇級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四六、五〇〇円以上	五〇、〇〇〇円未満
第一一級	五二、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上	五四、〇〇〇円未満
第一二級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満
第一三級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	六二、〇〇〇円未満
第一四級	六四、〇〇〇円	二、一三〇円	六二、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満
第一五級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六六、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満
第一六級	七一、〇〇〇円	二、四〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満
第一七級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
第一八級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第一九級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第二〇級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第二一級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第二二級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第二三級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第二四級	一一八、〇〇〇円	三、九三〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二一、〇〇〇円未満
第二五級	一二六、〇〇〇円	四、二〇〇円	一二三、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満
第二六級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一三〇、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満
第二七級	一四一、〇〇〇円	四、七三〇円	一三八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満
第二八級	一五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第二九級	一六〇、〇〇〇円	五、三三〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第三〇級	一七〇、〇〇〇円	五六七〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第三一级	一八〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第三二级	一九〇、〇〇〇円	六、三三〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第三三级	二〇〇、〇〇〇円	六、六七〇円	一九五、〇〇〇円以上	

第五十条ノ二第一項第二号ロ中「一万三千八百円」を「一万七千六百円」に改め、同項第三号ロ中「二万七千六百円」を「五万五千二百円」に改め、同条第三項中「十万五千六百円」を「十二万八百円」に改める。

第五十条ノ三第一項中「七千二百円ヲ、二人以上アルトキハ七千二百円ニ其ノ子ノ中一人」を「九千六百円ヲ、二人アルトキハ一万九千二百円ヲ、三人以上アルトキハ一万九千二百円ニ其ノ子ノ中二人」に改め、同条第二項中「七千二百円ヲ、三人以上アルトキハ七千二百円ニ其ノ子ノ中一人」を「九千六百円ヲ、三人アルトキハ一万九千二百円ヲ、四人以上アルトキハ一万九千二百円ニ其ノ子ノ中三人」に改める。

第五十条ノ四第五号中「又ハ孫」を「孫又ハ兄弟姉妹」に改め、同条第六号中「又ハ祖父母」を「祖父母又ハ兄弟姉妹」に改める。

第五十条ノ六第三号中「第四十一条第三項」を「第四十二条第四項」に改める。

第五十九条第五項第一号中「千分ノ百五十八」を「千分ノ百七十七」に改め、同項第二号中「千分ノ百四十七」を「千分ノ百六十六」に改め、同項第三号中「千分ノ八十」を「千分ノ九十九」に改める。

第六十条第一項第一号中「千分ノ七十四・五」を「千分ノ八十四」に改め、同項第二号中「千分ノ六十九」を「千分ノ七十八・五」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第三条 国民年金法附和二十四年法律第百四十一号)の一部を次のよう改正する。

第二十四条(大書中「ただし」の下に「年金支付(第五十六条第一項、第六十一条第一項、第六十四条の三第一項又は第七十九条の二第一項の規定によつて支給されるものを除く)を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合及び」を加え、「福利については」を「福利を」に改める。

第二十七条第一項中「三百二十円」を「八百円」に改め、同条第二項中「百八十円」を「二百円」に改める。

第三十三条第一項ただし書中「十万五千六百円」を「二十二万八百円」に改める。

第三十五条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第三十八条中「十万八百円」を「二十二万八百円」に改める。

第三十九条第一項中「子一人につき四千八百円」を「子につきそれぞれ四千八百円(そのうち一人については、九千六百円)」に改める。

第四十四条第一項中「子一人につき四千八百円」を「子につきそれぞれ四千八百円(そのうち一人については、九千六百円)」に改める。

第五十二条(二)ただし書中「受給権者又は受給権者であつた」を「支給を受けた」に改める。

五年以上一五年未満	一七、〇〇〇円	に改める。
三年以上一〇年未満	一〇、〇〇〇円	
一〇年以上一五年未満	一四、〇〇〇円	

第五十二条の四第一項の表中  
第五十八条中「六万円」を「九万円」に改める。

第六十二条中「五万一千六百円」を「七万八千円」に改める。

第六十三条第一項中子一人につき四千八百円(そのうち一人については、九千六百円)に改める。

第七十七条第一項ただし書中「三万九千六百円」を「六万円」に改める。

第七十七条第一項第一号中「百二十円」を「三百円」に改め、同項第二号中「三分の一」を「一分の二」に改め、同条第二項中「百八十円」を「二百円」に改める。

第七十八条第二項及び第七十九条の二第四項中「三万九千六百円」を「六万円」に改める。

第八十五条第一項第三号中「百分の二十五」を「四分の一」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「次号」を「第七十七条第一項又は第二項の規定によつてその額が計算される老齢年金の給付に要する費用(次号へに掲げる額に相当する部分の給付に要する費用を除く)並びに第四号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三 当該年度において第七十七条第一項又は第二項の規定によつてその額が計算される老齢年金の給付に要する費用(次に掲げる額に相当する部分の給付に要する費用を除く)の総額

イ 第二十七条第一項第一号に掲げる額

ロ 第七十七条第一項第一号に掲げる額に同号の被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数

ハ 二百円に第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間の月数を乗じて得た額

第八十七条第三項中「四百五十円」を「九百円」に改める。

第八十七条の二第一項中「第八十九条各号又は第九十条第一項各号のいずれかに該当する被保険者で政令で定める者」を「第八十九条又は第九十条第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされている者」に、「三百五十円」を「四百円」に改める。

第一百三十条第二項、第一百三十二条及び第一百三十三条第一号中「百八十円」を「二百円」に改める。

第四条 国民年金法の一部を次のよう改正する。

第五十六条第一項及び第二項、第五十六条の二第一項及び第二項中「一般に該当する」を削る。第五十八条中「九万円」を「廢疾の程度が別表に定める一般に該当する者に支給するものにあつては六万円」とし、廢疾の程度が同表に定める二級に該当する者に支給するものにあつては六万円に改める。

第五十九条中「又は別表に定める一般に該当する程度の廢疾の状態に該当しなくなつた日から起算して同表に定める一般に該当する程度の廢疾の状態に該当することなく三年を経過したとき」を削る。

第五十九条の二を削る。

第六十条を次のよう改める。

(障害福祉年金についての適用除外規定)

社年金以外の障害年金を支給すべき事由に該当するときは、適用しない。  
第七十九条の三第一項から第五項まで中「一級に該当する」を削る。

**(年金福祉事業団法の一部改正)**

**第四条 年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第百八十号)の一部を次のようにより改正する。**

第十七条第一号中「老人福祉施設、療養施設を「保養のための総合施設」に改め、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 次に掲げる者に対し、それぞれ次に掲げる資金の貸付けを行なうこと。

イ 前号イからニまでに掲げる者で自ら居住するため住宅を必要とする厚生年金保険又は船員保険の被保険者に対して住宅の建設又は購入に必要な資金(住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。以上「住宅資金」という。)の貸付けを行なうもの 当該貸付けに要する資金

ロ 自ら居住するため住宅を必要とする国民年金の被保険者 住宅資金

ハ 自ら居住するため住宅を必要とする厚生年金保険又は船員保険の被保険者で前号イからニまでに掲げる者から住宅資金の貸付けを受けることが著しく困難なもの 住宅資金

第十八条第一項中「前条第二号」の下に及び第三号を加える。  
第二十七条中「第十七条第二号」の下に「及び第三号」を加える。

**(施行期日)**

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

**一 第四条並びに附則第十九条、附則第二十九条及び附則第三十一条から附則第三十一条までの規定**

昭和四十八年七月一日

二 第三条中国民年金法第五十八条、第六十二条、第七十七条第一項ただし書、第七十八条第二項及び第七十九条の二第四項の改正規定並びに附則第十二条第一項の規定 昭和四十八年十月一日

三 第一条及び第二条並びに次条から附則第十一条まで、附則第二十〇条から附則第二十五八条まで、附則第二十六五条及び附則第三十二五条の規定 昭和四十八年十一月一日

**(施行期日)**

**四 前三号○に掲げる規定以外の規定 昭和四十九年一月一日**

五 第四条及び附則第十三条の規定 政令で定める日

第三条 厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する從前の障害年金の例による保険給付の額(從前の加給金に相当する給付の額を除く。)は、同法別表第一に定める一級の廢疾の状態にある者については三十三万六千円とし、その他の者については二十六万八千八百円とする。

2 厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する從前の遺族年金、寡婦年金、飼夫年金又は遺児年金の例による保険給付の額(從前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く。)は、二十二万八百円とし、その加給金又は増額金の額は、船員保険法第五十五条の規定の例

は、二十二万八百円とする。

3 厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定による保険給付については、從前の加給金又は増額金に相当する給付の額は、配偶者については二万八千八百円とし、子については一人につき四千八百円とする。ただし、当該子のうち二人までについては、それぞれ九千六百円とする。

4 厚生年金保険法第五十二条の規定は、第一項に規定する保険給付の額の改定について準用する。この場合において、同条第一項中「その程度が從前の廢疾の等級以外の等級に該当すると認めるときは、その程度に応じて」とあるのは、「別表第一に定める一級の廢疾の状態にあつた受給権者が当該廢疾の状態に該当しないと認めるとき、又は同表に定める一級の廢疾の状態になかつた受給権者が当該廢疾の状態に該当すると認めるときは」と読み替えるものとする。

第四条 昭和四十八年十一月一日前に同日以後の期間に係る保険料を前納した厚生年金保険の第四条に被保険者が當該前納に係る期間の各月につき追加して納付すべき保険料の額は、當該期間の各月につき、その者が前納しなかつたとしたならば、この法律による改正後の厚生年金保険法の規定により納付すべきこととなる保険料の額からこの法律による改正前の同法の規定を適用したとした場合において納付すべきこととなる保険料の額を控除した額とする。

2 前項の期間を有する者について厚生年金保険法による老齢年金及び通算老齢年金につき同法第三十四条の規定により基本年金額を計算する場合において、同項に規定する額による保険料の納付が行なわれなかつた月があるときは、この法律による改正後の同条第一項第一号に掲げる額は、同号の規定にかかわらず、同号に規定する額から四百四十四円に当該保険料の納付が行なわれなかつた月に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額を控除した額とする。

第八条 船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百六十六号)附則第七条の規定によつて支給する從前の養老年金の例による保険給付の額は、船員保険法第三十五条及び第三十六条第一項の規定の例により計算した額とする。

2 船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百五号)以下「法律第百五号」という。附則第八条第一項の規定によつて支給する從前の例による障害年金(昭和二十九年五月一日において職務外の事由による障害年金を受ける権利を有していた者であつて、引き続き昭和四十年五月一日まで当該障害年金を受ける権利を有していたものに支給するものに限る。)の額(加給金の額を除く。)は、二十七万八千四百円とし、その加給金の額は、船員保険法第四十一条ノ二第一項の規定により計算した額とする。

3 法律第百五号附則第八条第一項の規定によつて支給する從前の例による障害年金(前項に規定する障害年金を除く。)の額(加給金の額を除く。)は、船員保険法第三十五条の規定の例により計算した額(被保険者であつた期間の月数が百八十に満たないときは、百八十として計算した額とする。)とし、その加給金の額は、同法第四十一条ノ二第一項の規定により計算した額とする。

4 船員保険法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第五十八号)附則第三項の規定によつて支給する從前の寡婦年金、飼夫年金又は遺児年金の例による保険給付の額(加給金又は増額金の額を除く。)は、二十二万八百円とし、その加給金又は増額金の額は、船員保険法第五十五条の規定の例

により計算した額とする。

5 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第七十二号)附則第十四条に規定する

障害年金又は船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第七十二号)附則第二条第二項後段若しくは第三項後段に規定する遺族年金については、船員保険法第四十一条第一項第一号又は第五十条ノ二第一項第二号若しくは第三号の額は、平均標準報酬月額を二万四千円として計算した額とする。

第九条 昭和四十八年十一月一日前に同日以後の期間に係る保険料を前納した船員保険法第二十条の規定による被保険者が当該前納に係る期間の各月につき追加して納付すべき保険料の額は、当該期間の各月につき、その者が前納しなかつたとしたならば、この法律による改正後の同法の規定により納付すべきこととなる保険料の額からこの法律による改正前の同法の規定を適用したとした場合において納付すべきこととなる保険料の額を控除した額とする。

2 前項の期間を有する者について、船員保険法第三十五条の規定により老齢年金の額を計算する場合(通算老齢年金の額の計算について同条の例による場合を含む。)において、同項に規定する額による保険料の納付が行なわなかつた月があるときは、この法律による改正後の同法第一号に掲げる額は、同号の規定にかかわらず、同号に規定する額から六百三十三円に当該保険料の納付が行なわれなかつた月に係る船員保険の被保険者であつた期間の月数を乗じて得た額を控除した額とする。

(国民年金に関する経過措置等)

第十二条 昭和四十八年九月以前の月分の国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福

祉年金及び老齢福祉年金の額については、なお從前の例による。

3 昭和四十八年十二月以前の月分の国民年金法による年金たる給付の額については、なお從前の例による。

第十三条 第四条の規定の施行の日(以下この項において「施行日」という。)において二十歳をこえ七十歳未満である者が、喪疾認定日(国民年金法第三十条第一項に規定する喪疾認定日をいふ。)(以下この条において同じ。)が施行日前である傷病(初診日において同法第七十一条第一号から第四号までのいずれかに該当した者のその傷病を除く。)により、施行日において同法別表に定める程度の喪病の状態にあるときは、第四条の規定による改正後の同法第五十六条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害福祉年金を支給する。

2 前項の規定は、初診日が昭和三十六年四月一日(同日において二十歳未満であった者にあつては、二十歳に達した日)以後である傷病による喪病と初診日が同日以後である傷病による喪病とに係合して同項に規定する喪病の状態にある者については、初診日が同日以後である傷病による喪病が厚生大臣の定める程度以上のものであり、かつその傷病に係る喪疾認定日の前日において次の各号のいずれかに該当する場合は限り適用し、初診日が同日前である傷病をこえた者)については、この限りでない。

2 初診日において国民年金の被保険者であつた者については、国民年金法第五十六条第一項号の規定に該当したこと。

2 初診日において国民年金の被保険者であつた者については、国民年金法第七十九条の二第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したこと。

第十四条 国民年金法第八十五条第一項の規定による国庫の負担については、当分の間、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号。以下「改正法」という。)附則別表に掲げる額」と、同項第一号中「総額」とあるのは「総額(改正法附則別表第一号イに掲げる額を除く。)」とする。

2 国民年金法第八十五条第一項の改正規定及び前項の規定の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

第十五条 昭和四十九年一月一日前に同日以後の期間について前納された国民年金の保険料(国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十六号。以下「法律第八十六号」という。)附則第十五条第一項の規定による被保険者に係る保険料を除く。)は、この法律による改正後の国民年金法の規定により当該前納に係る期間の各月につき納付すべきこととなる保険料に、さきに到来する月の分から順次充当するものとする。

2 前項の前納に係る期間のうち、この法律による改正後の国民年金法の規定により納付すべき保険料の納付が行なわなかつた国民年金の被保険者期間は、同法の規定(第八十五条第一項第二号の規定を除く。)の適用については、保険料免除期間とみなす。

第十六条 昭和四十九年一月一日前に同日以後の期間に係る国民年金の保険料を前納した法律第八十六号附則第十五条第一項の規定による被保険料を前納した法律第八十六号附則第十六条第二項に規定する老齢年金の額は、同項の規定にかかわらず、国民年金の保険料の額は、一月につき五百円とする。

2 前項の期間を有する者について、同項の規定による保険料の納付が行なわなかつた月があるときは、法律第八十六条号附則第十六条第二項に規定する老齢年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項に定める額から千百円に当該納付が行なわなかつた月数を乗じて得た額を控除した額とする。

第十七条 国民年金法第八十七条第三項及び前条第一項に定める保険料の額は、昭和五十年一月以後においては、法律で定めるところにより引き上げられるものとする。

2 前項の規定は、初診日が昭和三十六年四月一日(同日において二十歳未満であった者にあつては、二十歳に達した日)以後である傷病による喪病と初診日が同日以後である傷病による喪病とに係合して同項に規定する喪病の状態にある者については、初診日が同日以後である傷病による喪病が厚生大臣の定める程度以上のものであり、かつその傷病に係る喪疾認定日の前日において次の各号のいずれかに該当する場合は限り適用し、初診日が同日前である傷病をこえた者)については、この限りでない。

2 初診日において国民年金の被保険者であつた者については、国民年金法第五十六条第一項号の規定に該当したこと。

2 初診日において国民年金の被保険者であつた者については、国民年金法第七十九条の二第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したこと。

2 初診日において国民年金の被保険者であつた者については、国民年金法第八十五条第一項号の規定に該当したこと。

**第十八条** 明治三十九年四月一日から明治四十四年四月一日までの間に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえ、五十五歳をこえない者）であつて、国民年金法第七条第二項第一号から第三号までのいずれにも該当しないもの（法律第八十六号附則第十五条第一項の規定による被保険者を除く。）は、都道府県知事に申し出、国民年金の被保険者となることができる。ただし、その者が、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 日本国民でないとき。

二 日本国内に住所を有しないとき。

三 国民年金法による老齢年金若しくは通算老齢年金を受けることができるとき、又はこれらの年金の受給資格要件たる期間を満たしているとき。

四 国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法による通算老齢年金若しくは通算退職年金を受けることができるとき、又はこれらの年金の受給資格要件たる期間を満たしているとき。

前項の申出は、昭和四十九年三月三十一日までに行なわなければならぬ。ただし、同項の規定による被保険者が、国民年金法第七条第二項第一号に該当するに至つたため被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合において行なう申出は、その者が同号に該当しなくなつた日から起算して三月以内に行なわなければならない。

第一項の申出をした者は、その申出をした日に被保険者の資格を取得するものとする。

四 国民年金法第十三条第一項の規定は、第一項の申出があつた場合に準用する。

五 第一項の規定による被保険者は、いつでも、都道府県知事に申し出で、被保険者の資格を喪失することができる。

六 第一項の規定による被保険者は、国民年金法第九条各号（第四号を除く。）及び次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（次の第一号又は第四号に該当するに至つたときは、その日）に被保険者の資格を喪失する。

一 国民年金法第七条第二項第一号に該当するに至つたとき。

二 前項の申出が受理されたとき。

三 国民年金の保険料を滞納し、国民年金法第九十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。

四 国民年金法による老齢年金又は通算老齢年金の受給資格要件たる期間を満たすに至つたとき。

七 第一項の規定による被保険者の昭和四十八年十二月までの月分の国民年金の保険料の額は、国民年金法第八十七条第三項の規定にかかるわざ、一月につき九百円とする。

八 第一項の申出をした者は、昭和四十五年六月から当該申出をした日の属する月の前月までの期間（国民年金の保険料納付済期間及び他の公的年金制度に係る通算対象期間を除く。）について、一月につき九百円を納付することができる。

九 前項の規定による納付は、昭和五十年六月三十日までに行なわなければならない。

十 第八項の規定により納付する金額は、国民年金法第八十五条第一項第一号の規定の適用については、保険料とみなす。

十一 第一項の規定による被保険者については、国民年金法第八十七条の二、第八十九条、第九十条及び附則第七条の二の規定を適用しない。

**第十九条** 前条第一項の規定により被保険者となつた者が、その者の次の各号に掲げる期間を合算した期間が五年に達した後に六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した後にその者の当該期間が五年に達したときは、国民年金法第二十六条に定める老齢年金の支給要件に該当するものとみなし、て、その者に老齢年金を支給する。

一 昭和四十八年七月一日以後の国民年金の保険料納付済期間

二 前号の期間が二年以上である者の昭和四十八年七月一日前の国民年金の保険料納付済期間

三 前条第八項の規定による納付に係る期間

二 前号の規定により支給する老齢年金の額は、国民年金法第二十七条第一項の規定にかわらず、九万六千円とする。

三 国民年金法第二十八条及び第二十九条の二の規定は、第一項の規定により支給する老齢年金に関しては、適用しない。

四 第一項の規定により支給する老齢年金は、通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）第五条の規定の適用については、国民年金法第七十八条第一項の規定により支給する老齢年金とみなす。

五 前項の規定により支給する老齢年金の額は、昭和三十六年四月一日において五十五歳をこえた者には、昭和四十九年一月から老齢特別給付金を支給する。ただし、その者が日本国民でないとき又は国民年金法による老齢福祉年金（以下この条において「老齢福祉年金」といふ。）の受給権者であるときは、「この限りでない」。

六 老齢特別給付金の年額は、四万二千円とする。

七 老齢特別給付金の受給権は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。

二 老齢福祉年金の受給権者となつたとき。

三 日本国民でなくなったとき。

四 老齢特別給付金は、国民年金法（第七十九条の二（第六項を除く。）及び第八十条を除く。）の規定の適用については、老齢福祉年金とみなす。

#### （年金額の自動的改定措置）

**第二十条** 厚生年金保険法による年金たる保険給付、船員保険法による年金たる保険給付（障害年金及び遺族年金については、職務外の事由によるものに限る。）及び国民年金法による年金たる給付（障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金を除く。以上同じ。）については、政府

は、総理府において作成する年度平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が昭和四十七年度（この項の規定による措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年度の前年度）の物価指数の百分の百五をこえ、又は百分の九十五を下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の十一月（国民年金法による年金たる給付にあつては、一月）以降の当該年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置を講じなければならない。

二 前項の規定による措置は、政令で定める。

（厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正）

第二十一条 厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の二条を加える。

(老齢年金の額の特例)

第十一条の二 第二条第一項又は第三条の二第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる者に対する厚生年金保険法による老齢年金の額は、同法第四十三条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額に加給年金額を加算した額とする。

- 一 厚生年金保険法第三十四条第一項第一号、第二項及び第三項の規定により計算した額
- 二 船員保険の被保険者であつた期間を除外して厚生年金保険法第三十四条第一項第二号又は第四項本文の規定により計算した額。ただし、同法第一百六条に規定する厚生年金基金(以下「基金」という。)の加入員であつた期間(同法第四十四条の二第二項各号に掲げる期間を除く。以下同じ。)があるときは、その額から當該加入員であつた期間に係る同法第一百三十二条第二項第一号又は第二号に規定する額を控除した額とする。

三 船員保険の被保険者であつた期間について船員保険法第三十五条第二号の規定により計算した額

2 厚生年金保険法第四十四条の二第三項及び第四項の規定は、前項の老齢年金について準用する。

第十二条の見出しを削り、同条第一項第三号中「の規定により計算した額(厚生年金保険の被保険者であつた期間の一部が第三種被保険者であつた期間であるときは、同条第四項本文の規定により計算した額)」を「又は第四項本文の規定により計算した額。ただし、基金の加入員であつた期間があるときは、その額から當該加入員であつた期間に規定する額を控除した額とする。」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項」に改め、同項後段を削り、同項を同条第二項とする。

第十六条第一項中「第五級」を「第十二級」に改める。  
第十九条の三第一項中「第四級」を「第十級」に改め、同条第一項中「第五級」を「第十二級」に改める。

第二十五条の次に次の二条を加える。

(遺族年金の額の特例)

第二十五条の二 第二条第一項又は第三条の二第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる者が死亡した場合において、その者が死亡前に厚生年金保険法第四十二条第一項第一号に規定する期間を満たしていたときは、その者の遺族に支給する同法による遺族年金の額は、同法第六十条第一項の規定にかかわらず、第十一条の二第一項各号第一号ただし書を除く。に掲げる額を合算した額の二分の一に相当する額(その額が二十二万八百円<sup>四</sup>に満たないときは、二十二万八百円)とする。ただし、妻又は子に対する遺族年金の額は、その額に加給年金額を加算した額とする。

第二十六条の見出しを削り、同条中「第十二条第一項の例により計算した額」を「第十二条第一項

各号(第三号ただし書を除く。)に掲げる額を合算した額に、「十万五千六百円」を「二十一万八百円」に改める。

(厚生年金保険法の一部を改正する法律の一部改正)  
附則第十七条第一項及び附則第三十三条第一項中「三十一年」を「十三年」に改める。

第二十二条 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条を次のように改める。

第十四条 削除  
(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十三条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第七十二号)の一部を次のように改める。

附則第三十一条 削除  
(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十四条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十条中「十三万七千一百八十円」を「二十九万八千四百円」に改める。  
(船員保険法の一部を改正する法律の一部改正)  
附則第十四条 法律第一百五号の一部を次のように改正する。

附則第十六条第三項中「四百六十円」を「九百二十円」に改め、同条第四項第一号中「四百六十円」を「九百二十円」に、「十六万五千六百円」を「三十三万一千二百円」に改める。  
附則第十七条第二項中「第四級」を「第十級」に改める。  
附則第十九条第一項中「十一年」を「十三年」に改める。

第二十五条 厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

第三条 削除  
(国民年金法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十六条 厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第二項を削る。

第二十七条 法律第八十六号の一部を次のように改正する。

## 第十一條及び第十二條 削除

附則第十五条中第七項を削り、第八項を第七項とする。

附則第十六条第二項中「三万円」を「九万六千円」に改める。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十八条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十二条)の一部を次のように改正する。

附則第八条第三項中「第五級」を「第十一級」に改める。

附則第十四条第三項中「第四級」を「第十級」に改める。

(住宅金融公庫法の一部改正)

第二十九条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第八項中「の規定により」を「又は年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により」に改め、「雇用促進事業団」の下に「又は年金福祉事業団」を加える。

(地方税法の一部改正)

第三十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第十四号の次に次の二号を加える。

十四の二 年金福祉事業団が年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第百八十号)第十七条第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

(印紙税法の一部改正)

第三十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第百八十号)第十七条第一号」の下に「及び第三号」を加える。

(登録免許税法の一部改正)

第三十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の六の項の第三欄を次のように改める。

一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記  
敷地の用に供する土地の権利の取得登記  
二 厚生年金保険法第百三十条第三項又は第百五十九条第三項(福祉施設)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記  
三 別表第三の十五の項の第三欄及び第四欄を次のように改める。  
別表第三の十五の項の第三欄及び第四欄を次のように改める。

一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記
二 年金福祉事業団法第十七条第一号(業務の範囲)の業務の用に供する建物で政令で定めるものの所有権の取得登記又は当該業務の用に供する土地の権利の取得登記
三 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条(公的医療機関)に規定する病院若しくは診療所の用に供する建物の所有権又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利を目的とする質権又は抵当権の設定
四 取得登記の登記

第三欄の第二号の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添附があるものに限る。  
第三欄の第三号の登記に該当することを証する大蔵省令で定める書類の添附があるものに限る。  
第三欄の第三号の登記に該当することを証する大蔵省令で定める書類の添附があるものに限る。

## 附則別表

一 当該年度において国民年金法による給付に要する費用(同法第八十五条第一項第四号及び第二項に規定する費用を除く。)の総額から同条第一項第二号及び第三号に掲げる額を控除した額に次

のイに掲げる額を次のロに掲げる額で除して得た数を乗じて得た額の三分の一に相当する額イ 当該年度において納付された国民年金法附則第六条第一項の規定による被保険者に係る保険料の総額に相当するものとして政令で定める額ロ 当該年度において納付された保険料(国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料を除く。)の総額

二 当該年度において法律第八十六号附則第十六条第一項の規定により支給する老齢年金の給付に要する費用の総額の八分の一に相当する額

三 当該年度において附則第十二条第二項の規定によつてその額が計算される(年金老齢年金の給付)に要する費用のうち(三百二十円に当該通算老齢年金の額の計算の基礎となつた国民年金の保険料納付期間の月数を乗じて得た額に相当する部分の給付に要する費用の総額の四分の一に相当する額)

四 当該年度において附則第十九条第一項の規定により支給する老齢年金の給付に要する費用の総額の八分の一に相当する額

四 当該年度において附則第十九条第一項の規定により支給する老齢年金の給付に要する費用の総額の八分の一に相当する額

五 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議  
政府は、老後等の保障において年金制度の果たす役割的重要性にかんがみ、次の事項について適切な措置を講ずるよう努力すべきである。  
一 年金の財政方式、特に賦課方式への移行については、将来にわたる人口老齢化の動向を勘案しつつ、積極的に検討を進めること。  
二 今後における厚生年金及び拠出制国民年金の年金額の水準については、社会経済情勢の推移に対応して財政再計算期を早め、賃金、生活水準の動向に応じた改善を図ること。  
三 各年金を一層引き上げること。

- 四 各福社年金について、その年金額をさらに大幅に引き上げ、その範囲の拡大を図ることとともに、本人の所得制限及び他の公的年金との併給制限について改善を図ること。
- 五 国民年金の保険料免除者に対する年金給付については、さらにその増額を図ること。
- 六 遺族給付及び障害給付に係る通算措置の実現について積極的に検討を進めること。
- 七 五人未満事業所の従業員に対する厚生年金の適用の問題については、他の社会保険制度との関連も考慮しつつその実現を図るために具体的な方策を考究すること。日雇労働者についても、その雇用の実態を勘案しつつ、適用について検討すること。
- 八 挂け捨て及び脱退手当金受給者の年金受給権の方策を検討すること。
- 九 各年金、手当の合理的な併給について検討すること。
- 十 積立金の運用については、被保険者の福祉を最優先とし、提出者の意向が十分反映するよう民主的な運用に努め、そのための措置を検討すること。
- 十一 積立金の運用については、被保険者の福祉を最優先とし、提出者の意向が十分反映するよう民主的な運用に努め、そのための措置を検討すること。
- 十二 補助金等の最高限度額の引上げ
- 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一  
部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
- 一 議案の要旨及び目的
- 本案は、「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」(以下「旧令特別措置法」という)、昭和三十三年の改正前の旧「国家公務員共済組合法」(以下「旧法」という)及び現行の「國家公務員共済組合法」(以下「新法」という)の規定により現に支給されている退職年金等について、別途今国会に提出された「恩給法等の一部を改正する法律案」による恩給の額の改定措置に準じて年第一 恩給法等の改正にならう措置
- 1 年金額の引上げ
- 旧令特別措置法、旧法及び新法に基づく退職年金等については、恩給における改善措置にない、次のように引き上げること。
- (1) 前記の年金について、その年金額算定の基礎となつた俸給を二三・四%(昭和四十六年度分から年金額を引き上げること)により、昭和四十八年十月一日から施行すること。
- (2) 前記(1)のほか、次に掲げる年金については、その年金額算定の基礎となつた俸給を四号俸イを限度として増額することにより、昭和四十八年十月分から年金額を引き上げること。
- ロ 長期勤続した七十歳以上の者が受けれる退職年金等
- 口 長期勤続した者に係る遺族年金のうち、七十歳以上の者及び七十歳未満の妻、子又は孫が受けれるもの
- 2 その他
- 公務による廃疾年金及び遺族年金について、厚生年金保険における定期部分の引上げ並びに障害年金及び遺族年金の最低保障額の引上げにならい、その最低保障額を引き上げる等の措置を講ずること。
- 第一 退職年金、廃疾年金及び遺族年金について、厚生年金保険における定期部分の引上げ並びに障害年金及び遺族年金の最低保障額の引上げにならい、その最低保障額を引き上げる等の措置を講ずること。

第三 その他の改正措置

1 遺族年金の受給資格要件の緩和

公務傷病によらないで死亡した場合の遺族年金の受給資格要件については、組合員期間十年以上とされているが、他の社会保険における遺族年金の受給資格要件との均衡等を考慮し、組合員期間一年以上に短縮すること。

2 挂け金等の最高限度額の引上げ

掛金及び給付の算定の基礎となる俸給の最高限度額(十八万五千円)については、公務員給与の引上げ、厚生年金保険における標準報酬月額の最高限度額の引上げ等を考慮し、二十二万円に引き上げること。

3 公庫等に転出した者の組合員期間への通算条件の緩和

組合員が国の要請により引き続き公庫等職員となつた場合の組合員期間への通算条件について、組合員が公庫等職員となり、さらに他の公庫等職員となつた後再び組合員となつた場合にも、その公庫等職員の在職期間を組合員期間に通算する等の措置を講すること。

第四 施行期日

この法律は、昭和四十八年十月一日から施行すること。ただし、第二二については同年十一月一日、第三の3については公布の日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

恩給及び厚生年金保険の改善措置に準じ、国家公務員共済組合等からの年金について、その額を引き上げる等所要の改善措置を講ずることは時宜に適するものと認めるがなお、厚生年金保険における修正内容にならない、退職年金、廃疾年金及び遺族年金の最低保障額をさらに引き上げるとともに、通算退職年金の額についても所要の引上げを行なうことが適当と認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しても、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

年金額の改定に伴う増加所要額は、昭和四十八年度において約七十七億千三百万円と見込まれてゐるが、このうち追加費用等として措置される部分を除き、旧今年金関係の増加所要額約五億五千七百万円は、昭和四十八年度一般会計予算に計上されている。また、右修正の結果必要とする経費は、平年度約四億八千万円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、愛知大蔵大臣より、「本修正は、やむを得ないものと認める。旨の意見が述べられた。」旨の意見が述べられた。

昭和四十八年六月二十九日

大蔵委員長 鳥田 宗一

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

(昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第二百四号)の一部を次のよう改正する。

(昭和四十八年度における特別措置法による退職年金等の額の改定)

第一条の六 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の七の仮定俸給(同条第二項又は第三項若しくは第四項の規定によりそれぞれ同条第二項各号又は第三項各号に掲げる額をもつて改定年金額とした年金及び同条第五項において準用する第一条第六項の規定により前年の年金額をもつて改定年金額とした年金については、前条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の八の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金に相当する年金に限る。次項において同じ。)で、七十歳以上の者又は旧法の規定による最短年金年限に達している年金に限る。第六項において同じ)で、七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対する前項の規定の適用について準用する。

3 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十八年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の八に定める障害の等級に対応する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、七万二千円をえた額)

二 残職年金 二十九万六千円

三 障害遺族年金 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する額

4 障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、前項第一号に掲げる額に配偶者である扶養親族については二万八千八百円、配偶者以外の扶養親族については一人につき四千八百円(そのうち一人までは、一人につき九千六百円)を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

5 残職年金を受ける権利を有する者に扶養遺族がある場合には、第三項第二号に掲げる額に次に掲げる額を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

一 扶養遺族が一人である場合 九千六百円

二 扶養遺族が二人以上である場合 一万四千四百円

6 第一条第六項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について、第一条の六第三項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達した場合(殉職年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達した場合を除く)について、それぞれ準用する。

第三条の五の次に次の二条を加える。

(昭和四十八年度における旧法による年金の額の改定)

第三条の六 第一条の六の規定は、前条の規定の適用を受ける年金(第三条第一項の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。)の額の改定について、第二条の六の規定は、前条の規定の適用を受けた年金(第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。)の額の改定について、それぞれ準用する。

第四条第一項中「及び第五条の五」を「第五条の五及び第六条」に改め、同条第五項中「及び第五条の五第三項」を「第五条の五第三項及び第六条第二項」に改める。

(昭和四十八年度における昭和三十五年三月以前の新法による年金の額の改定)

第四条の六 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、同項の規定により第四条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額を、同項の規定により第四条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額を

若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額に一・一二三四を乗じて得た額（その額のうち仮定新法の俸給年額に係るものが二百六十四万円をこえる場合には、当該俸給年額については、二百六十四万円）をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額若しくは

2 前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が当該退職年金を受ける最短年金年限（組合員である間に死亡したことにより給付事由が生じた遺族年金については、十年）に達している年金に限る。）で七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対する同項の規定の適用については、同項中「みなされた額」とあるのは、「みなされた額に恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第号）附則第三条第一項の規定を參照して政令で定める額を加えた額」とする。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

3 前二項の規定は、前条第三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 第一条第六項及び第一条の六第三項の規定は、第一項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第五条の五第一項中「以下この条」の下に「及び次条第一項」を加え、同条第三項中「遺族年金」の下に「（次条第二項において「昭和四十五年三月三十一日以前の衛視等の年金」という。）」を加え、同条第六項中「遺族年金」の下に「（以下「復帰前の沖縄の年金」という。）」を加える。

第七条中「第五条の五」を第七条に改め、同条を第九条とする。

第六条第一号中「第三条の五」を「第三条の六」に改め、同条を第八条とし、同条の前に次の三条を加える。

（昭和四十八年度における昭和四十五年三月以前の新法による年金等の額の改定）

第五条の六 昭和四十五年三月三十一日以前の年金で昭和四十八年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた第五条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額に一・一二三四を乗じて得た額（その額のうち仮定新法の俸給年額に係るもののが二百六十四万円をこえる場合には、当該俸給年額については、二百六十四万円）をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 前項の規定は、昭和四十五年三月三十一日以前の衛視等の年金で、昭和四十八年九月三十日ににおいて現に支給されているものについて準用する。

3 第四条の六第二項及び第四項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 昭和四十五年三月三十一日以前に給付事由が生じた復帰前の沖縄の年金で、昭和四十八年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、前二項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

（昭和四十八年度における昭和四十五年四月以後の新法による年金の額の改定）

第六条 昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員（次項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和四十八年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分

年金又は遺族年金で、昭和四十八年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額をそれぞれ新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

1 仮定新法の俸給年額 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額（その額が二百六十四万円をこえる場合には、二百六十四万円）をいう。

イ 昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの間に新法の退職をした者の者に係る当該年金の額（その年金の額について年金額の最低保障に関する新法、施行法その他の法律の規定で政令で定めるもの（ロにおいて「最低保障規定」という。）の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額。次号イにおいて同じ。）の計算の基礎となつた新法の俸給年額に一・一二三四を乗じて得た額

ロ 昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした者の者に係る当該年金の額（その年金の額について最低保障規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額。次号ロにおいて同じ。）の計算の基礎となつた新法の俸給年額に一・一二五を乗じて得た額

2 仮定恩給法の俸給年額又は仮定旧法の俸給年額 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額をいう。

イ 昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの間に新法の退職をした者の者に係る当該年金の額の計算の基礎となつた恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額に一・一二三四を乗じて得た額

ロ 昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした者の者に係る当該年金の額の計算の基礎となつた恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額に一・一二五を乗じて得た額

3 第四条の六第二項及び第四項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員（次項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和四十八年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分

昭和四十八年六月二十九日 衆議院会議録第四十八号 議案に関する報告書

以後、その額を、前三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

(昭和四十八年度における通算退職年金の額の改定)

第七条 昭和四十七年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金で、昭和四十八年十月三十一日において現に支給されているものについては、同年十一月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十二万八百円

二 通算退職年金の仮定俸給（当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた新法の俸給に十二を乗じて得た額を基礎として、当該通算退職年金を退職年金とみなしてこの法律及び昭和四十年法律第一百一号の規定によりその年金額を改定するものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき新法の俸給年額を求め、その俸給年額を十二で除して得た額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額をこえるときは、同項の通算退職年金については、同項の規定にかかわらず、昭和四十八年十一月分以後、その額を、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合を同項の規定の例により算定した額に乗じて得た額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給を三十で除して得た額に、組合員期間に応じ新法別表第二に定める日数を乗じて得た金額

二 前項に定める通算退職年金の額に、退職の日ににおける年齢に応じ新法別表第一の二に定める率を乗じて得た金額

3 新法第七十九条の二第五項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一つの額に係る年金ごとに前二項の規定の例により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

4 施行法第五十五条の二第五項の規定により支給される通算退職年金のうち昭和四十七年三月三十一日以前に給付事由が生じた年金で、昭和四十八年十月三十一日において現に支給されているものについては、同年十一月分以後、その額を、前三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

別表第一の七の次に次の一表を加える。

別表第一の八

別表第一の七の仮定俸給	仮定俸給
一六、四九〇	二〇、三四〇
一六、九四〇	二〇、九二〇
一七、三四〇	二一、四〇〇
一七、九〇〇	二三、〇九〇
一八、二四〇	二三、五一〇
一八、八七〇	二三、二九〇
一九、八〇〇	二四、四三〇
二〇、七五〇	二五、六一〇
二一、六九〇	二六、七七〇
二二、六六〇	二七、九六〇
二三、六一〇	二九、一三〇
二四、五九〇	三〇、三三〇
二五、一九〇	三一、〇八〇
二五、八〇〇	三一、八三〇
二六、五一〇	三二、七一〇
二七、五〇〇	三三、九四〇
二八、三七〇	三五、〇一〇
二九、一八〇	三六、〇〇〇
三〇、一五〇	三七、二一〇
三一、一四〇	三八、四三〇
三二、二九〇	三九、七六〇
三三、二二〇	四一、〇九〇
三四、六六〇	四二、七六〇
三四、五六〇	四三、八一〇
三五、五〇〇	四五、一八〇
三六、六一〇	四六、四九〇
三七、六八〇	四九、一四〇
三四、六六〇	五〇、八四〇
三四、五八〇	五一、八七〇
三四、五七〇	五四、五四〇
三四、五九〇	五七、五四〇
三四、六〇〇	五六、六〇〇
三四、六一〇	六一、五二〇
三四、六二〇	六〇、五二〇
三四、六三〇	五六、五八〇

昭和四十八年六月二十九日

衆議院會議錄第四十八号

## 議案に関する報告書

別表第三の八

別表第一の八の下欄に掲げる仮定俸給	率
二二五、六三〇円以上のもの	一一・〇割
一一五、五三〇円をこえ一二五、六三〇円未満のもの	一一・〇割
一一〇、四四〇円をこえ一一五、五三〇円以下のもの	一一・〇割
一〇六、四一〇円をこえ一一〇、四四〇円以下のもの	一四・五割
七四、四六〇円をこえ一〇六、四一〇円以下のもの	一四・八割
七〇、九三〇円をこえ七四、四六〇円以下のもの	一四・〇割
六三、八〇〇円をこえ七〇、九三〇円以下のもの	一五・五割
五一、八七〇円をこえ六三、八〇〇円以下のもの	一六・一割
四九、八四〇円をこえ五一、八七〇円以下のもの	一六・九割
四六、四九〇円をこえ四九、八四〇円以下のもの	一七・四割
四五、一八〇円をこえ四六、四九〇円以下のもの	一七・八割
四三、八一〇円をこえ四五、一八〇円以下のもの	一九・〇割
三八、四三〇円をこえ四三、八一〇円以下のもの	一九・三割
三三、九四〇円をこえ三八、四三〇円以下のもの	二九・八割
三一、七一〇円をこえ三三、九四〇円以下のもの	三〇・二割
三一、八三〇円をこえ三一、七一〇円以下のもの	三〇・九割
三一、〇八〇円をこえ三一、八三〇円以下のもの	三一・九割
三〇、三三〇円をこえ三一、〇八〇円以下のもの	三一・七割
二九、一三〇円をこえ三〇、三三〇円以下のもの	三三・〇割
二七、九六〇円をこえ二九、一三〇円以下のもの	三三・四割
二七、九六〇円以下のもの	三四・五割
二七、九六〇円以下のもの	三五・一割

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の七の仮定俸給の額がこの表に記載された額に合致しないものについては、昭和四十七年三月三十日以前に退職（在職中死亡）の場合の死亡を含む。以下同じ）をした者に係る場合にあつては、その仮定俸給の額に一・二三四（昭和四十六年四月一日以後に退職をした者に係る場合にあつては、一・一〇五）を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）を、昭和四十七年四月一日以後に退職をした者に係る場合にあつては、その仮定俸給の額をそれぞれこの表の仮定俸給とする。

別表第四の七の次に次の一表を加える。

一一五、五三〇円をこえ一二五、六三〇円未満のもの  
一一〇、四四〇円をこえ一五、五三〇円以下のもの  
一〇六、四一〇円をこえ一一〇、西四〇円以下のもの  
七四、四六〇円をこえ一〇六、四一〇円以下のもの  
七〇、九三〇円をこえ七四、四六〇円以下のもの  
六三、八〇〇円をこえ七〇、九三〇円以下のもの  
五一、八七〇円をこえ六三、八〇〇円以下のもの  
四九、八四〇円をこえ五一、八七〇円以下のもの  
四六、四九〇円をこえ四九、八四〇円以下のもの  
四五、一八〇円をこえ四六、四九〇円以下のもの  
四三、八一〇円をこえ四五、一八〇円以下のもの  
三八、四三〇円をこえ四三、八一〇円以下のもの  
三三、九四〇円をこえ三八、四三〇円以下のもの  
三一、七一〇円をこえ三三、九四〇円以下のもの  
三一、八三〇円をこえ三一、七一〇円以下のもの  
三一、〇八〇円をこえ三一、八三〇円以下のもの  
三〇、三三〇円をこえ三一、〇八〇円以下のもの  
二九、一三〇円をこえ三〇、三三〇円以下のもの  
二七、九六〇円をこえ一九、一三〇円以下のもの  
二七、九六〇円以下のもの

障害の等級	年金額
一	一、二八三、〇〇〇円
二	一、〇三九、〇〇〇円
三	八三四、〇〇〇円
四	六二九、〇〇〇円
五	四八八、〇〇〇円
六	三七二、〇〇〇円

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第一四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「六二九、〇〇〇円」と、「一一一、〇〇〇円」とあるのは「七三一、五〇〇円」と読み替えるものとする。

第一条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第二条」を「第一条に、「第九十三条の二」を「第九十三条」に改める。

第二条第一項第三号を次のように改める。

三 遺族

イ 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡の当時主としてその収入により生計を維持していたもの

ロ 組合員である期間(以下「組合員期間」という。)が十年以上である組合員又は当該組合員であつた者の配偶者(イに掲げる配偶者に該当するものを除く。)

第三十八条第一項中「組合員である期間(以下「組合員期間」という。)を「組合員期間」に改め、同条第三項中「退職一時金又は遺族一時金」を「又は退職一時金」に改める。

第四十三条第一項中「第一条第一項第三号に規定する」を「配偶者 子、父母、孫及び祖父母の」に改める。

第四十五条中「遺族年金又は遺族一時金」を「又は遺族年金」に改める。

第七十二条第一項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第七十六条第二項ただし書中「十五万円」を「三十万一千四百円」に改め、同条第三項中「第九十三条の二第一項」を「第九十三条第一項」に改める。

第七十九条の二第三項第一号中「十一万四百円」を「二十二万八百円」に改める。

第八十八条第二項及び第八十三条第五項中「第九十三条の二」を「第九十三条」に改め、同条第二項及び第二項第一号中「十年以上」を「一年以上」に改め、同項第四号中「十年」を「一年」に改め、同条第二項及び第二項第一号中「十一万五千二百円」を「二十一万五千二百円」に改める。

第九十三条を削り、第九十三条の二を第九十三条とする。

第一百四十四条の二第二項中「以下第五項において同じ。」を「第五項において同じ。」又は公庫等職員である間に死亡したとき(厚生年金保険法の規定による遺族年金を受ける権利を有するときは除外。同項において同じ。)に改め、同条第五項中「復帰したとき」の下に「及び公庫等職員である間に死亡したとき」を加え、同条に次の二項を加える。

6 復帰希望職員が引き続き公庫等職員として在職し、引き続き他の公庫等に係る公庫等職員となつた場合(その者が更に引き続き当該公庫等以外の他の公庫等に係る公庫等職員となつた場合を含む)における前各項の規定の適用については、その者は、これらの他の公庫等に係る公庫等職員として在職する間、復帰希望職員として在職するものとみなす。

附則第二十条を次のように改める。

(長期給付に要する費用の再計算の特例)

第二十条 連合会加入組合以外の組合に係る第九十九条第一項第二号に規定する費用についての再計算で、同項の規定により昭和四十九年において行なるべきこととなるものは、同項の規定にかかるわらず、同年十月一日において行なるものとする。

別表第三中「一八三、六〇〇円」を「六二九、六〇〇円」に、「一五〇、〇〇〇円」を「一一一、六〇〇円」に、「一〇五、六〇〇円」を「二二〇、八〇〇円」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 遺族一時金に関する経過措置」を「第三節 削除」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第七条第一項各号列記以外の部分中「又は遺族一時金」を削り、同項第一号中「第四十四条」を「第四十五条」に、「又は第十項」を「第十項又は第十四項」に改め、「同条第十一項」の下に「又は第十二項」を加え、同項第六号中「第五号並びに及び第四号」を削り、「その後他に就職することなく政令で定める期間内に」に改める。

第九条第四号中「法律第百五十五号附則第四十二条第一項又は第四十三条に規定する外國政府職員又は外國特殊法人職員に係る外國政府又は法人」を「外國政府等(法律第百五十五号附則第四十二条第一項に規定する外國政府職員に係る外國政府、同法附則第四十三条に規定する外國特殊法人職員に係る法人及び同法附則第四十三条の二第一項に規定する外國特殊機関職員に係る特殊機関をいふ。以下この号において同じ。)」に、「当該外國政府又は法人」を「当該外國政府等」に改め、同法第五号を削り、同条第六号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とする。

第十一條第二項第一号中「附則第十一條第一項」の下に「又は恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第百二十一号)といふ。附則第六条」を「法律第百五十五号附則第十四条(同法附則第十八條第二項、

第十三條第二項中「十五万円」を「三十万一千四百円」に改め、同条第三項中「恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百二十一号。第三十二条の三第二項において「昭和四十一年法律第百二十一号」といふ。附則第六条」を「法律第百五十五号附則第十四条(同法附則第十八條第二項、

第二十三条第六項及び第三十二条において準用する場合を含む。以下この項及び第三十二条の三第二項において同じ」と、「同条を「同法附則第十四条」に改める。

第二十九条中「支給し、遺族一時金は、支給しない」を「支給する」に改める。

第三十一条の二の見出し中「十年」を「一年」に改める。

第三十二条の三第一項中「十一万五千二百円」を「十三万五千四百円」に改め、同条第二項中「六十五歳」を「六十歳」に、「昭和四十一年法律第二百二十一号附則第六条」を「法律第二百五十五号附則第十

四条に改める。第三十三条中「二十四万円」を「十九万六千六百六十円」に、「一人については、七千二百円」を「一

人までは、一人につき九千六百円」に改める。

第五章第三節を次のように改める。

### 第三十二条 削除

第三十四条及び第三十五条 削除

第三十七条を次のように改める。

第三十八条第一項中「第九十三条の二」を「第九十三条」に改める。

第四十五条の三第二項中「十五万円」を「三十万一千六百円」に改める。

第四十七条第一項中「支給し、遺族一時金は、支給しない」を「支給する」に改め、同条第二項中「及び第三十四条第二項」を削る。

第五十一条の二第四項第三号中「法律第二百五十五号附則第四十二条第一項又は第四十三条に規定する外国政府職員又は外国特殊法人職員に係る外国政府又は法人」を「外国政府等（法律第二百五十五号附則第四十二条第一項に規定する外国政府職員に係る外国政府、同法附則第四十三条に規定する外国特殊法人職員に係る特殊機関をいう。以下この号において同じ。）」に、「当該外国政府又は法人」を「当該外国政府等」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とする。

第五十三条第一号中「遺族年金又は遺族一時金」を「又は遺族年金」に改め、同条第二号中「（第三

十六条第一項第一号の規定により遺族に支給される一時金にあつては、新法の規定による遺族一時金」を削る。

別表中「九五三、一一〇〇円」を「一、一大七、八〇〇円」に、「六二一、一一〇〇円」を「七五七、八〇〇円」に、「四一三、一〇〇〇円」を「五〇〇、八〇〇円」に改め、同表の備考二中「三万六千円」を「七万二千円」に改め、同表の備考三中「二万四百円」を「一万八千八百円」に、「一人については、七千二百円」を「一人までは、一人につき九千六百円」に改める。

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一  
部を改正する法律案に対する附帯決議

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一  
部を改正する法律案に対する附帯決議

均衡等を考慮しつつ、適切な措置を講ずるよう検討すること。

二 国家公務員共済組合等及び公共企業体職員等共済組合からの年金について、国民の生活水準、國家公務員及び公共企業体職員の給与、物価等の上昇を考慮し、既裁定年金の実質的価値保全のための具体的な対策を早急に進める。

三 長期給付の財政方式については、賦課方式の問題も含めて検討すること。

四 旧令、旧法による年金額の改善については、引きつき一層努力すること。

五 国家公務員共済組合及び公共企業体職員等共済組合間の年金算定の基礎俸給、最低保障額等の差異について、是正するよう検討すること。

六 家族療養費の給付については、他の医療保険制度との均衡を考慮しつつ、その改善に努めること。

七 長期に勤続した組合員が退職した場合において、医療給付の激変をさけるための措置をすみやかに検討すること。

八 労働組合の非在籍専従役員が共済組合員としての資格を継続することについて検討すること。  
九 共済組合の運営が一層自主的、民主的に行なわれるため、運営審議会等において組合員の意向がさらに反映されるよう努めること。

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、公共企業体の共済組合が支給している昭和三十三年の改正前の旧「国家公務員共済組合法」（以下「旧法」といふ。）及び現行の「公共企業体職員等共済組合法」（以下「新法」といふ。）の規定に基づく既裁定の退職年金等について、別途今国会に提出された恩給法等の一部を改正する法律案による恩給の額の改定措置に準じて年金額を引き上げることとするとともに、遺族年金の受給資格要件の緩和等の措置を講ずるほか、公共企業体職員の通勤による災害に対し各公共企業体が補償することとして、日本専売公社法、日本国有鉄道法及び日本電信電話公社法について所要の改正を行なうとするもので、主な内容は次のとおりである。

第一 恩給法等の改正にならん措置

### 1 年金額の引上げ

旧法及び新法に基づく退職年金等については、恩給における改善措置にならない、次のように引き上げること。

(1) 前記の年金について、その年金額算定の基礎となつた俸給を二三・四%（昭和四十六年度に給付事由が生じた年金にあつては、一〇・五%）増額することにより、昭和四十八年十月分から年金額を引き上げること。

(2) 前記(1)のはか、次に掲げる年金については、その年金額算定の基礎となつた俸給を四号俸を限度として増額することにより、昭和四十八年十月分から年金額を引き上げること。  
イ 長期勤続した七十歳以上の者が受ける退職年金等

ロ 長期勤続した者に係る遺族年金のうち、七十歳以上の者及び七十歳未満の妻、子又は孫が受けるもの

2 その他

外国特殊機関職員の在職期間の通算条件を緩和すること等恩給制度の改正にならい所要の措置を講ずること。

## 第二 1 その他の改正措置 遺族年金の受給資

1  
遺族年金の受給資格要件の緩和  
遺族年金の受給資格要件は、現在、組合員期間十年以上とされているが、他の社会保険にお

ける通算年金の受給資格要件との均衡等を考慮し、組合員期間一年以上に短縮すること。  
通算退職年金の定額部分の引上げ  
厚生年金の引上げに伴い、通算退職年金の定額部分を、四百六十円から九百二十円に引き上げること。

(1) 公團等に転出した復帰希望職員の公團等の在職期間の組合員期間への通算条件の緩和と  
従来、日本鐵道建設公團、新東京国際空港公團又は本州四國連絡橋公團に転出した復帰希望職員の公團等の在職期間の組合員期間への算入はそれぞれの公團設立の際に国鐵に在職していた者に限つて認められているが、今回これらの条件を緩和し、政令で定める公團等への今後の転出についてもその対象とすること。

(2) 公庫等に転出した更新組合員が転出後六月以内に死亡した場合に、当該転出者の転出期間を組合員期間に算入すること。

(3) 公共企業体の職員の通勤による災害に対し、公共企業体が、政令で定めるところにより労働基準法の業務上の災害補償に準じた補償を行なうものとすること。

この法律は、昭和四十八年十一月から施行するにいたるが、第一の2については同年十一月一日から、第二の3(1)及び(2)についてもこれは公示の日から、第二の3(2)については同年十一月一日から、第三の3(3)については國家公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行の日から、それぞれ施行すること。

二 議案の修正議決理由  
恩給の改善措置に準じ、公共企業体の共済組合からの年金について、その額を引き上げる等所要の改善措置を講ずるほか、公共企業体職員の通勤による災害に対し、各公共企業体が補償することとし、そのため三公社法について所要の改正を行なうことは時宜に適するものと認めるが、なお、厚生年金保険における修正内容にならない、通算退職年金の額について所要の引上げを行なうことが適當と認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。  
なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

年金額の改定に伴う増加所要額は、昭和四十八年度において三公社で約百六億二千九百万円と見込まれているが、追加費用等として措置される。  
右報告する。

衆議院議長 前尾繁三郎殿

大藏委員長 鴨田宗

(小字及び一は修正)

(昭和四十一年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部改正)  
第一条 昭和四十一年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第百六号)の一部を次のように改正する。  
第一条の五の次に次の二条を加える。

**第一条の六** (昭和四十八年度における旧法による退職年金等の額の改定)  
前条第一項の規定の適用を受ける年金につきては

2 第一条の六 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の七の仮定俸給（同条第五項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金、前条第二項の規定により同項各号に掲げる金額をもつて改定年金額とした年金又は同条第三項若しくは第四項の規定により同条第三項各号に掲げる金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の八の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を準用して算定した額に改定する。

前条第一項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達している年金に限る。次項において同じ。）で、七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対する前項の規定の適用については、同項中「別表第一」の八の仮定俸給とあるのは、「別表第一」の八の仮定俸給の四段階上位の仮定俸給」とする。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

第一項の規定は、第一項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。  
第一項又は前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が七十歳に達した

とき（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻子又は孫が七十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、第一項の規定により読み替えて適用する第一項の規定に準じてその額を改定する。

**第二条の六** 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十八年十月分以後、その額（昭和四十八年度における旧法による障害年金等の額の改定）

を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の七の仮定俸給（同条第四項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とし、年金又は前条第二項若しくは第三項

の規定により改定された年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定期年金額の算定の基礎となるべき仮定期俸給<sup>(改訂した)</sup>に対応する別表第一の八の仮定期俸給を算定<sup>(改訂した)</sup>とみなす。第一条第一項の規定に準じて算定した額に改正する。この場合における

て、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の八」と読み替えるものとする。  
第一条の六第二項の規定によると、前条第一項の規定によるトヨタ自動車(株)は、

金に相当する年金を受けることができた組合員期間を有していた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受けた最短年金年限に達しているものに係る年金に限る。)で、七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対し前項の規定を適用する場合について準用する。  
次の各号に掲げる年金については、前二項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十八年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。  
一 障害年金 別表第四の八に定める障害の等級に対応する年金額(障害の等級が一級又は二級

に該当するものにあつては、七万二千円を加えた額)  
二 殉職年金 二十九万六千百円  
三 障害遺族年金 前号に掲げる額の十分の七・五に相当する金額

4 前項の場合において、障青年金を受ける権利を有する者に扶養親族があるときは、同項第一号に掲げる額に、配偶者である扶養親族については二万八千八百円、配偶者以外の扶養親族については一人につき四千八百円（そのうち二人までは、一人につき九千六百円）を加えた額をその改定する額とする。

一一八六





第八十二条の二 組合員（長期給付に関する規定）  
定の適用を受けない者を除く。以下この条において同じ。が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特別の法律により設立された法人でその業務が各公共企業体の事務又は事業と密接な関連を有するものうち各公共企業体ごとに政令で定めるもの（日本国有鉄道について、日本鉄道建設

合員」とあるのは、復帰希望職員」と、第六十四条第一項中「給付及び福利事業」とあるのは、「長期給付」と、第六十六条第一項中「公共企業体は、次に掲げる金額を」とあるのは、「公團等は第二号に掲げる金額を」、公共企業体は第四項号に掲げる金額をそれぞれ」と、同条第四項中「公共企業体」とあるのは、「公團等若しくは公共企業体」と読み替えるものとする。

復帰希望職員が公團等職員として在職しなくなつたとき(引き続き復帰したとき及び公

間に応じて別表第三に定める日数を乗して得た金額とする。  
第十五条第二項、第十八条第二項及び第二十三条の規定は、遺族一時金の支給について準用する。  
第一項の規定により遺族一時金を支給すべき場合において、第五十九条第一項の規定により遺族年金の支給を受けるべき者があるときは、当該遺族一時金の支給と当該遺族年金の支給との調整に関し必要な事項は、政令で

務員又は公庫等職員であつた期間」とあるのは、改め、同条第六項中「組合員とみなされる國家公務員」の下に「又は公庫等職員」を加え、「國家公務員であつた期間」とあるのは「國家公務員又は公庫等職員であつた期間」とあるのは、改める。  
〔別紙〕

第六十一条の二第三項中「四百六十円」を「五百二十円」に改め、同条第五項を同条第六項<sup>し</sup>とし、同条第四項中「前項」を「前一項」に改め、同項を同条第五項<sup>し</sup>とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、通算退職年金の年額は、通算退職年金の支給を受ける者についてその退職時にその給付事由が生じていたとした場合においてその年額がその後の改正により改定されているならば、その改定された年額と同一の額とする。

第七十八条第二項を削る。

第八十九条の次に次の二条を加える。

き（その死亡によりそな者の遺族が厚生年金保険法の規定による遺族年金を受ける権利を有することはことなつたときを除く。同項において同じ。）は、長期給付に関する規定（第六章の規定を除く。）の適用について、その考へ方は、転出の時に退職しなかつたものとみなされし、当該公団等職員であつた間引き続き組合員であつたものとみなす。ただし、当該公団等職員であつた間に病気にかかり、又は負傷したことによる廃疾給付については、この限りでない。

復帰希望職員及び公団等については、当該復帰希望職員の転出の時にさかのぼつて、第六章（第六十六条第一項第一号及び第三号に掲げる額に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合に、組合員の規定

法律第一百一十一号。以下「昭和四十一年法律第二百二十一号」という。附則第六条を「法律第二百五十五号附則第十四条」に改める。  
附則第七条の次に次の二条を加える。  
(遺族一時金)  
第七条の二 昭和四十二年度以後における公企事業体職員等共済組合法に規定する共済組合員が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第一号)の施行の際に組合員の資格を有していた組合員期間一年以上十年未満の組合員が死亡したときは、その者の配偶者(当該組合員の死亡當時主としてその収入により生活計を維持していた者を除く。)に遺族一時金を支給する。

項」に改める。  
附則第二十四条第一項中「公庫等の職員」を  
同法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等  
等職員に、「又は公庫等の職員」を「又は公庫等  
職員」に改める。

附則第二十五条第一項中「死亡したときは」を  
「死後」若しくは國家公務員として在職した  
後公庫等職員となり、その職を退くことなく  
て死亡したとき（国家公務員共済組合規約  
により同法の組合員であつたものとみなされる  
ときに限り、その死亡によりその者の遺族が厚  
生年金保険法の規定による遺族年金を受ける権  
利を有することとなつたときを除く）に改め  
る。同第三項及び第四項中「國家公務員」の下  
に「又は公庫等職員」を加え、同第五項中「國

第五十四条第四項中「四百六十円」を「九百十円」に改める。

2 条において「復帰希望職員」というのが引き続き公団等職員である間、その支払を差し止めること。

子及び孫について、十八歳未満でまだ婚姻（届出をしていないが、事實上婚姻と）する。組合員の事情にある場合を含む。（以下同じ。）していない者は組合員若しくは組合員であつた者の死亡、当時から引き続き別表第二に掲げる程度の廃疾の状態にある者に限る。

二、組合員期間が十年以上である組合員又は組合員であつた者の配偶者（前号に掲げる配偶者に該当するものを除く。）  
第三十五条第二項中「前項」を「前項第一号」に改める。  
第一十六条第一項中「前条第一項に掲げる」と「配偶者、子、父母、孫及び祖父母の」に改める。  
第四十八条第七号を次のよう改める。

公団、新東京国際空港公団及び本州四国連絡橋公団並びに政令で定めるものとする。以下の条において「公団等」という。)に使用さる者(役員及び常時勤務に服することを要しない者)を除く。以下の条において「職員」という。)となるため退職した場合において、その者が、その公団等職員となつた日から六十日以内に、運営規則で定めるところにより、その引き続公団等職員である期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき(以下この条において「復帰したとき」といふ)、第十五条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることが、希望する旨を組合に申し出たときは、当該組合員(以下この条において「転出」という。)に係る長期給付は、その申出をした者(以下この

を改正する法律案に対する附帯決議事項を実現するよう、なお一層努力すべきである。

一 共済組合の給付に要する費用の負担及びその均衡等を考慮しつつ、適切な措置を講ずるよう検討すること。

二 国家公務員共済組合等及び公共企業体職員等共済組合からの年金について、国民の生活水準、国家公務員及び公共企業体職員の給与、物価等の上昇を考慮し、既裁定年金の実質的価値保全のための具体的な対策を早急に進めること。

三 長期給付の財政方式については、賦課方式の問題も含めて検討すること。

四 旧令、旧法による年金額の改善については、引きつづき一層努力すること。

五 国家公務員共済組合及び公共企業体職員等共済組合両制度間の年金算定の基礎俸給、最低保障額等の差異について、是正するよう検討すること。

六 家族療養費の給付については、他の医療保険制度との均衡を考慮しつつ、その改善に努めること。

七 長期に勤続した組合員が退職した場合において、医療給付の激変をさけるための措置をすみやかに検討すること。

八 労働組合の非在籍専従役員が共済組合員としての資格を継続することについて検討すること。

九 共済組合の運営が一層自主的、民主的に行なわれるため、運営審議会等において組合員の意向がさらに反映されるよう努めること。

一 議案の要旨及び目的  
本案は、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A.T.A.条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

二 物品の一時輸入のための通関手帳に關する  
通関条約(A.T.A.条約)の実施に伴う関税法等の特例その他の必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 第十七条に定める再輸出免税物品のうち政令で定めるものについては、通関手帳(一時輸入のための通関手帳)を使用することができ

償却の状況にかんがみ、適切なものと認められを可決すべきものと認決した次第である。

右報告する。

昭和四十八年六月二十九日

衆議院議長 前尾繁三郎殿 商工委員長 浦野 幸男

一一九〇

ること。

2 わが国における通関手帳の発給及び通関手帳により輸入される物品の関税等の保証を行なうこと。

3 保証を行なう団体の認可に関する手続、業務に関する大蔵大臣への報告義務等の規定を設けること。

4 通関手帳により輸入された物品が所定の期間内に再輸出されない場合等には、保証団体は輸入者と連帶して関税等を納付する義務を負うこと。

5 その他A.T.A.条約を実施するための所要の規定を設けること。

6 この法律は、A.T.A.条約がわが国について効力を生ずる日から施行すること。

二 議案の可決理由  
本案は、近年経済及び文化の分野における国際交流が盛んになつてきていることを反映してわが国に一時輸入される物品は増加の傾向を示している実情であることからみ、一時的に輸入される物品に対して通関手続の簡素化を図ることは国際的な商業活動及び文化活動の向上に著しい効果をもたらすとともに、また関税制度の国際的な一層高度の調和及び統一を確立することとなるので、適切な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十八年六月二十九日

衆議院議長 大蔵委員長 暉田 宗一

衆議院議長 前尾繁三郎殿

法律案(内閣提出)に関する報告書

輸出疏安壳掛金経理臨時措置法を廃止する

一 議案の要旨及び目的  
本案は、疏安生産業者の輸出疏安繰延損失の償却が、昭和四十八年三月三十一日までに完了することになつたことにかんがみ、輸出疏安壳掛金経理臨時措置法を廃止しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 八年法律第百九号は、廃止する。

2 附則  
(1) この法律は、公布の日から施行する。  
(2) この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

二 議案の可決理由  
本案は、疏安生産業者の輸出疏安繰延損失の